

日本語教員等の養成・研修に関する 調査結果について

平成24年3月30日

日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議

目 次

第 1 章 今回実施した調査について

- 1. 今回の調査の背景について..... 3
- 2. 今回実施した調査について..... 5

第 2 章 今回の調査結果とそのポイントについて

I 日本語教育機関等における日本語教員等の現状について（調査 1 関係）

- ①勤務形態..... 10
- ②年齢..... 11
- ③最終学歴..... 12
- ④指導法を学んだ機関等..... 13
- ⑤国内における日本語指導の経験年数..... 14
- ⑥海外における日本語指導の経験年数..... 15
- ⑦日本語教育以外の社会経験..... 16
- ⑧日本語教育能力検定試験の可否..... 17
- ⑨専門分野..... 18
- ⑩日本語教員等養成課程修了後の進路..... 19

II 日本語教育機関等が日本語教員等に求めるものについて（調査 2 関係）

- ①最終学歴..... 20
- ②具体的な役割..... 21
- ③基本的な資質..... 22
- ④日本語指導の経験年数..... 23
- ⑤日本語教育以外の社会経験..... 24
- ⑥日本語教育能力検定試験の可否..... 25
- ⑦使用できる言語（母語）..... 26
- ⑧使用できる言語（第二言語）..... 27
- ⑨専門分野..... 28
- ⑩日本語教員等が不足している受講者の属性..... 29

Ⅲ 日本語教員等の養成・研修を実施している日本語教育機関等における日本語教員等の養成・研修に関するカリキュラム・シラバスの内容について（調査３関係）

- ①特徴的だと考えられるカリキュラム・シラバスの事例..... 30
- ②日本語教員等の養成・研修課程の目的・目標..... 31

Ⅳ 日本語教育機関等が所属する日本語教員等に対して実施している研修の内容について（調査４関係）

- ①日本語教育機関等が所属する日本語教員等に対して実施している
初任者研修の内容..... 38
- ②日本語教育機関等が所属する日本語教員等に対して実施している
現職研修の内容..... 39

Ⅴ 日本語教員等が日本語教育機関等に求める研修の内容について（調査５関係）

- ①日本語教員等が日本語教育機関等に求める研修の内容（勤務形態別）..... 40
- ②日本語教員等が日本語教育機関等に求める研修の内容（経験年数別）..... 41

第３章 日本語教員等の養成・研修にかかわる課題と今後の検討等について

- 1. 今回の調査結果から見える日本語教員等の養成・研修に関わる課題について..... 42
- 2. 日本語教員等の養成・研修に係る今後の検討等について..... 44

第４章 参考資料

- ①日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議について
（平成２１年６月１８日 文化庁次長決定）..... 48
- ②日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議委員名簿
..... 49
- ③日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議の開催状況
..... 50
- ④日本語教員の養成等に関するこれまでの主な提言等について..... 51
- ⑤「生活者としての外国人」のための日本語教育事業について..... 80

ここに報告するのは、文化庁が平成21年6月以降、「日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議」を設置して実施した日本語教員等の養成・研修に関する調査結果についてである。

第1章 今回実施した調査について

1. 今回の調査の背景について

（日本語教員等の養成・研修についてのこれまでの主な検討・提言）

教育は、直接の担い手である指導者の力に懸かっていると言っても過言ではない。もちろん、学習者の意欲や日々の学習実践が大前提となるが、このことは日本語教育についても同じである。このため、日本語教育を担う日本語教員等の養成・研修についてはこれまでも様々な検討・提言が行われてきた。

過去30年を振り返ってみると、昭和59年6月、当時の文部省に設置された「留学生問題調査・研究に関する協力者会議」は「21世紀への留学生政策の展開について（報告）」の中で、西暦2000年の留学生受け入れ数を10万人とすることを目標として掲げ、政府もいわゆる「留学生10万人計画」を打ち出した。

これらを背景に、昭和60年5月には、同じく当時の文部省に設置された「日本語教育施策の推進に関する調査研究会」により「日本語教員の養成等について（報告）」（以下「60年報告」という。）が取りまとめられ、日本語教員養成における教育水準の向上のため、大学等の日本語教員養成機関における「標準的な教育内容」が示された。これは主として留学生等を対象とする日本語教育の環境整備を図ろうとするものであった。

その後、平成2年の「出入国管理及び難民認定法（いわゆる入管法）」の改正に伴う外国人登録者数の増加や家族を伴った日系外国人の増加等に応じて、これまで以上に地域における日本語教育の充実が必要となった。このため、平成10年5月、文化庁に「今後の日本語教育施策の推進に関する調査研究協力者会議」が設置され、平成11年3月、「今後の日本語教育の推進について－日本語教育の新たな展開を目指して－（報告）」が取りまとめられた。その中で、地域における日本語教育の推進や日本語教員養成の在り方に関する課題などが提示された。

これを踏まえ、平成11年7月には、同じく文化庁に「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が設置され、日本語教員の資質向上とその養成に関し一層の改善を図ることを目的として議論が行われた。その結果、平成12年3月には「日本語教育のための教員養成について（報告）」（以下「12年報告」という。）が取りまとめられた。

その中では、日本語教員養成機関における教育課程編成の基本的な在り方として、60年報告で示された日本語教員養成のための「標準的な教育内容」のように画一的な教育内容ではなく、養成する日本語教員の主な活躍の場や専攻に応じて組み合わせ可能な「基礎から応用に至る選択可能な教育内容」が新たに示されるなど、各機関の創意工夫による様々な教育課程の編成が一層実現しやすいものへと見直しが行われた。

その際、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分に応じて新たな教育内容が示された。

12年報告が取りまとめられた後の日本語教育を取り巻く様々な状況の変化は周知のとおりである。すなわち、既に述べた外国人登録者数の増加や日系外国人とその家族の日本での滞在の長期化、定住化傾向が見られるだけでなく、国際結婚の配偶者が増加したり、留学生が日本で就職して滞在が長期化したり、コンピューター技術者などをはじめとした高度な技術・能力を持った外国人の数も増加している。これに応じて、外国人との共生に関する施策が推進され、外国人の高度人材については受入促進施策の検討が進められている。その他、EPA（経済連携協定）に基づき受け入れた看護師・介護福祉士候補者への対応も進められている。

また、「留学生10万人計画」は20年後の平成15年に数値目標を達成したが、これを踏まえ、平成20年には政府により「留学生30万人計画」が策定されるなど新たな局面を迎えている。

さらに、国内の日本語学習者は平成22年11月1日現在で約17万人と増加傾向にあり（文化庁調べ）、また、海外においても、平成21年現在、133の国と地域で365万人を超える学習者が日本語を学ぶまでに日本語・日本語教育のニーズは拡大してきている（独立行政法人国際交流基金調べ）。

（文化庁における日本語教育の推進）

このような状況の中で、文化庁では、平成19年7月に文化審議会国語分科会に戦後初めて日本語教育について検討を行う審議機関として「日本語教育小委員会」を設置し、外国人の定住化傾向や社会参加の必要性の高まりを踏まえ、日本語教育についての検討を開始した。

その結果は、まず平成20年1月に「国語分科会日本語教育小委員会における審議について―今後検討すべき日本語教育の課題―」として取りまとめられ、今後検討すべき課題が①内容の改善、②体制の整備、③連携協力の推進の三つに整理された。

これを受け、平成21年1月には、「国語分科会日本語教育小委員会における審議について―日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討―」が取りまとめられた。

その中で、地域における日本語教育の体制整備について、国・都道府県・市町村の役割分担や地域における日本語教育で必要とされる機関及び人材とその役割が整理された。また、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等については、その目的・目標の提示や標準的な内容の提示といった改善の方向性が示された。あわせて、今後の具体的な課題として①標準的なカリキュラムの開発、②参考例としての教材作成、③日本語能力及び日本語指導力に関する評価が示された。

これを受け、平成22年5月に「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」、平成23年1月に「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック」が取りまとめられた。

また、平成24年1月には「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集」及び「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について」が取りまとめられた。平成24年度には、日本語指導者の指導力の評価について検討される予定である。

このような日本語教育小委員会の、地域における「生活者としての外国人」に対する日本語教育に力点を置いた集中的な審議の開始と時を同じくして、文化庁は平成19年度から「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」をスタートさせた。

本事業は、「生活者としての外国人」のための日本語教室の設置運営、退職した教員等や日本語能力を有する外国人等を対象とした日本語指導者の養成、一定の経験を有するボランティアを対象とした実践的研修を実施するとともに、地域日本語教育コーディネーター研修を実施するものである。

なお、平成24年度はスタートからちょうど5年が経過することを踏まえ、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」等を活用した日本語教室の設置、人材の育成、教材の開発の三つをセットで組み合わせ、より工夫された地域の取組を重点的に後押しすることとしている。

（今回の調査の実施）

今回の調査は、地域における「生活者としての外国人」に対する日本語教育の推進が一つの大きな流れとなる中で、平成21年6月に「日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議」を文化庁に設置し、実施することとしたものである。これを受け、本協力者会議としては、こうした流れも踏まえ、特に地域における「生活者としての外国人」を対象とする日本語教員等の養成・研修を意識しつつ、まずは大学、日本語学校、地域の日本語教室などにおける日本語教員等の現状及びその養成・研修の現状に関わる基本的な事項について広く調査し、その結果から改めてどのような課題があるのか検討・分析した。

2. 今回実施した調査について

（「日本語教育実態調査」）

文化庁では、国内の日本語教育の現状を把握するため、昭和42年以来毎年継続して「日本語教育実態調査」を実施している。この調査は、文化庁文化庁国語課で知り得た日本語教育又は日本語教員等の養成・研修を実施している国内の機関及び施設・団体に調査票を送付し、そのうち回答のあったものについて数値を集計するという方法で実施している。

その際、これまでの経緯を踏まえ、日本語教育の主たる対象が留学生かどうかという観点から、調査対象を「大学等機関」（＝大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校）と「一般の施設・団体」（＝地方公共団体、教育委員会、国際交流協会、特定非営利活動法人、学校法人・準学校法人、株式会社・有限会社、社団法人・財団法人、その他の法人、任意団体など日本語教育を実施するもののうち、大学等機関を除いたもの）

の二つに区分し、調査結果を整理している。また、調査時点は、毎調査年度の11月1日現在である。

（今回実施した調査の概要）

今回の調査においては、日本語教員等の現状及びその養成・研修の現状に関わる基本的な事項に関して全体的な傾向をより広く把握するために、この「日本語教育実態調査」の例年の質問項目に加え、新たな質問項目を追加するなどして実施した。

その際、これまでの「日本語教育実態調査」における「一般の施設・団体」のうち、財団法人日本語教育振興協会（以下「日振協」という。）の定める「日本語教育機関の運営に関する基準」を満たすものとして日振協が認定したもの（以下「日振協認定機関」という。）は、教員や施設など一定の基準を満たすものとしてグルーピングが可能であることから、よりきめ細やかな調査・分析ができるよう別立てとした。

このため、「大学等機関」、「日振協認定機関」、「（日振協認定機関を除く）一般の施設・団体」（これ以降、注記せずに「一般の施設・団体」と記載している場合は、この区分を指すものとする。）の三つのグループに分けて調査を実施することとした。

また、これら三つのグループの総称として、「日本語教育機関等」を用いることとした。

さらに、今回の調査においては、有給・無給に関わらず、日本語教育を行う教員、教師、指導者及び日本語学習支援者の総称として「日本語教員等」を用いることとした。

こうして今回実施した調査の概要は、次のとおりである。

調査1 日本語教育機関等における日本語教員等の現状について

[10 ページ～19 ページ]

日本語教育機関等における日本語教員等の現状にかかわる基本的な事項に関して全体的な傾向を大まかに把握するために、文化庁が毎年実施している「日本語教育実態調査」の平成21年度分の調査に新たな質問項目を追加する形で実施したものである。

その際、全体的な傾向を大まかに把握することに主眼を置いたことや効率的な調査の実施の観点などから個々の日本語教員等を直接の調査対象とするのではなく、日本語教育機関等を対象に、所属する日本語教員等について当該日本語教育機関等が把握している範囲内の情報に基づき回答するよう依頼した。

このため、「分からない」という回答が大きな割合を占める調査結果も見受けられる。

したがって、調査結果については飽くまでも全体的な傾向をおおまかに把握するためのデータとして捉える必要がある。（調査2も同様。）

こうして、「平成２１年度日本語教育実態調査」における日本語教員等２９，１９０人のうち１６，５３４人分の回答があった。

なお、「平成２１年度日本語教育実態調査」における日本語教育機関等の数は、１，６５５であったが、地方公共団体、教育委員会等が公民館等で日本語教育を実施している場合、地方公共団体、教育委員会等といった実施主体単位ではなく、公民館等の実施場所単位で回答された場合があったため、回答数は対象数よりも多くなっている。（調査２も同様。）

調査２ 日本語教育機関等が日本語教員等に求めるものについて

[20 ページ～29 ページ]

日本語教育機関等が日本語教員等に対して何を求めているのか大まかに把握するために、調査１と同様、「日本語教育実態調査」の平成２１年度分の調査に新たな質問項目を追加する形で実施したものである。

調査３ 日本語教員等の養成・研修を実施している日本語教育機関等における日本語教員等の養成・研修に関するカリキュラム・シラバスの内容について

[30 ページ～37 ページ]

日本語教員等の養成・研修を実施している日本語教育機関等における日本語教員等の養成・研修に関するカリキュラム・シラバスの内容を大まかに把握するために実施したものである。

調査対象は、「平成２１年度日本語教育実態調査」において日本語教員等の養成・研修を実施していると回答した５００の日本語教育機関等のうち、養成・研修の目的、養成・研修の課程の名称、受講対象や受講者数、実習の有無等の情報を参考に４１の大学等機関、２７の日振協認定機関、３７の一般の施設・団体を選定した。

その上で、選定された日本語教育機関等に対して、平成２２年度のカリキュラム・シラバスを養成・研修の課程ごとに提出するよう依頼し、提出があった２９の大学等機関（３８課程）、１６の日振協認定機関（１９課程）、１５の一般の施設・団体（２５課程）のデータから①特徴的と考えられるカリキュラム・シラバスの内容及び②養成・研修課程の目的・目標を整理した。

なお、限られた少数の日本語教育機関等を事例的に選んで資料提供を受けたものであり、資料から量的な情報（百分率等）を引き出して、養成・研修に関するカリキュラム全体の特徴や傾向を知るためのものではないことから、カリキュラムの内容を具体的に知るための情報として活用した。

調査4 日本語教育機関等が所属する日本語教員等に対して実施している研修の内容について

[38 ページ～39 ページ]

日本語教育機関等が所属する新規採用教員等や現職教員等に対して実施している研修の内容を大まかに把握するために実施したものである。

調査対象は、「平成21年度日本語教育実態調査」において①平成19年度～21年度の間に新規採用教員等への研修（初任者研修）を実施していると回答した日本語教育機関等，②平成19年度～21年度の間に現職教員等への研修（現職研修）を実施していると回答した日本語教育機関等である。

その数は、大学等機関28，日振協認定機関183，一般の施設・団体263である。

これらの日本語教育機関等に対して調査票を送付し，回答のあった12の大学等機関，83の日振協認定機関，111の一般の施設・団体のデータを教育内容により整理した。

調査5 日本語教員等が日本語教育機関等に求める研修の内容について

[40 ページ～41 ページ]

日本語教員等が日本語教育機関等にどのような研修の内容を求めているのか大まかに把握するために実施したものである。

調査対象は，調査4の対象となった日本語教育機関等に所属する日本語教員等であり，調査4の対象となった日本語教育機関等に調査票を10部ずつ送付し，所属する日本語教員等に配布してもらった。

また，所属する日本語教員等が10人を超える場合は，無作為に抽出した10人に回答を提出してもらった。

この結果，回答のあった日本語教員等1,484人分のデータを教育内容により整理した。

これら調査1から調査5までの全体の概要をまとめたものが次のページの図表である。

今回実施した調査の概要一覧

	調査 1	調査 2	調査 3	調査 4	調査 5
調査内容	日本語教育機関等における日本語教員等の現状について	日本語教育機関等が日本語教員等に求めるものについて	日本語教員等の養成・研修を実施している日本語教育機関等における日本語教員等の養成・研修に関するカリキュラム・シラパスの内容について	日本語教育機関等が所属する日本語教員等に対して実施している研修の内容について	日本語教員等が日本語教育機関等に求める研修の内容について
調査対象	日本語教育機関等 （「日本語教員等養成課程修了後の進路」の調査項目については、日本語教育機関等のうち、日本語教員等の養成・研修を実施している大学等機関、日振協認定機関を対象に調査）	日本語教育機関等	「平成 21 年度日本語教育実態調査」において日本語教員等の養成・研修を実施していると回答した日本語教育機関等のうち、養成・研修の目的、養成・研修の課程の名称、受講対象や受講者数、実習の有無等の情報を参考に選定した日本語教育機関等	「平成 21 年度日本語教育実態調査」において①平成 19 年度～21 年度に初任者研修を実施していると回答した日本語教育機関等、②同期間に現職研修を実施していると回答した日本語教育機関等	調査 4 の対象となった日本語教育機関等に所属する日本語教員等（対象者が 10 人を超える場合は、日本語教育機関等側が 10 人を無作為に抽出）
主な調査項目	- 勤務形態 - 年齢 - 最終学歴 - 指導法を学んだ機関等 - 日本語指導の経験年数（国内、海外） - 日本語教育以外の社会経験 - 日本語教育能力検定試験の可否 - 専門分野 - 日本語教員等養成課程修了後の進路	- 最終学歴 - 具体的な役割 - 基本的な資質 - 日本語指導の経験年数 - 日本語教育以外の社会経験 - 日本語教育能力検定試験の可否 - 使用できる言語（母語、第二言語） - 専門分野 - 日本語教員等が不足している受講生の属性	- 日本語教員等の養成・研修のカリキュラム・シラパス - 特徴的と考えられるカリキュラム・シラパスの内容 - 日本語教員等の養成・研修課程の目的・目標	- 初任者研修の内容 - 現職研修の内容	今後必要だと思う研修の内容（勤務形態別、経験年数別）
調査時点	平成 21 年 11 月 1 日	平成 21 年 11 月 1 日	平成 22 年度のカリキュラム・シラパス	平成 22 年 12 月 10 日	平成 22 年 12 月 10 日
調査方法	郵送による質問紙調査※1	郵送による質問紙調査※1	カリキュラム・シラパスの収集調査	郵送による質問紙調査※1	郵送による質問紙調査※1
回答数・対象数	大学等機関	回答数：731 機関※2 (3,812 人) 対象数：542 機関 (4,574 人)	回答数：29 機関 (38 課程) 対象数：41 機関	回答数：12 機関 対象数：28 機関	回答数：1,484 人 対象数：6,988 人
	日振協認定機関	回答数：328 機関※2 (5,813 人) 対象数：338 機関 (6,093 人)	回答数：16 機関 (19 課程) 対象数：27 機関	回答数：83 機関 対象数：183 機関	
	一般の施設・団体	回答数：785 施設・団体※2 (6,909 人) 対象数：775 施設・団体 (18,523 人)	回答数：15 施設・団体 (25 課程) 対象数：37 施設・団体	回答数：111 施設・団体 対象数：263 施設・団体	

※1 回答は調査 1, 2, 4 については日本語教員等が所属する日本語教育機関等が記入し、調査 5 は日本語教員等個人が記入している。

※2 調査 1 と調査 2 で、同一の日本語教育機関等の中で複数の場所又は教育課程に分かれて日本語教育を実施している場合、それぞれから回答が提出された場合があったため、回答数は対象数より多くなっていることがある。また、調査 1 で、「日本語教員等養成課程修了後の進路」の調査項目については、「平成 21 年度日本語教育実態調査」において日本語教員等の養成・研修を実施していると回答した大学等機関、日振協認定機関を対象に、平成 20 年度の日本語教員等養成課程の修了者の進路について調査を実施し、大学等機関は回答数 157 機関（学生 2,832 人）、対象数 205 機関（学生 22,913 人）で、日振協認定機関は回答数 22 機関（受講者 954 人）、対象数 40 機関（受講者 1,567 人）であった。

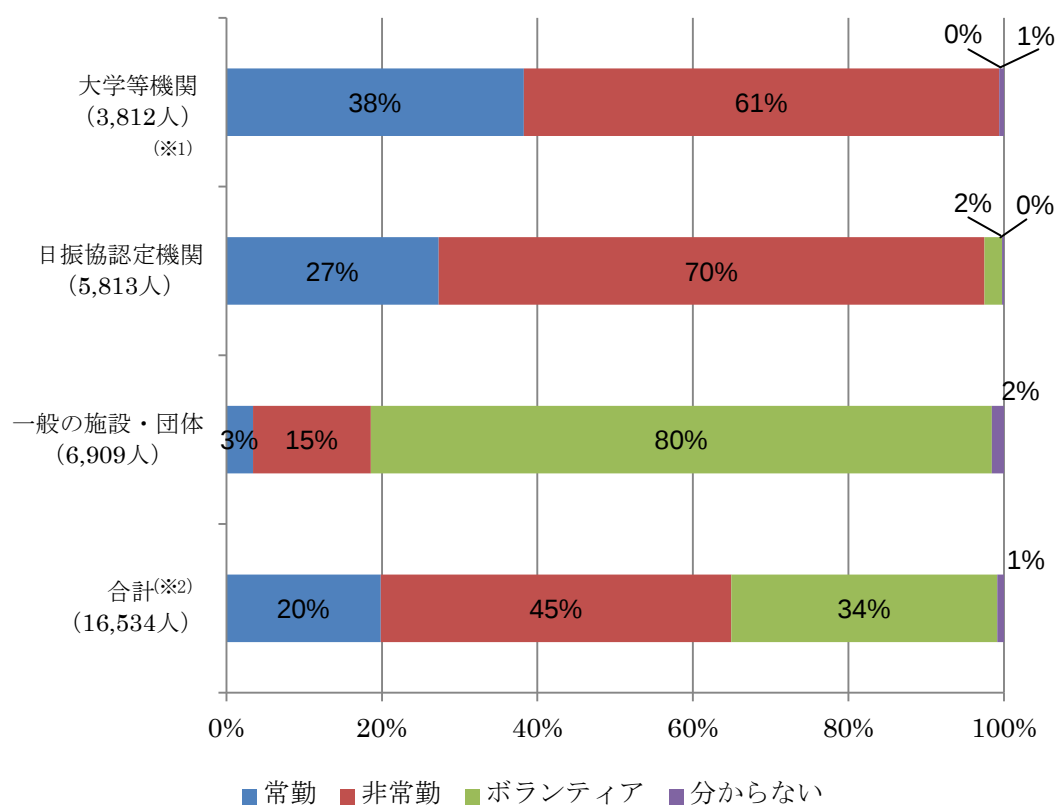
第2章 今回の調査結果とそのポイントについて

ここでは、まず調査1から調査5について質問項目別に調査結果とそのポイントを簡潔に整理する。

I 日本語教育機関等における日本語教員等の現状について（調査1関係）

①勤務形態

（図表1）勤務形態

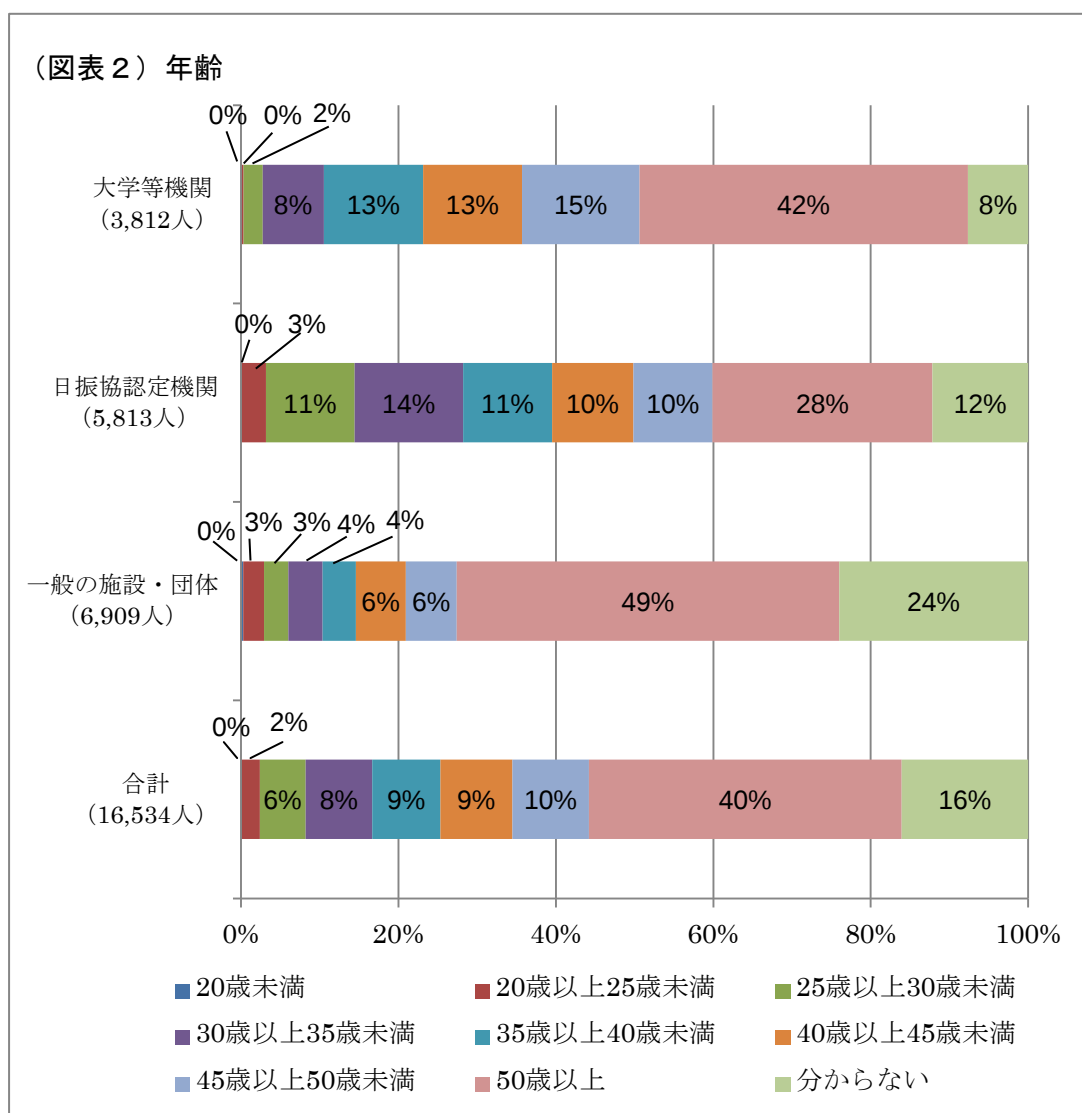


（※1）（ ）内の数字は、回答数を表す。（以下同じ。）

（※2）便宜上合計のデータを掲載しているが、単純に大学等機関、日振協認定機関、一般の施設・団体のデータから算出したものであることに十分注意する必要がある。（以下同じ。）

大学等機関では「常勤」が38%、「非常勤」が61%、日振協認定機関では「常勤」が27%、「非常勤」が70%となっており、いずれも非常勤の割合が最も高い。一般の施設・団体では「ボランティア」が80%と最も高い。

②年齢

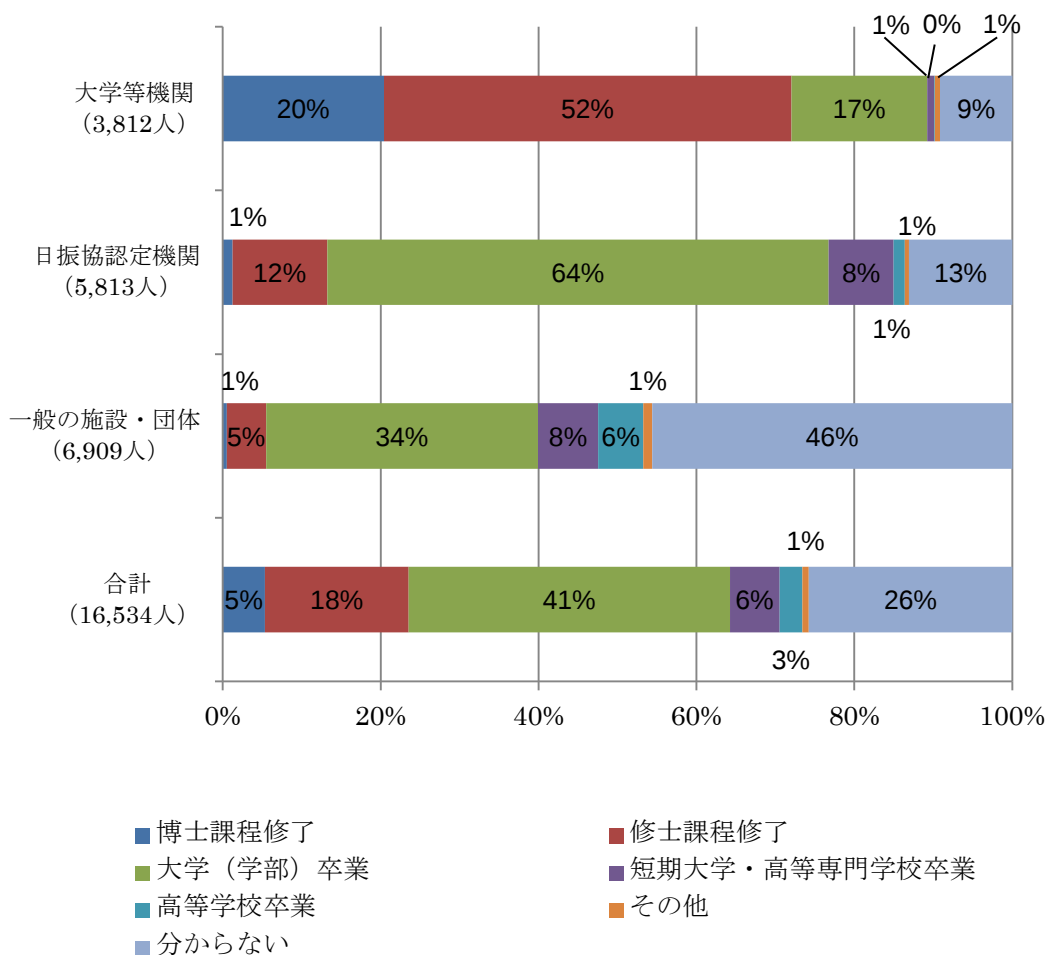


大学等機関，日振協認定機関，一般の施設・団体のいずれでも「50歳以上」が順に42%，28%，49%と最も高い。また，「40歳以上」で整理すると，大学等機関で70%，日振協認定機関で48%，一般の施設・団体で61%を占めている。

なお，一般の施設・団体において「分からない」という回答が特に多いのは，一般の施設・団体では日本語教育を実施するに当たり，日本語教員等に関する状況把握が比較的緩やかであることなどが影響しているのではないかと考えられる。このことは，次ページ以降の図表においても同様である。

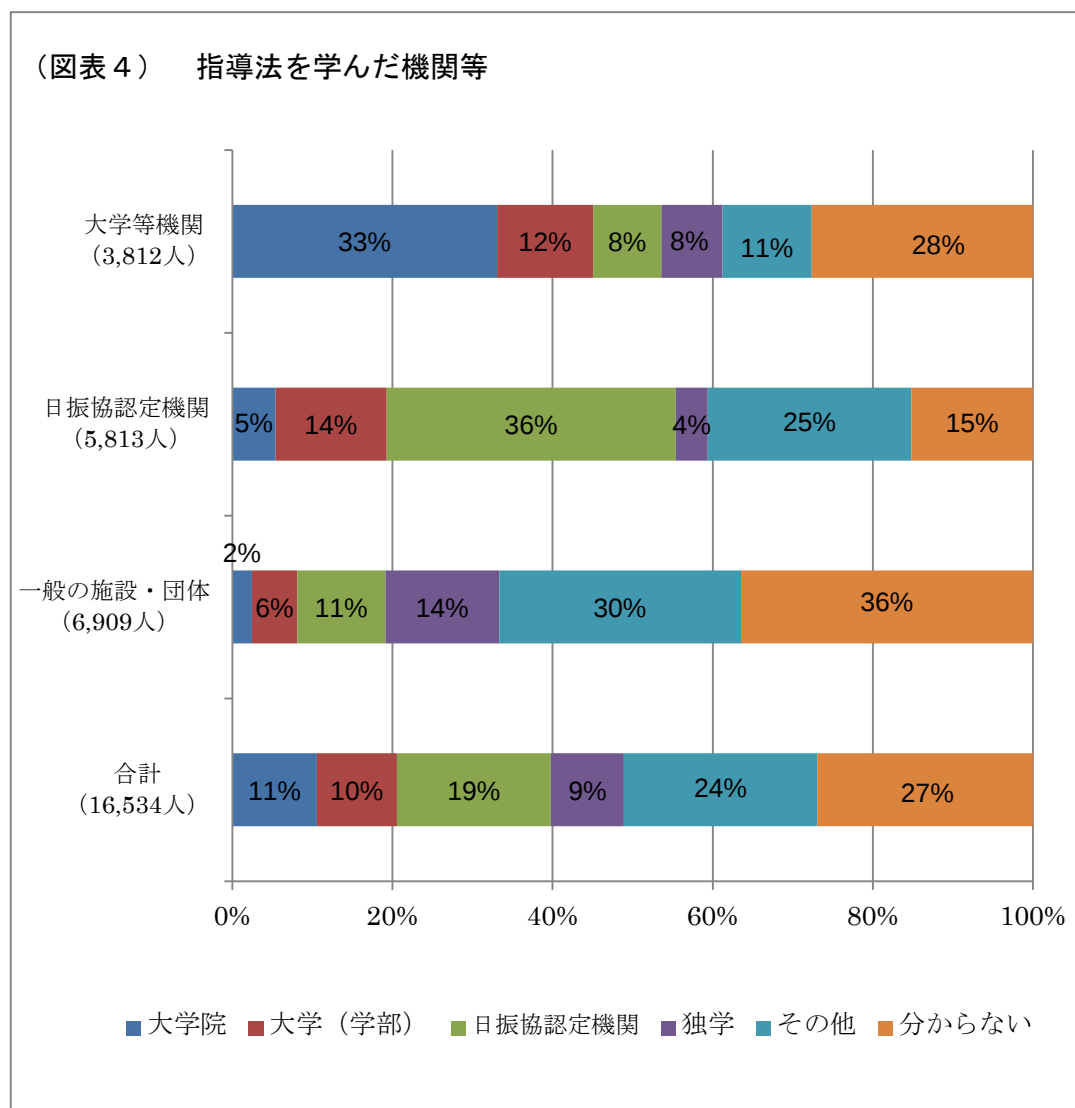
③最終学歴

(図表 3) 最終学歴



大学等機関では「修士課程修了」が52%、「博士課程修了」が20%と、大学院が合計で7割を超えている。日振協認定機関では「大学（学部）卒業」が64%と最も高い。一般の施設・団体では「分からない」を除くと、「大学（学部）卒業」が34%と最も高い。

④指導法を学んだ機関等

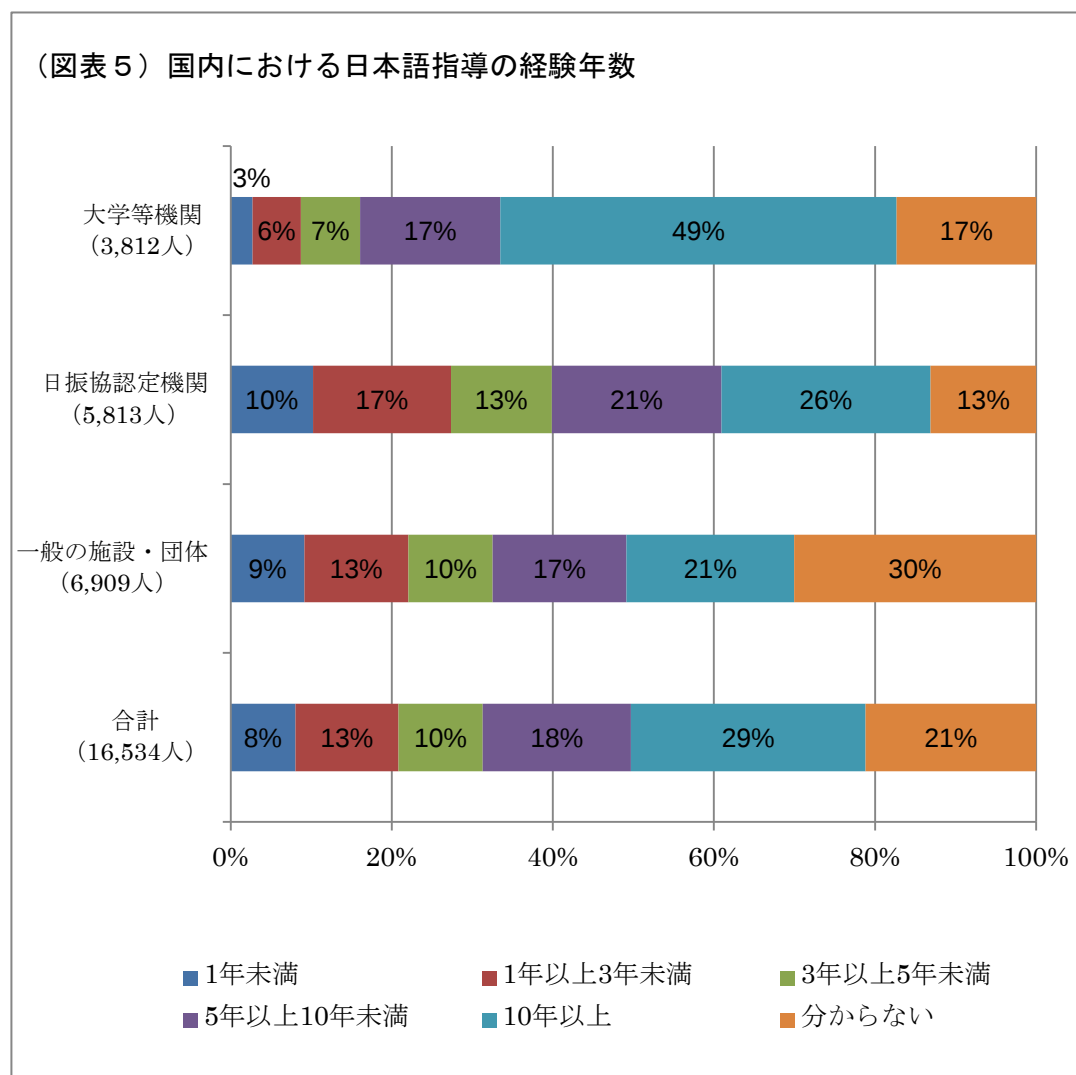


大学等機関では「大学院」が33%と最も高い。日振協認定機関では「日振協認定機関」が36%と最も高い。一般の施設・団体では「分からない」と「その他」を除くと、「独学」が14%と高くなっている。

なお、「その他」とあるのは自由記述の内容からすると、日振協認定機関以外の様々な日本語教育機関等である。

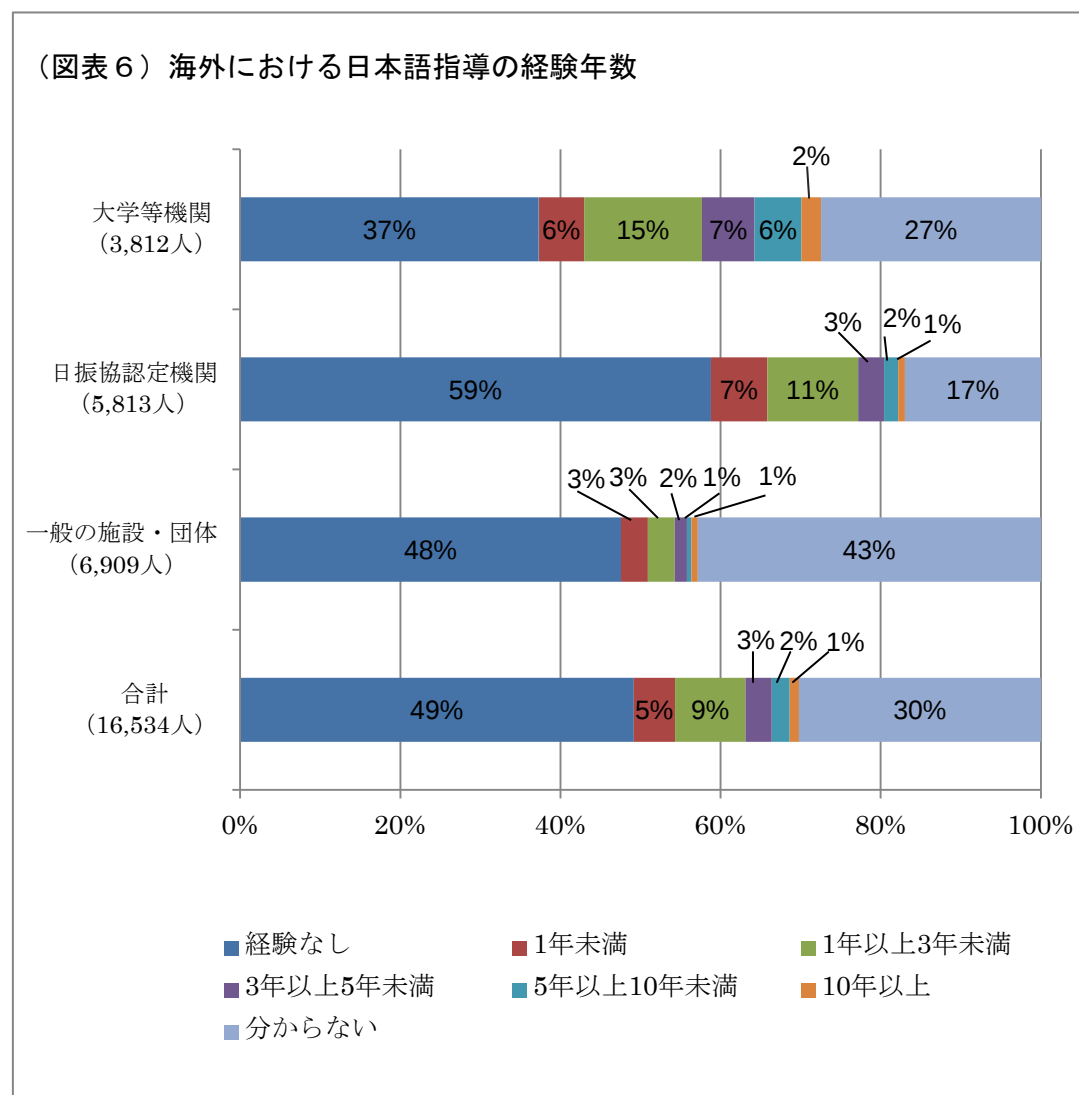
12ページの図表3と併せ読むと、大学等機関では大学院で日本語教育についてより高度な教育を受けた者が多く、逆に、一般の施設・団体では学歴に関係なく日本語教育について基礎的な教育を受けた者が多いのではないかと考えられる。

⑤国内における日本語指導の経験年数



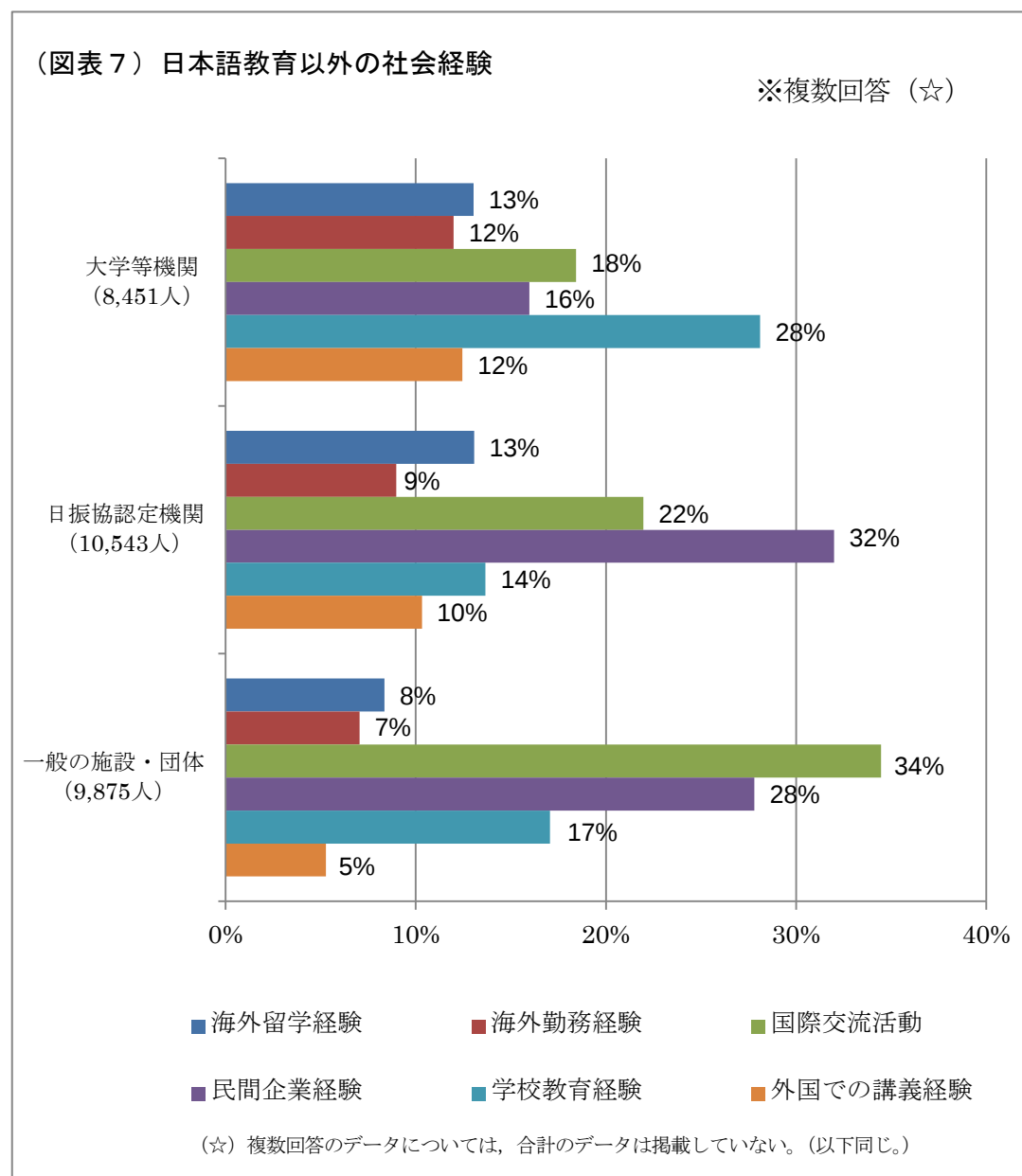
大学等機関では「10年以上」が49%と最も高い。日振協認定機関でも「10年以上」が26%と最も高い。一般の施設・団体でも「分からない」を除くと、「10年以上」が21%と最も高い。

⑥海外における日本語指導の経験年数



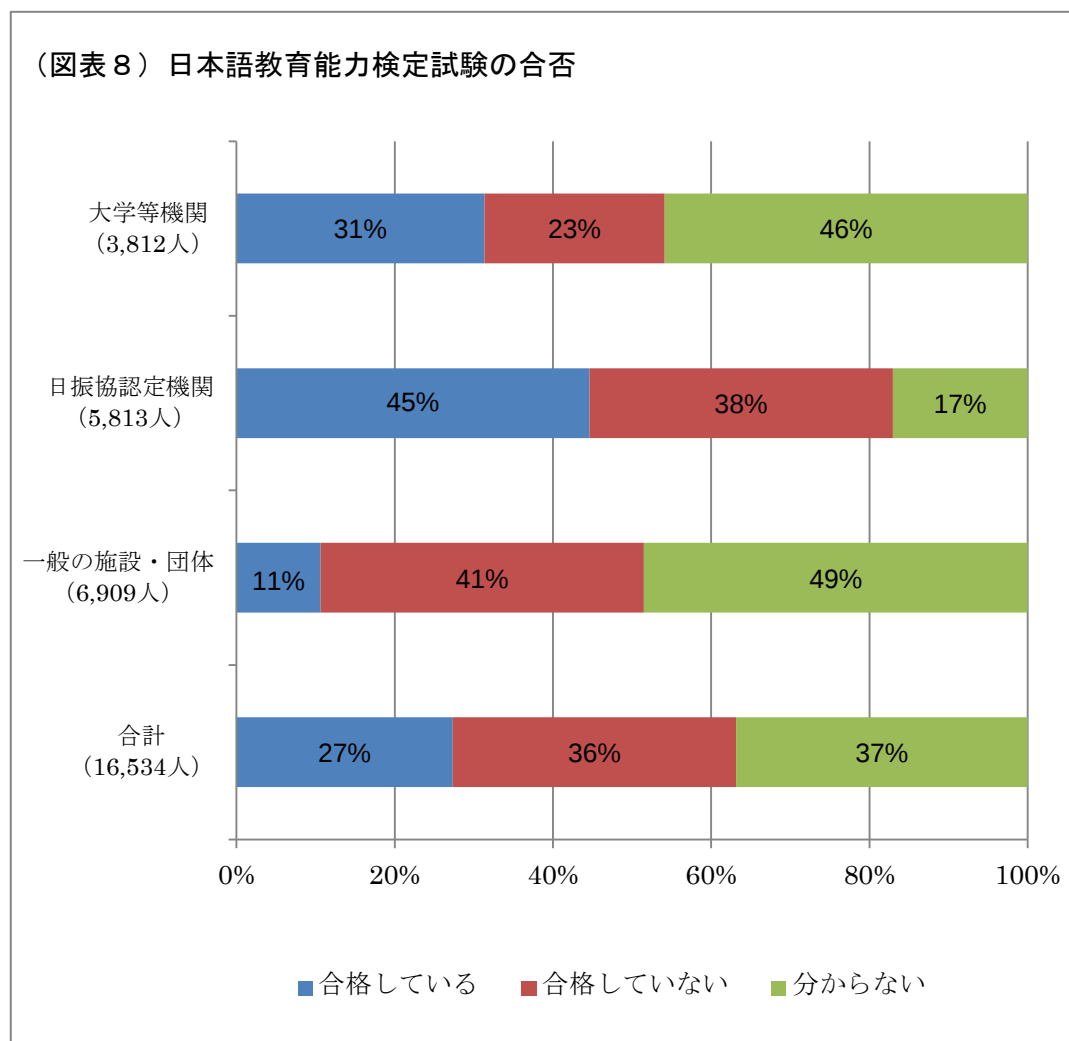
大学等機関，日振協認定機関，一般の施設団体では「経験あり」（1年未満，1年以上3年未満，3年以上5年未満，5年以上10年未満，10年以上の合計）が順に36%，24%，10%となっている。逆に，大学等機関，日振協認定機関，一般の施設・団体のいずれでも「経験なし」が順に37%，59%，48%と最も高い。

⑦日本語教育以外の社会経験



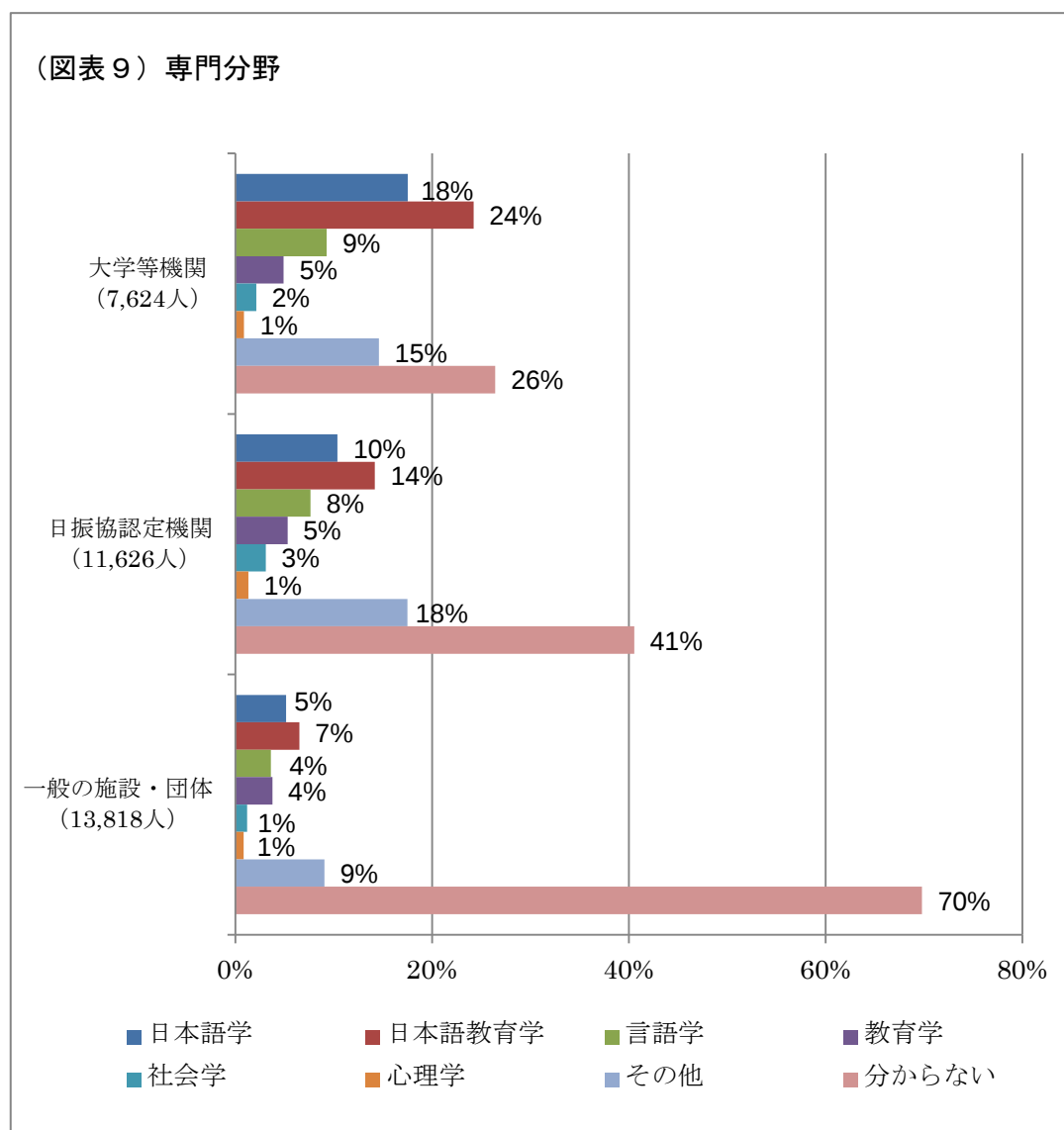
大学等機関では「学校教育経験」が28%、「国際交流活動」が18%と高くなっている。日振協認定機関では「民間企業経験」が32%、「国際交流活動」が22%と高くなっている。一般の施設・団体では「国際交流活動」が34%、「民間企業経験」が28%と高くなっている。

⑧日本語教育能力検定試験の合否



大学等機関では「合格している」が31%、「合格していない」が23%となっている。日振協認定機関では「合格している」が45%、「合格していない」が38%となっている。一般の施設・団体では「合格している」が11%、「合格していない」が41%となっている。

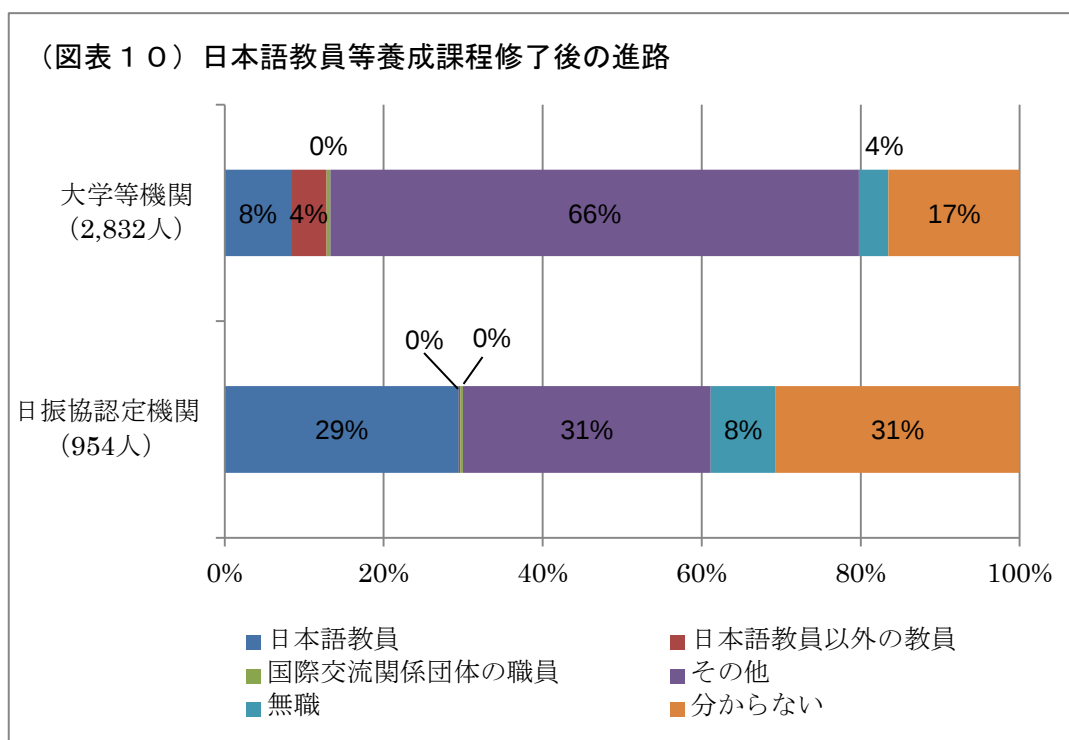
⑨専門分野



大学等機関では「分からない」を除くと、「日本語教育学」が24%、「日本語学」が18%と高くなっている。同じく日振協認定機関では「日本語教育学」が14%、「日本語学」が10%と高くなっており、一般の施設・団体でも「日本語教育学」が7%、「日本語学」が5%と高くなっている。

一般の施設・団体では「分からない」が70%と大変高くなっている。これは、一般の施設・団体の日本語教員等はボランティアが多く、日本語教員等の専門分野の把握が比較的緩やかであることなどが影響しているのではないかと考えられる。

⑩日本語教員等養成課程修了後の進路

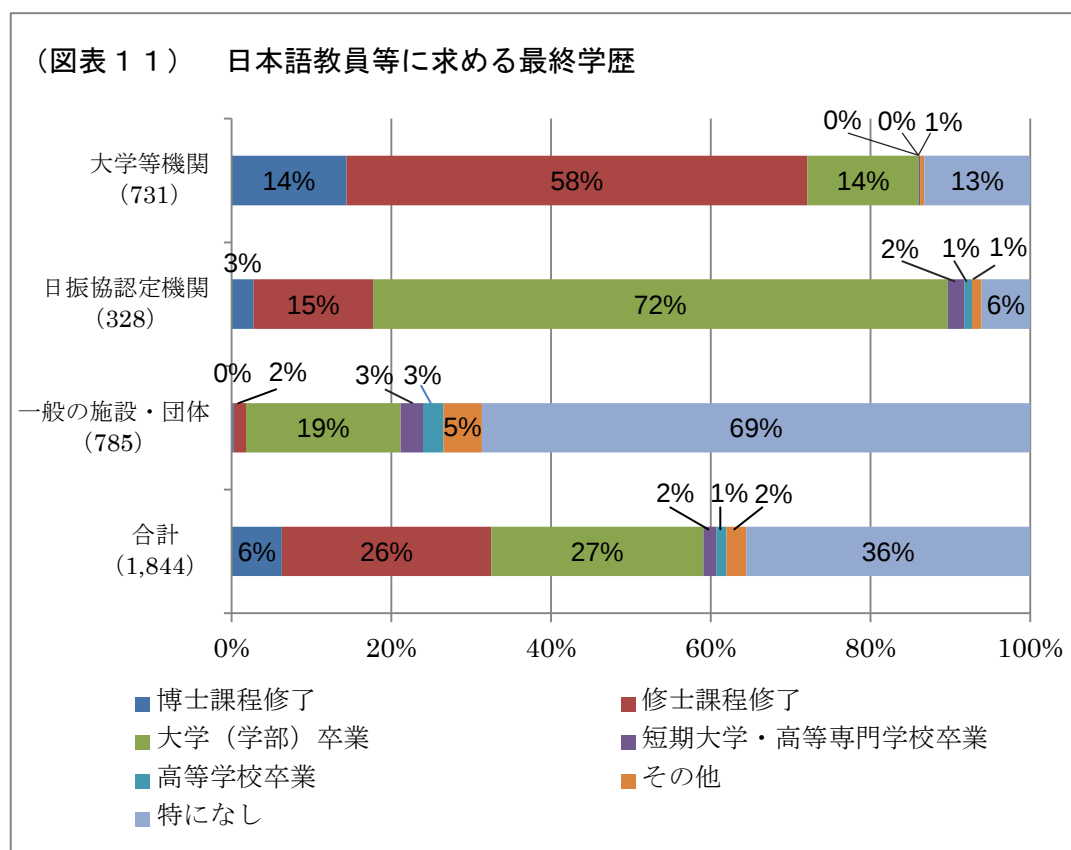


日本語教員等養成課程修了後の進路としては、大学等機関でも日振協認定機関でも、日本語教員等以外の「その他」が順に66%、31%と最も高く、「日本語教員」は大学等機関では8%、日振協認定機関でも29%となっている。

なお、一般の施設・団体については、その性格上、実際に受講者がどのような進路をたどったか追跡しているようなところは少なく、日本語教員等養成課程修了後の進路の調査対象として必ずしもなじまないと考えられることから、調査対象としていない。

Ⅱ 日本語教育機関等が日本語教員等に求めるものについて（調査２関係）

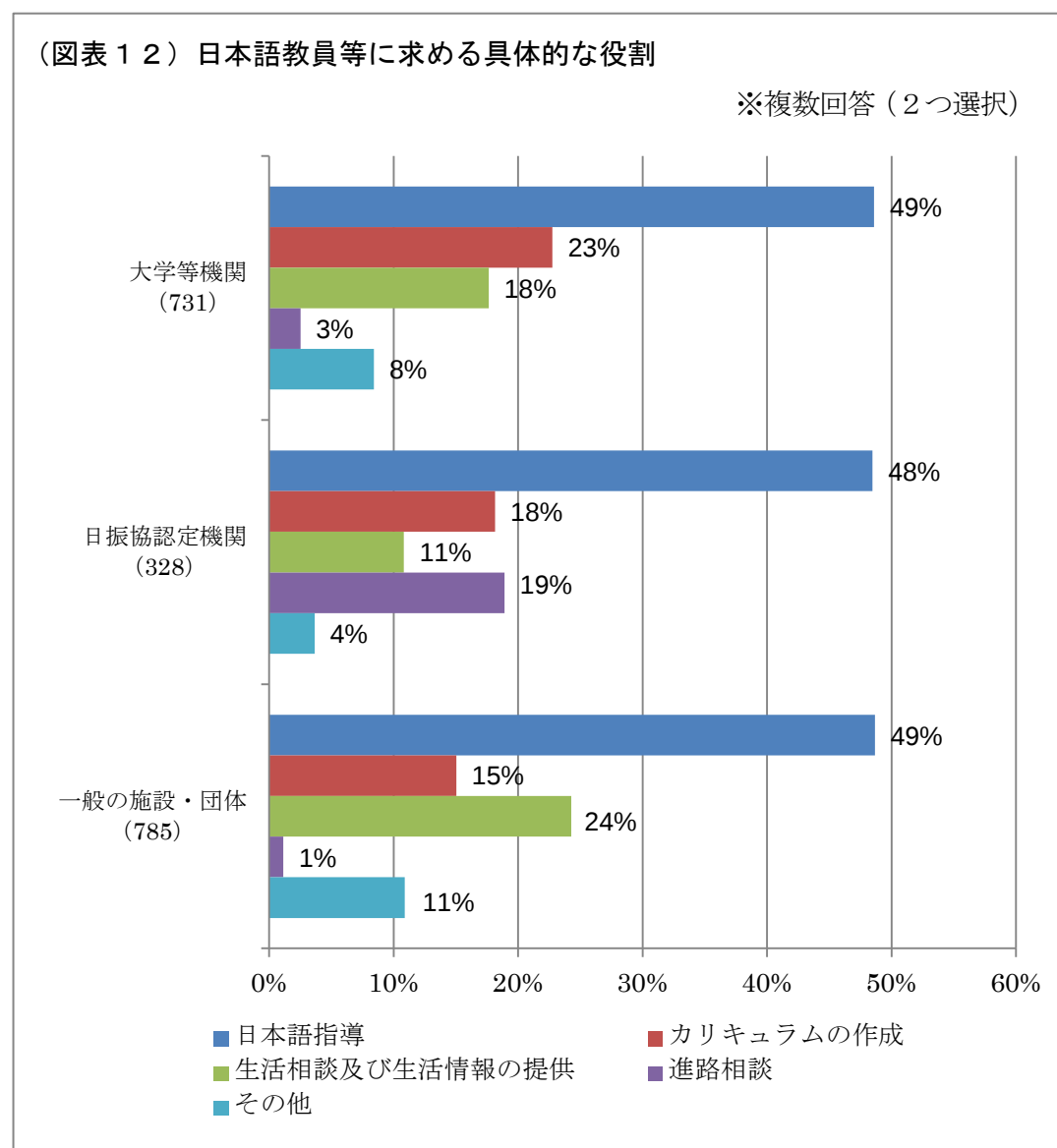
①最終学歴



大学等機関では「修士課程修了」が58%、「博士課程修了」が14%と、大学院が合計で7割を超えている。日振協認定機関では「大学（学部）卒業」が72%と最も高い。一般の施設・団体では「特になし」が69%と最も高い。

大学等機関では大学院で日本語教育についてより専門的・学術的な研究に従事した経験を有する者を求めており、逆に、日振協認定機関では大学の学部レベルで学んだ上で、日本語教育の実践の場に就く者を求める傾向があるのではないかと考えられる。この傾向は、12ページの日本語教員等の最終学歴についての現状と一致している。

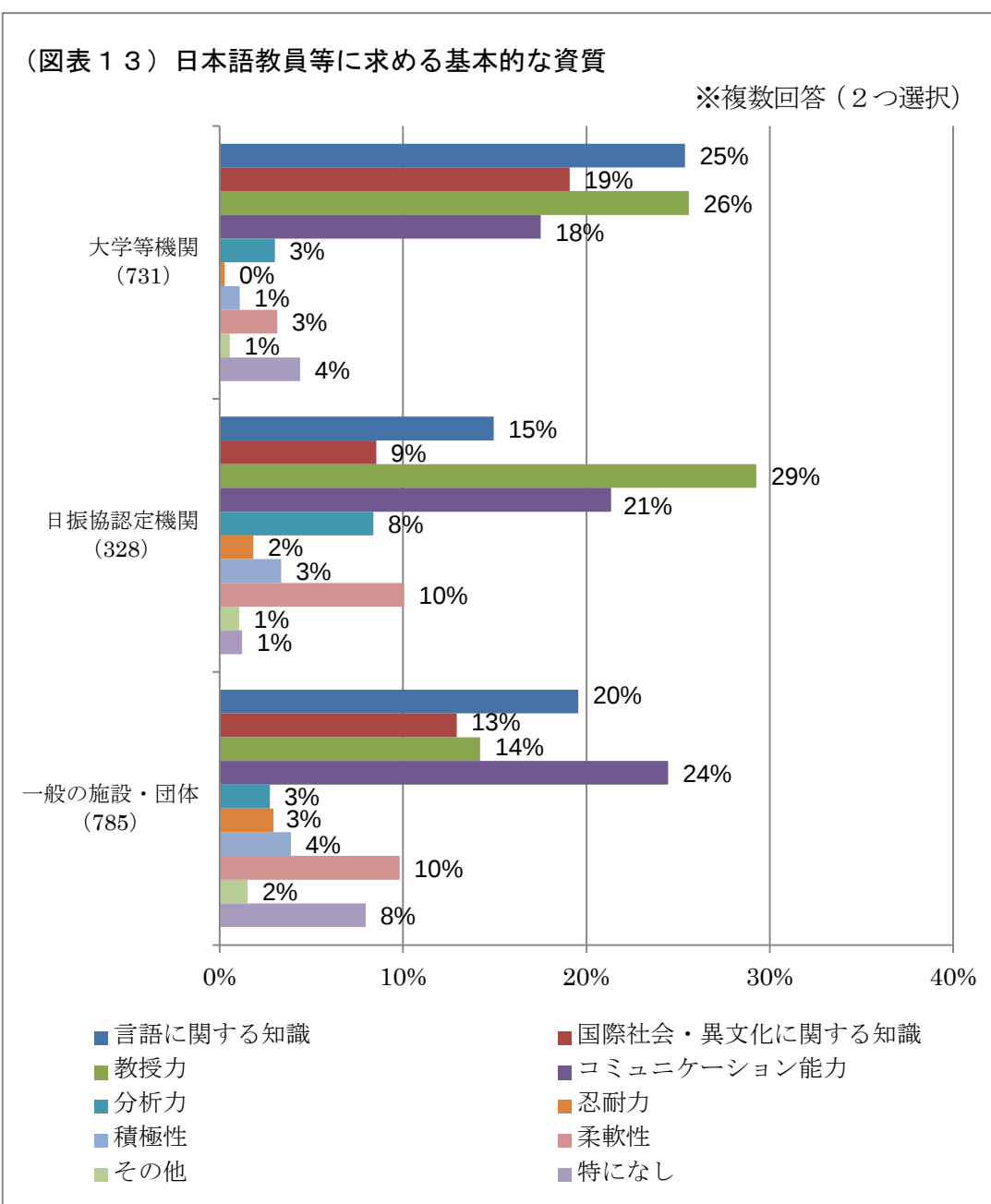
②具体的な役割



大学等機関、日振協認定機関、一般の施設・団体のいずれでも「日本語指導」が順に49%、48%、49%と最も高い。次いで、大学等機関では「カリキュラムの作成」が23%、日振協認定機関では「進路指導」が19%、一般の施設・団体では「生活相談及び生活情報の提供」が24%とそれぞれ高くなっている。

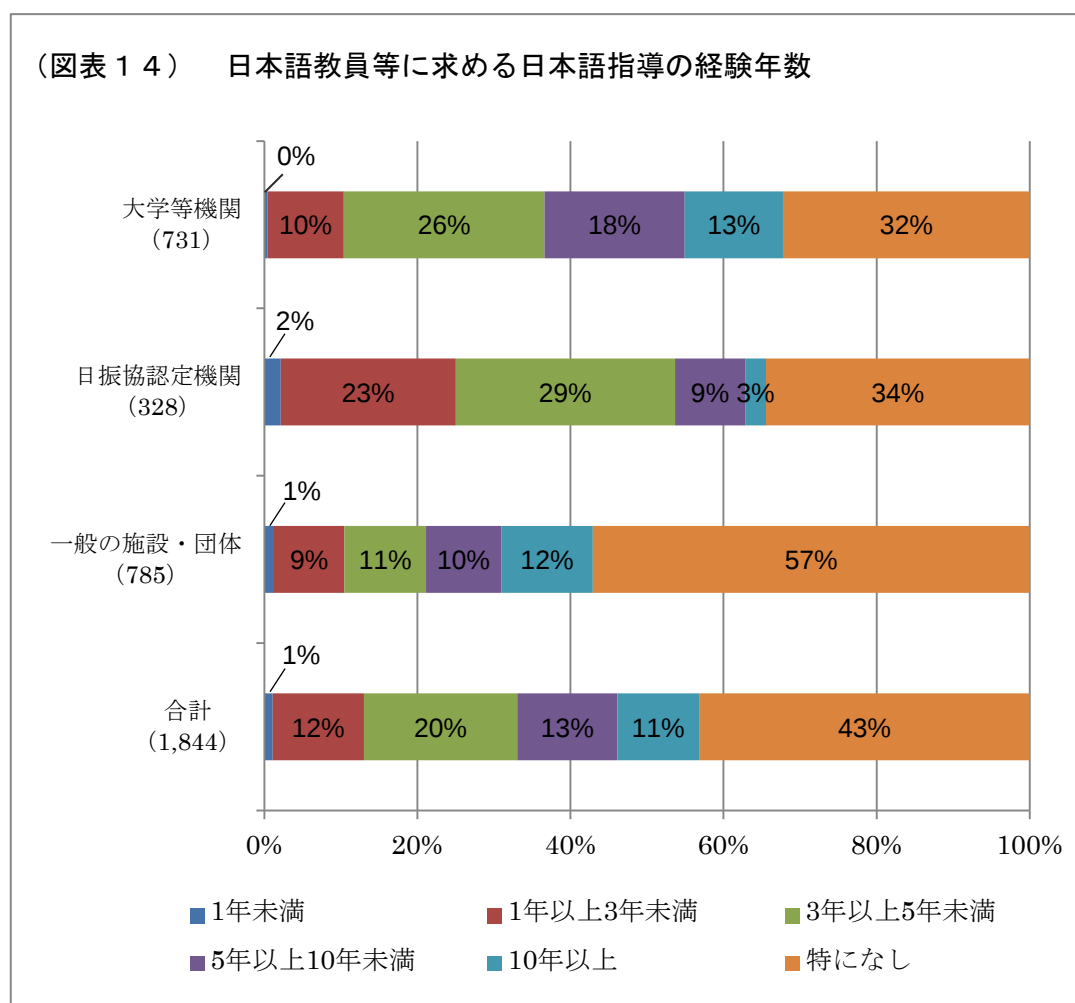
日本語教育機関等である以上、「日本語指導」が中心になるのは当然と考えられるが、「日本語指導」以外に日本語教員等に求める役割を見ると、それぞれの日本語教育機関等の目的等に応じて、違いが生じていることが分かる。

③基本的な資質



大学等機関では「教授力」が26%、「言語に関する知識」が25%と高くなっている。日振協認定機関では「教授力」が29%、「コミュニケーション能力」が21%と高くなっている。一般の施設・団体では「コミュニケーション能力」が24%、「言語に関する知識」が20%と高くなっている。

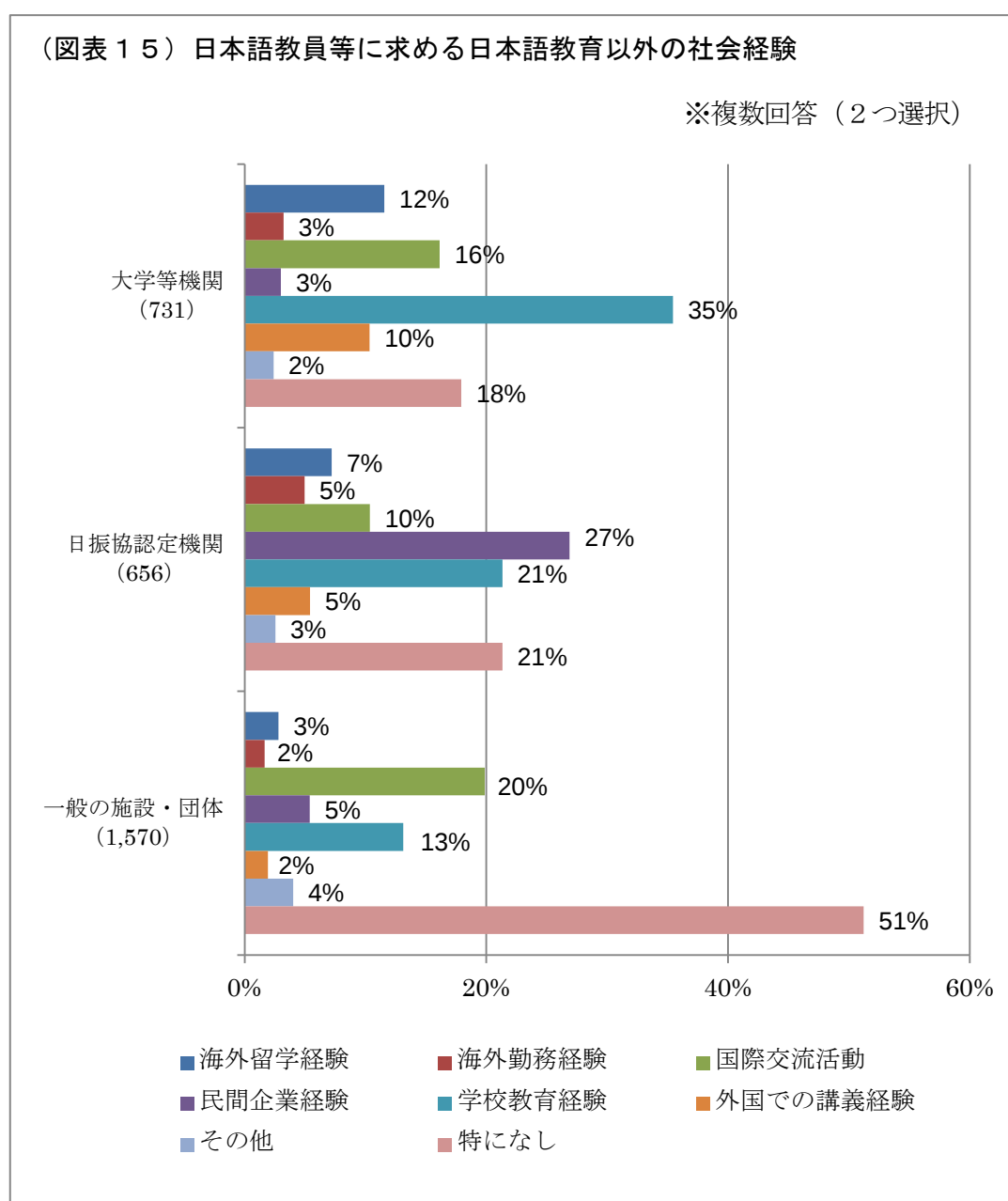
④日本語指導の経験年数



大学等機関，日振協認定機関，一般の施設・団体いずれでも「特になし」が順に 32%，34%，57%と最も高い。

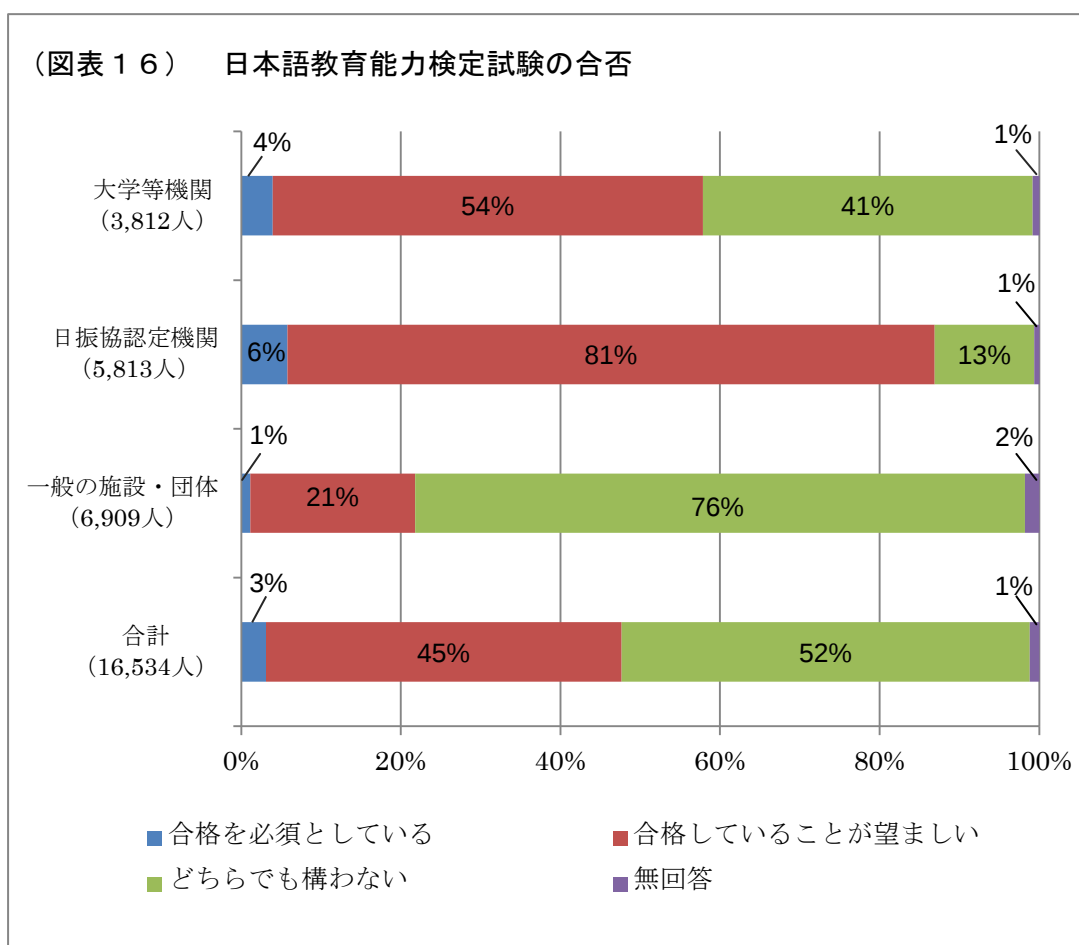
特に一般の施設・団体では「特になし」が約6割に及んでおり，大学等機関や日振協認定機関ほど日本語指導の経験年数は必ずしも重視されていない。

⑤日本語教育以外の社会経験



大学等機関では「学校教育経験」が35%と最も高い。日振協認定機関では「民間企業経験」が27%と最も高い。一般の施設・団体では「特になし」が51%と最も高く、「国際交流活動」が20%となっている。

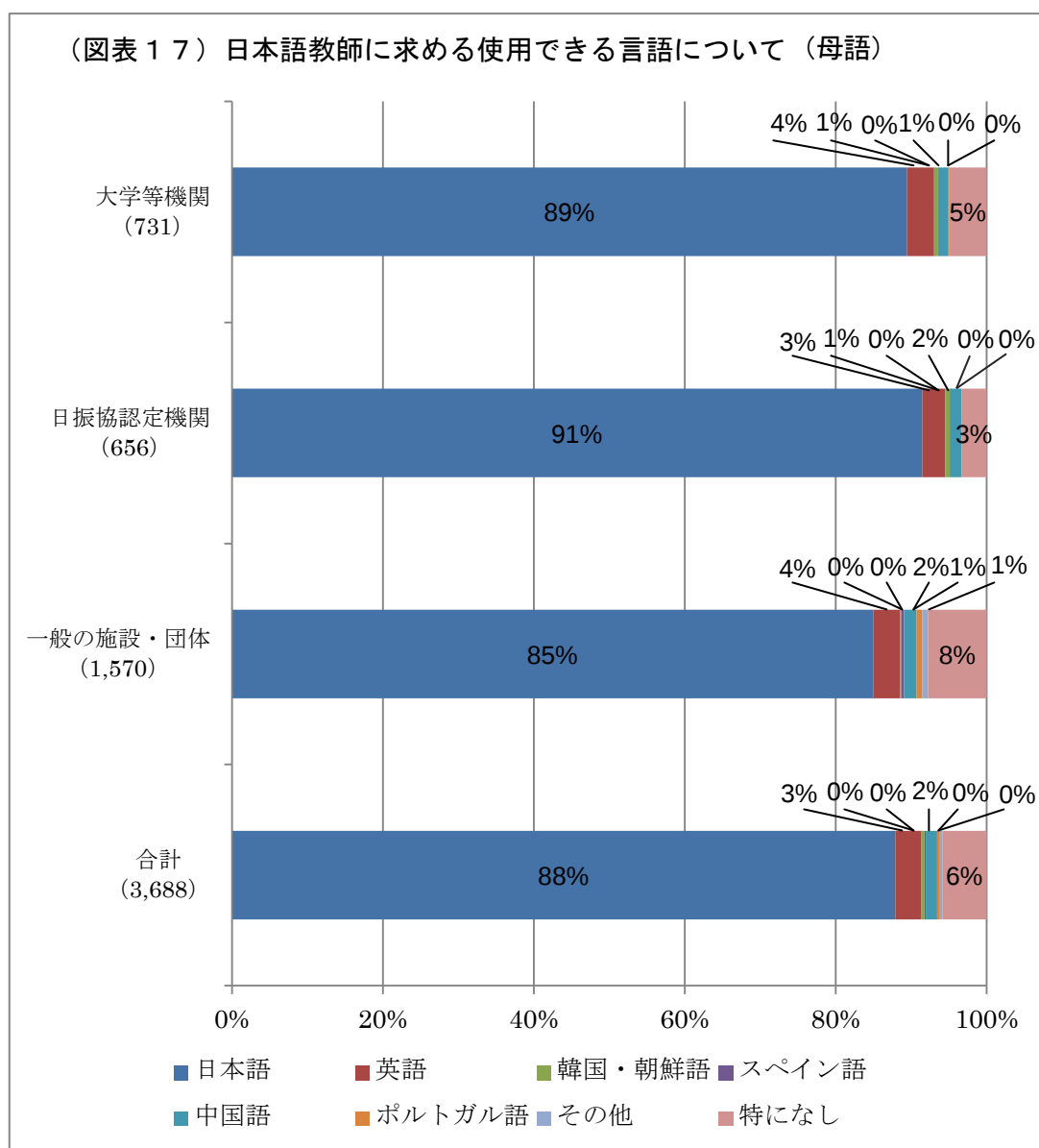
⑥日本語教育能力検定試験の合否



大学等機関では「合格していることが望ましい」が54%、「どちらでも構わない」が41%となっている。日振協認定機関では「合格していることが望ましい」が81%と最も高い。一般の施設・団体では「どちらでも構わない」が76%と最も高い。

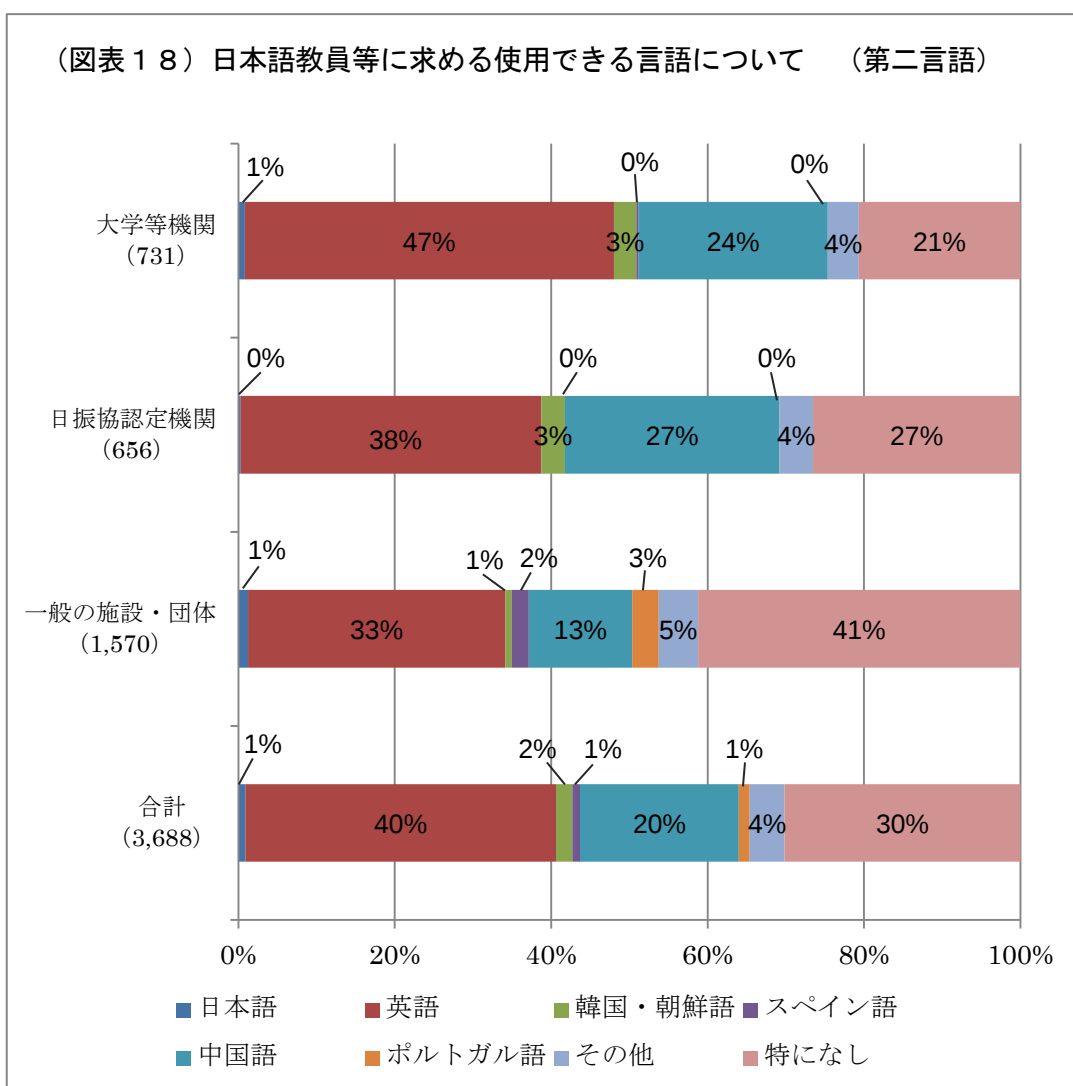
日振協の定める「日本語教育機関の運営に関する基準」における教員の資格の一つに「日本語教育能力検定試験に合格した者」が明確に位置付けられていることもあり、特に日振協認定機関では日本語教育能力検定試験の合格を重視しているのに対し、一般の施設・団体では余り重視していない傾向が分かる。

⑦使用できる言語（母語）



大学等機関，日振協認定機関，一般の施設・団体いずれでも「日本語」が順に 89%，91%，85%と最も高い。

⑧使用できる言語（第二言語）

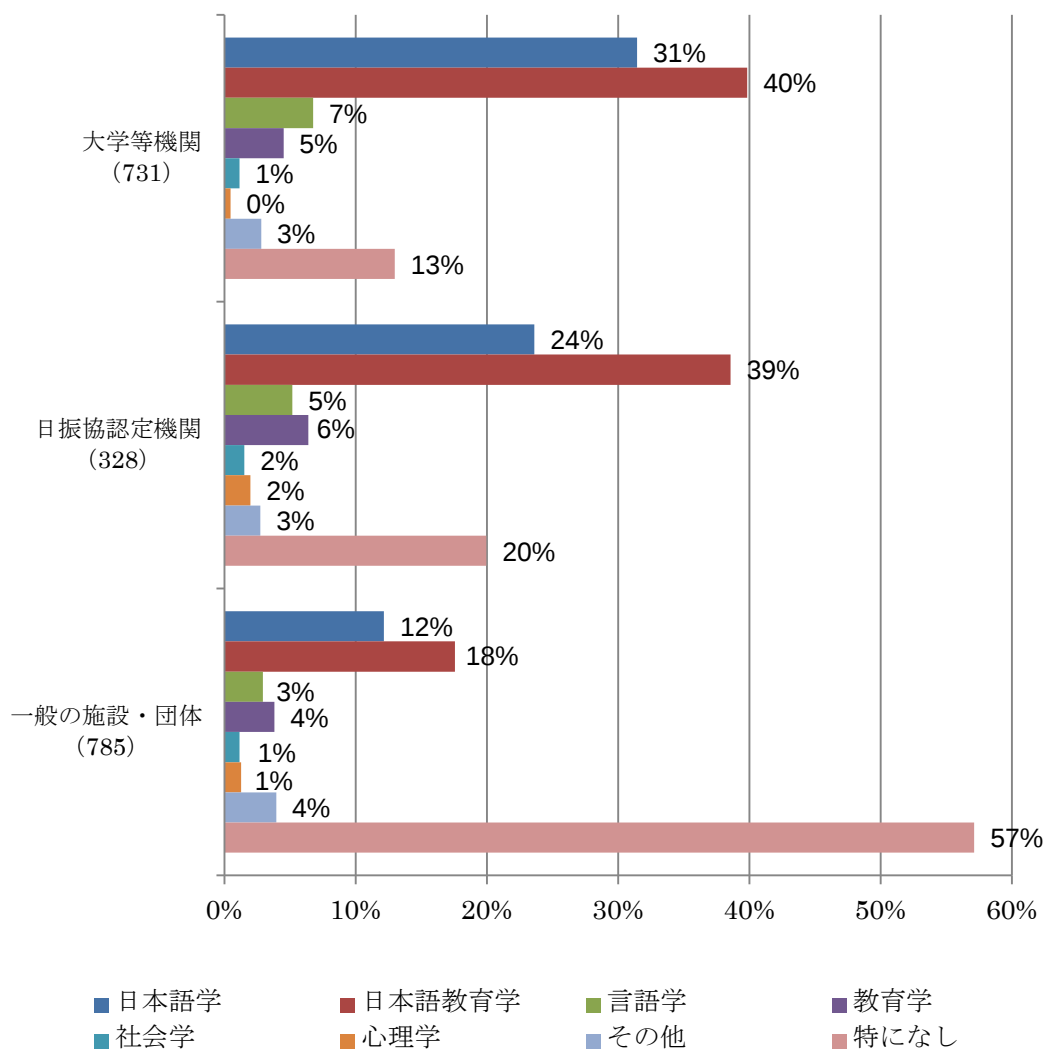


大学等機関，日振協認定機関では「英語」が最も高く，順に４７％，３８％となっている。一般の施設・団体では「特になし」が４１％と最も高い。

⑨専門分野

(図表 19) 日本語教員等に求める専門分野

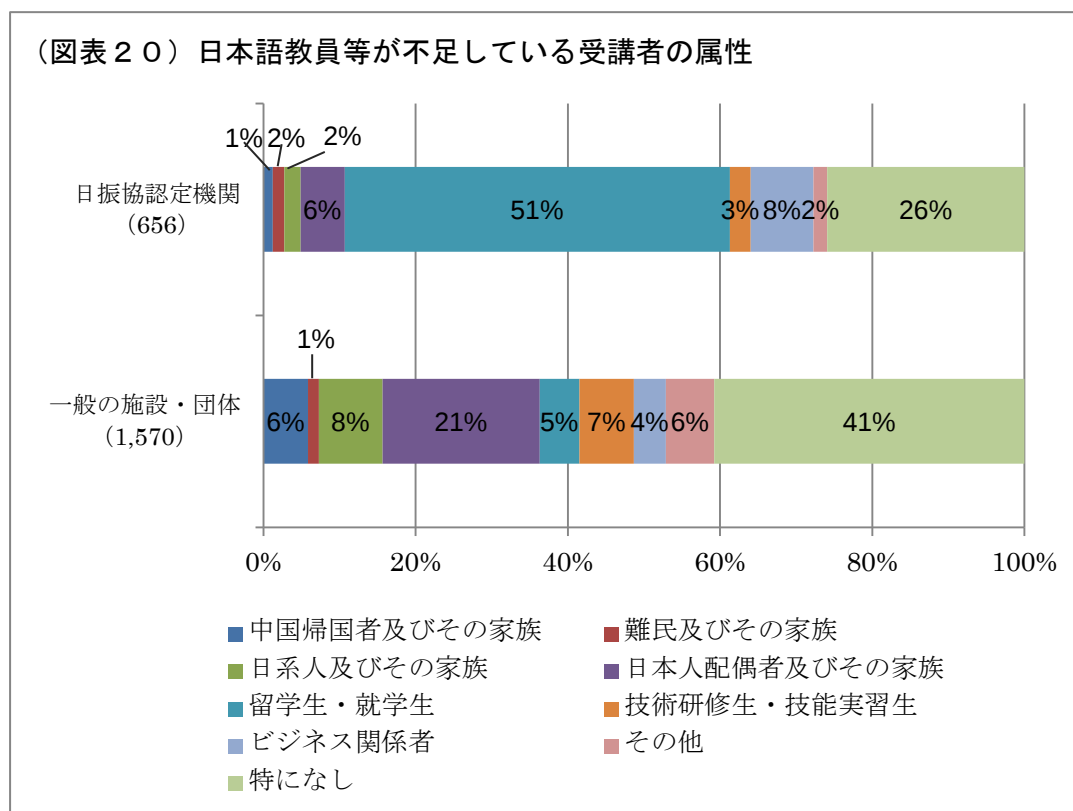
※複数回答 (2つ選択)



大学等機関では「日本語教育学」が40%、「日本語学」が31%と高くなっている。日振協認定機関でも「日本語教育学」が39%、「日本語学」が24%と高くなっている。他方、一般の施設・団体では「特になし」が57%と最も高い。

18ページの図表9、20ページの図表11、23ページの図表14、24ページの図表15と併せ読むと一般の施設・団体では専門分野、学歴、日本語指導の経験年数、日本語教育以外の社会経験には余りこだわらず、日本語教育に取り組む意欲のある者などを求める傾向が強いのではないかと考えられる。

⑩日本語教員等が不足している受講者の属性



日振協認定機関では「留学生・就学生」が51%と最も高く、一般の施設・団体では「特になし」が41%と最も高い。

なお、大学等機関については、基本的に留学生等を対象としていると考えられることから、調査対象としていない。

Ⅲ 日本語教員等の養成・研修を実施している日本語教育機関等における日本語教員等の養成・研修に関するカリキュラム・シラバスの内容について (調査3関係)

調査3のデータは、7ページでも述べたとおり、限られた少数の日本語教育機関等を事例的に選んで資料提供を受けたものであり、資料から量的な情報（百分率等）を引き出して、養成・研修に関するカリキュラム全体の特徴や傾向を知るためのものではないことから、カリキュラムの内容を具体的に知るための情報として活用した。

①特徴的と考えられるカリキュラム・シラバスの事例

(大学等機関)

- ・ 日本語教育関係の科目の履修が特定の専攻分野の学生に限定されておらず、日本語教育を専攻していない学生でも履修することができる事例
- ・ 日本語のコミュニケーション能力を向上させることを目的とした科目（スピーチ、ライティング、弁論・討論等）を必修または選択必修として開設している事例
- ・ 小中学校の教員の養成課程の下に、日本語教員を養成するコースを設置している事例
- ・ 修士課程修了に必要な単位数が36単位となっており、他の日本語教育に関する修士課程よりも多くなっている事例（大学院設置基準では修士課程においては30単位以上履修することが必要）
- ・ 海外における日本語教育機関等で実習を実施することなどを含め、実習を充実させている事例

(日振協認定機関)

- ・ 800時間もの長時間にわたる日本語教員等の養成課程を設置している事例（日振協認定機関の教員資格の一つとして、420時間以上の養成課程の修了がある）
- ・ 日本語のコミュニケーション能力を向上させることを目的とした科目を開設している事例

(一般の施設・団体)

- ・ 自治体や自治体設置の国際交流協会がコーディネーターの養成を目的として行う事例
- ・ 日本語非母語話者を対象に日本語教員等を養成する事例
- ・ 自治体（都道府県、市町村）、大学、小学校等、様々な機関の連携により取り組まれている事例

②日本語教員等の養成・研修課程※の目的・目標

(※) 便宜上「課程」という用語を統一して使用しているが、実際には「課程」「講座」「コース」等、様々な名称がある。

- ・ 調査3で収集した日本語教員等の養成・研修課程のカリキュラム・シラバスから、目的・目標に当たると考えられる部分を基本的に転載している。(記号や数字の使い方についても転載。)
- ・ 収集したカリキュラム・シラバスの中に日本語教員等の養成・研修課程の目的・目標に当たると考えられる記載が見られない場合は、各大学等機関、日振協認定機関、一般の施設・団体のホームページを確認し、目的・目標に当たると考えられる部分を基本的に転載している。

(大学等機関 -大学-)

養成・研修	目的・目標
養成	コース1 (日本語学科の学生対象) 日本語学科の学生を対象に、より高度で専門性の高い知識と技術を身に付けるコースです。 コース2 (日本語学科以外の8学科の学生対象) 日本語学科以外の8学科の学生を対象に、それぞれの専攻語に根差した日本語教育に必要な、基礎的知識を身に付けるコースです。
養成	日本語教員養成課程の概要 日本語教員養成課程は、2000年3月に文化庁国語課から刊行された「日本語教育のための教員養成について」に示された次の日本語教員としての資質および専門的能力を備えた人材を育成するための総合的教育内容です。そのため、言語学、日本語教育に関する専門科目を土台としたうえで、幅広い分野からカリキュラムを編成しています。 ●日本語教員としての資質 (ア) 言語教育者として必要とされる、学習者に対する実践的なコミュニケーション能力を有していること (イ) 日本語ばかりでなく、広く言語に対して深い関心と鋭い言語感覚を有していること (ウ) 国際的な活動を行う教育者として、豊かな国際的感覚と人間性を備えていること (エ) 日本語の専門家として、自らの職業の専門性とその意義についての自覚と情熱を有すること ●専門的能力 (ア) 言語に関する知識・能力 (イ) 日本語の教授に関する知識・能力 (ウ) その他、日本語教育の背景をなす事項についての知識・能力
養成	日本語教員養成課程は、外国人等(日本語を母語としない人)に対する日本語教育の教員養成を目的とする課程で、全学科の学生が履修可能です。
養成	この専門領域では、日本語という一言語を通じて世界の人々が相互に理解し、助け合い、共生できるようにするために日本語教育に関する基礎実践的な方法を学びます。開設授業科目は、発音、文法、文字などの日本語教育に関する基礎的科目と、日本語教授法、教材研究などの日本語教育の実践的方法に関する科目が主になりますが、外国人児童・生徒に対する日本語教育実習を市内の小学校や本学留学生センター等で行います。異なる言語や文化を持つ21世紀の人間社会において相互に理解、扶助、共生する方法を探るのがこの専門領域の目標です。

養成	目的 日本語非母語話者に対する日本語教育に携わる人材を育成すること。（プログラムの核となる必修科目を履修することで日本語教員としての専門能力に不可欠の知識と技能を習得し、その一方で、日本語教育の背景をなす分野については全ての分野にわたる選択科目を組み合わせることで履修することにより修了証が授与される。） 理念 1) 日本語教育の専門性と独自性を学問的に明確にすること 2) 日本語教育の専門性において質の高い教員を養成すること 3) 日本語教育現場では多言語・多文化接触が不可避であるため、教育者であるまえに一人の市民として豊かな国際感覚や人間性を備えている教員を育てること
養成	教育目的 日本語教育専攻プログラムは、日本語を通して多文化共生社会に貢献できる人材の育成を目的としています。 日本から海外へ、海外から日本へと、人の行き来が増えるに連れ、異言語や異文化との接触場面が多くなっています。相互理解のベースはことばです。日本語を学びたい人の数も増え続けています。本専攻プログラムでは、多様化した日本語の学習目標に対応した手助けができるよう、日本語の仕組み、日本語の学習と教育、コミュニケーション能力、異文化理解などについて学びます。 将来、国の内外で日本語教育及びその関連の仕事に携わりたいと思っている人、あるいは日本語や日本語教育を専門として研究したいと思っている人は、そのための確かな基盤となる知識と技能を修得することができます。また、国際的な機関で働きたいと考えている人にとっても、自らの言語・文化とともに他の言語・文化を理解するための力を養うことのできるプログラムです。
養成	専門科目 日本語教育コース 狙い・進路・カリキュラムの特徴等 日本語教師を志望する学生を対象とします。従来行ってきた日本語教育の専門教育をさらに強化し、日本語教育の知識と経験を十分に身につけた学生を養成します。また国内・国外で、日本語教育の実習を行うこともできます。さらに専門的な学習を希望する学生には大学院等への進学を見据えた指導を行います。
養成	日本語教員養成コース 文学部（3学科共通）では、将来日本語教員を志望する者のために本学独自の資格として、日本語教員養成コースを設けています。 このコースでは、日本在住の外国人、海外帰国生、留学生、就学生及び海外での日本語学習希望者などに日本語教育をおこなうために必要な科目を設定し、その修得単位に応じて「1級」（主専攻）または「2級」（副専攻）として本学独自の資格認定を行います。（1級＝46単位、2級＝26単位）
養成	学びの体系 日本語学・日本語教育コース 日本語の歴史、日本語文法、国語教育や日本語教育の方法などについて学びます。また、日本語学習者が会話能力を養っていく構造を探ったり、日本語教育の実際に触れながら実践力も養います。ことばに興味のある人、国語教師・日本語教師を目指す人に向けたコースです。
養成	日本語学科の概要 日本語学科は「高いコミュニケーション能力」をそなえた「社会人」になるための学科です。日本語教師（外国人に日本語を教える）、学校教員（中学・高校の国語・英語の教員）などを目指す。航空・ホテル・ツーリズム・銀行・保険・金融・商社・販売業・製造業などで、接客・営業・事務などの仕事を目指す。出版・広告など文字メディアでの仕事を目指す。それぞれの志望や興味に合った学習の場を提供します。

養成	到達目標：日本語教育に必要な基礎を体系的に学習 概要：外国人に対する日本語教師として必要な最低限の知識や技能を人間学科生ならびどの専攻からでも学べるように設定した基礎プログラムです。日本人なら誰でも日本語が教えられるわけではなく、日本語に関する客観的な知識、学習者のレベルやニーズに応じて体系的に教えられる技能などが必要になります。海外での専門職を目指しながら現地で一時的に日本語教師を務めたり、国内外でボランティアで日本語教育を行ったりする可能性がある学生は、本プログラムの履修をお勧めします。ただし、本格的な日本語教師を目指す学生は、人間学科日本語日本文学専攻に所属して、日本語教育（関連）科目 45 単位以上の履修、更に日本の文学や文化に関する幅広い知識の習得を目指すことをお勧めします。
養成	教育・カリキュラム 日本語専攻では、外国語学部が提供している25（留学生用の専攻語日本語を含む）の専攻語の中から1つを身につけ、その上で日本語・日本文化を客観的に捉えることを目標としています。最初の2年間は専攻語の授業を中心に、日本語専攻の基礎的な科目を学び、3、4年生では、日本語学・日本語教育学・日本文化学・言語学の領域にわたって、日本語を外国語のように観察し客観的に見る目を養えるよう指導しています。特に日本語教育に関しては、教育実習の目的を兼ねた海外派遣や交換留学の機会も設けています。
養成	日本語教育コース 日本語教師を目指す人のための専門的なコースです。プロ意識に裏打ちされた実践的な教授能力があり、現代日本語の音声と文法を客観的に分析し、研究のできる日本語教師の養成を目指しています。 理論面では、日本語の音声、文字・表記、文法、日本語教育の教材、評価法などを、実践面では、いろいろな教授法、指導案の作成方法などを学びます。これらの知識を身につけた上で、日本国内外で教育実習をし、また、外国人留学生の書いた作文の誤用分析をします。そして、すべての知識、経験の集大成が卒業論文です。 文学部の副専攻の日本語教育課程はプロの教師の育成を目指してはいません。日本語教育に関する基本的な知識を身に付けることが目的です。

（大学等機関 -大学院-）

養成・研修	目的・目標
養成	研究教育の目的 比較文化専攻の目的は、世界各地域の言語、文学、思想など文化現象の比較研究を行うとともに、国際化社会に対処できる高度な専門知識と広い視野を備えた人材を育成することにある。この目的を達成するため、次の諸点を研究教育の基本方針としている。 ①広い視野に立って、個別専門分野の課題を捉えるための深い洞察力を養う。 ②個別専門分野に立脚しつつ、他分野との関連に重点を置いた研究教育を行う。 ③優れた国際感覚と先見性を培うためのコミュニケーション能力を養う。
養成	日本語教育学原論を中心に置き、教育の素材となる日本語そのものを運用及び構造の二側面から追求する。また、様々な日本語教授法の背景をなす理論、日本語習得に関わる種々の要因を検討し、理論面、実践面から日本語教育の在り方を追求していく。
養成	専攻の紹介 理論を理解しているからこそ可能な教育があります。日本語教育学専攻は、日本語教育の基礎としての日本語学と、日本語学の基礎としての言語学を重視し、言語理論に基づいた日本語研究と、日本語教育学の理論的展開を目的に学びます。
養成	実践日本語教員養成プログラムについて このプログラムは、日本語を母語としない者に対して、外国語としての日本語を教えられる日本語教員の養成を目的としている。

養成	アドミッション・ポリシー 言語社会専攻は、世界の諸言語とそれを基底とする文化一般についての理論と実践にわたる教授・研究を通し、外国の言語や文化、社会に関する高度な専門的知識を有する研究者のみならず、国際舞台で活動するために必要な広い知識と高い教養そして外国に関する深い理解を有する有為な人材を養成することを教育理念としています。 言語社会専攻は、上記の教育理念に基づき、世界諸地域の言語とそれを基底とする文化について理論と実践の両面にわたり研究を行い、次のような意欲をもつ優秀な学生を求めています。 特定地域の言語の専門的知識を身につけ、その言語あるいは言語圏の文化と社会に関する先端的研究を行う研究者をめざす。 世界の諸地域の言語・文化に関する高度の教養を有し、国際舞台で活躍するのにふさわしい高度専門職業人をめざす。 広域言語としての日本語と日本文化に関して、海外の教育研究専門機関と連携し留学生に対する大学レベルの教育を行う教育者をめざす。
養成	人材養成・教育研究の目的 近年の社会経済のグローバル化は、世界の文化、教育、科学技術、情報の交流をますます活発化させ、日本語を媒介とした交流も盛んに行われるようになりました。その結果、日本語学習者数は年々増加し、2006年の国際交流基金の調査では、290万人を超える人々が世界各地で日本語を学んでいると言われています。本研究科の人材養成の目的は、こうして拡大する国内外にける日本語教育の充実・発展のために、日本語教育の専門家を養成することであり、理論と実践の力が総合的に身に付いた有能な人材を育成することに主眼があります。
養成	日本語教育学専修コース 外国語あるいは第二言語としての日本語の教育、カリキュラム・教材開発、教員養成などの分野で理論的、実践的に活躍できる人材の養成を目的としています。本学の大学院、外国語学部、留学生日本語教育センターの、日本語教育及びその関連分野を担当する教員が、協力して教育・指導にあたります。 日本語教育のための幅広い知識を身につけ、各々の分野の専門性を磨いて研究能力を高めるとともに、実習・見学などを通して、日本語教育の実践的な能力も同時に伸ばしていくことを目指します。
養成	博士前期課程の特色 現在、日本が世界で果たすべき役割とその期待がますます大きくなる中であって、国内外での日本語教育の必要性和重要性が急速に高まっています。海外での日本語学習者に対する教育者の需要ばかりでなく、国内での留学生、外国人労働者及びその子弟、帰国子女等の「日本語を母語としない者に日本語を教育する」旨の日本語教育の必要性も急務となっています。博士前期課程の本コースは日本語を世界の言語の一つとして位置づけ、日本語・日本文化に関する教育を担う専門家の養成を目的としています。 博士後期課程の特色 専門性の高いカリキュラムと研究体制を整備して、高度な専門的職業人、教育者、或いは研究者を養成しようとするものです。 博士後期課程では本研究科の特色である総合性・学際性を損なわないように配慮しつつ、研究指導を中心に前期課程で養われた幅広い視野を基盤に、特定の分野についての更に深い専門的研究能力を滋養し、それらの知識を実社会で自立して実践できる高度な学識を養成することを目的としています。特に分野編成の中の英語学・英語教育学分野及び日本語学・日本語教育学分野にあつては、上級の専門的教育者育成への傾向が強まると言えます。
養成	教育理念と目標 人間性の本質に迫る手だてとしての言語学、教育を通してグローバル化に貢献する語学教育を大きな二本の柱として、新しい大学院教育を目指します。言語学領域では、文法理論や言語習得論（母語習得、第二言語習得）を学習し、日本語研究あるいは日本語と他言語との比較研究を通して、言語理論、言語習得理論に貢献する人材を養成します。日本語教育領域は、日本語教授法、日本語教育文法などの科目と共に、コミュニケーション教育の科目や国内外での就職を想定した英語・日本語運用能力向上のための科目群を含むカリキュラムとなっています。

養成	言語教育学コース 日本語教育学プログラム 日本語教育学プログラムでは、日本語教員としての高度な専門性と、それを活かす実践的な力量の獲得が目標です。
養成	専攻紹介 本専攻の養成すべき人材像は、端的に言えば、「理論と実践のバランスのとれた言語教育者」です。言語教育者は、専門知識（理論）と専門技能（実践）の習得を必要とする専門職ですので、理論系の科目と実践系の科目をバランスよく配置し、一方に偏しない言語教育者の育成を目指します。 日本語教育専修では、経験豊富な教員の指導の下、最も効果的な教授を可能とする実践的な日本語教師を養成します。
研修	目的 海外の優れた外国人日本語教師を対象に、修士課程における組織的で体系的な教育指導により、日本語学・日本語教育学・日本文化などに関する知識と理解を深めさせ、各国の日本語教育における将来のリーダーたる人材として養成することを目的としています。
研修	目的 日本語に熟達し、日本語教育において優れた研究能力と実践能力を持ち、かつ日本の社会・文化全般にわたって知識と理解力を備えた、指導的な外国人日本語教育の研究者・教師及び日本語教育行政の政策担当者などの養成を目的としています。
研修	養成する人材像 日本語教育専攻修士課程は、国内外を問わず現職で日本語教育に従事している人材のリカレント教育及びより高度な実践研究の能力を備えた日本語教員の養成等を目的として、教育研究を行います。

（日振協認定機関）

養成・研修	目的・目標
養成	本校の日本語教師養成講座は専門性の高い日本語教師を養成し、国際社会に貢献できる人材を育成することを目的としています。
養成	本科コース 「ひらがなから日常会話レベル」の日本語学習者を指導できることを目標とします。 専科コース 「長文読解、ニュース等の聴解、論文の書き方、スピーチの仕方等」を学ぶ学習者に教えるための実力を養成し、全レベルの学習者にコースデザインを行えるようになります。他に、在日外国人の環境、海外の教育事情、アジア近代史、日本語教師の心構えなど、あらゆる角度から日本語教育を捉えながら社会性の高い教員を目指します。
養成	目的： 本校の教師養成および人材育成。
養成	本科 このコースは現場ですぐに役立つ基本的な知識・技術を習得し、日本語教師として活躍していただけるようデザインされています。理論講座と実技に関する講座から構成されます。 実習本科 本科で教壇に立つための基本的な知識・技術を身につけた後、さらに実践力を磨くため、外国人学習者対象に教育実習を行い、実践経験を積みます。理論講座と実技に関する講座と実習から構成されます。
研修	ゴール： 1. 自分の現場の学習目標（到達目標）の見える化と課題の明確化 2. 「日本語でできるようになる」ことを評価する方法を知る 3. 「日本語でできるようになる」ことを評価するテストの作成方法を知る

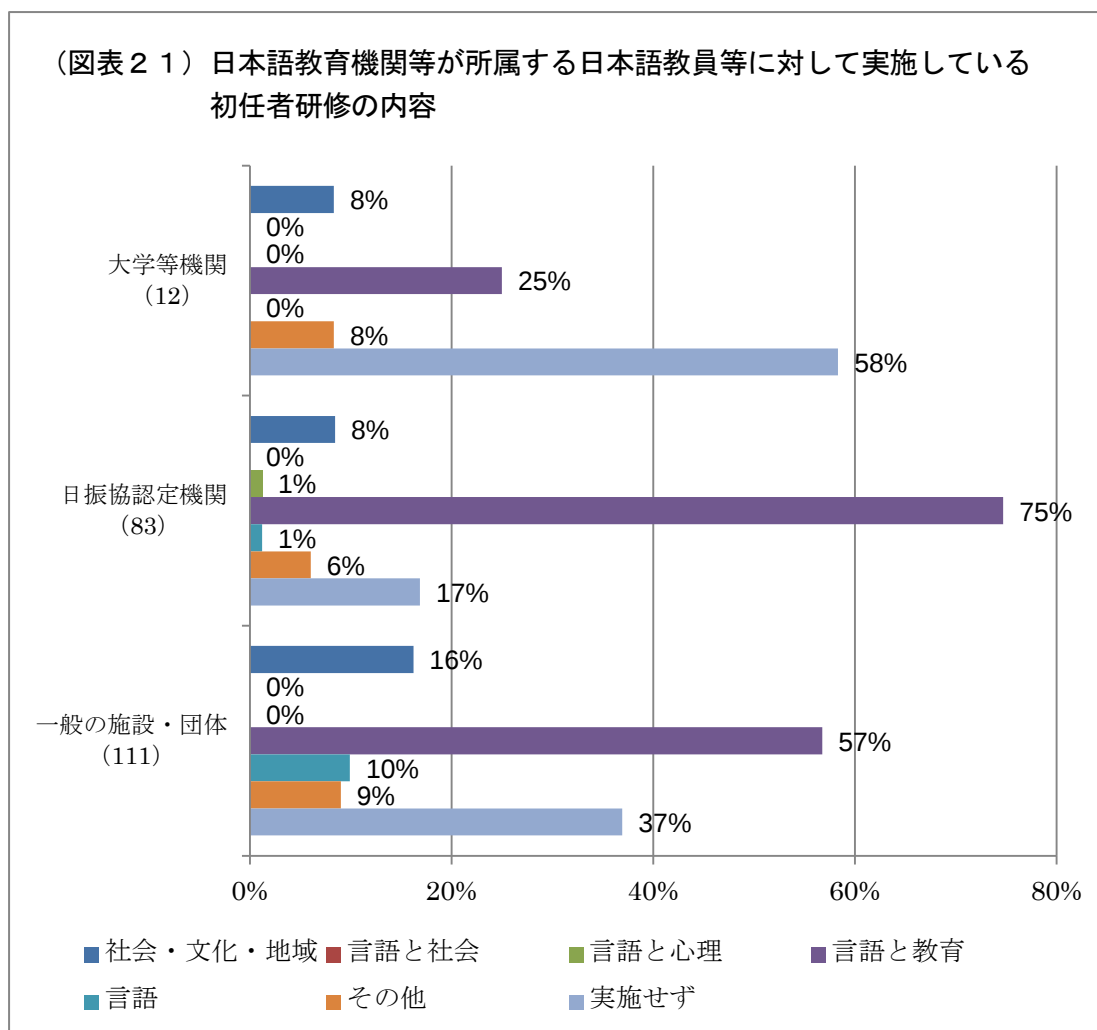
(一般の施設・団体)

養成・研修	目的・目標
養成	この講座は、地域に暮らす外国人の日本語学習をサポートする「日本語ボランティア」としての基本的な知識や心構えなどを学んでいただくものです。
養成	日本語学習で、学習者（外国人）へどのように指導すればよいか講習を受けて、毎週開催しているラウンジの日本語学習の先生になってくれる人材を増やす。
養成	この講座では、地域に住む外国人へ日本語を教えるときに必要な教材や教え方についての基礎を学びます。
養成	外国人の子どもの支援に関心のある方を対象に、外国につながる子どもたちの日本語支援について5回コースで学びます。
研修	県内には現在約1万3千人の外国籍の方々が暮らしています。近年、定住化が進んでいることもあり、初級日本語を終えて、日本語にもっと深入りしてみたい、ブラッシュアップしてみたいと思っている学習者は少なくありません。しかし、中級日本語は奥が深く、教える側もどう教えたらいいのか戸惑うこともあるのではないのでしょうか？今回の講座は、そんなあなたの疑問や悩みの一助となるはず。是非ご参加ください。
研修	県内の外国人と日本語で交流するボランティアのためのスキルアップ講座を開催します。
研修	日本に暮らす外国人にとって、日々の生活に限らず求職活動にも日本語の能力が必要不可欠となってきた。しかし、県内で外国人の日本語学習の受け皿となっているのはボランティアによる日本語教室であるが、多様化している外国人住民のニーズにあった日本語指導を行うには、ボランティア個人のスキルアップを図る研修が必要である。必要な準備や授業の仕方などについて実践を通して学ぶこと等。（シラバス・カリキュラムを知り教案を作る／教材・教具を活かした授業／模擬授業とフィードバック）
研修	Aコース 到達目標 ①日本語の運用能力と日本語を教えるために必要な日本語の分析力の向上を目指します。ACTFL-OPI（インタビューによる日本語能力測定方法）と日本語能力模擬試験で伸びを測ります。 ②教授法に関する基礎的な知識を整理し、教授技術の向上を目指します。とくに、初級の日本語の教授法を身につけることと、技能別の日本語を教えるために必要な知識を学ぶことを目標とします。 ③日本社会や日本人との接触を通して、日本事情に関する全般的な知識を増やし、日本理解を深めます。 Bコース 到達目標 ①より豊かな授業のために情報収集とコミュニケーションができる日本語の運用力の育成と日本語を教えるために必要な日本語の分析力の向上を目指します。ACTFL-OPI（インタビューによる日本語能力測定方法）と日本語能力模擬試験で伸びを測ります。 ②教授法に関する基礎的な知識の整理と、教授技術の向上を目指します。特に初・中級の日本語のコミュニケーションな教授法を学ぶこと、各自の教育現場での問題点を理論や他の人の意見を取り入れつつ、解決できるようになることを目指します。 ③日本人や現在の日本社会との接触を通して、日本事情に関する全般的な知識を増やし、日本理解を深めます。

研修	研修目標と研修の流れ 中国の大学で日本語を教えている日本語教師を招へいし、日本語研修の基本方針である「日本語運用能力の向上、教授法の知識拡充、現代社会に重点を置いた日本事情の知識拡充」を共通目標とした上で、中国の大学教師の特性及び中国の日本語教育の成熟度から見て、教授法分野に重点を置き、以下の目標を設定する。 (1) 学習・教授理論を学び、自分の言語学習習慣を見直し、授業改善の示唆を得る。 (2) 教授法の中の特定分野（授業研究、言語研究、文化・社会研究）について、基礎知識と技能を学び、教師としての専門性を高める。 (3) 全科目を日本語で受講し議論することによって、日本語運用力の向上を図る。
研修	児童生徒に対する指導経験が豊かな小中学校の教員経験者に、日本語指導に必要な知識を習得してもらい、日本語教室の開設・運営を担う人材の育成を行うことを目的とする。
研修	外国人児童生徒向けの日本語ボランティアの養成を目的とし、講座修了生が、地域で外国人児童生徒を対象にした日本語教室に積極的な参画を行うことで、日本語教室の増加・指導内容のさらなる充実につなげる。
研修	この研修では日本語学習者を支える様々な機関と関係者、そしてその役割を整理し、市町を越えた広域的相互ネットワークの可能性と日本語支援の充実を考えます。
研修	平成 17～21 年度開催した当協会日本語ボランティア養成講座修了者、教職経験者等を対象に、日本語学習支援が必要な外国人児童生徒等の在籍する学校等へ日本語学習支援者として派遣等するボランティアを養成する研修会を実施する。
研修	当協会の子ども日本語学習サポーター登録者の県内小・中学校での日本語学習支援活動の実践力の向上と、サポーター同士の情報交換を図るため、スキルアップ研修会を実施する。

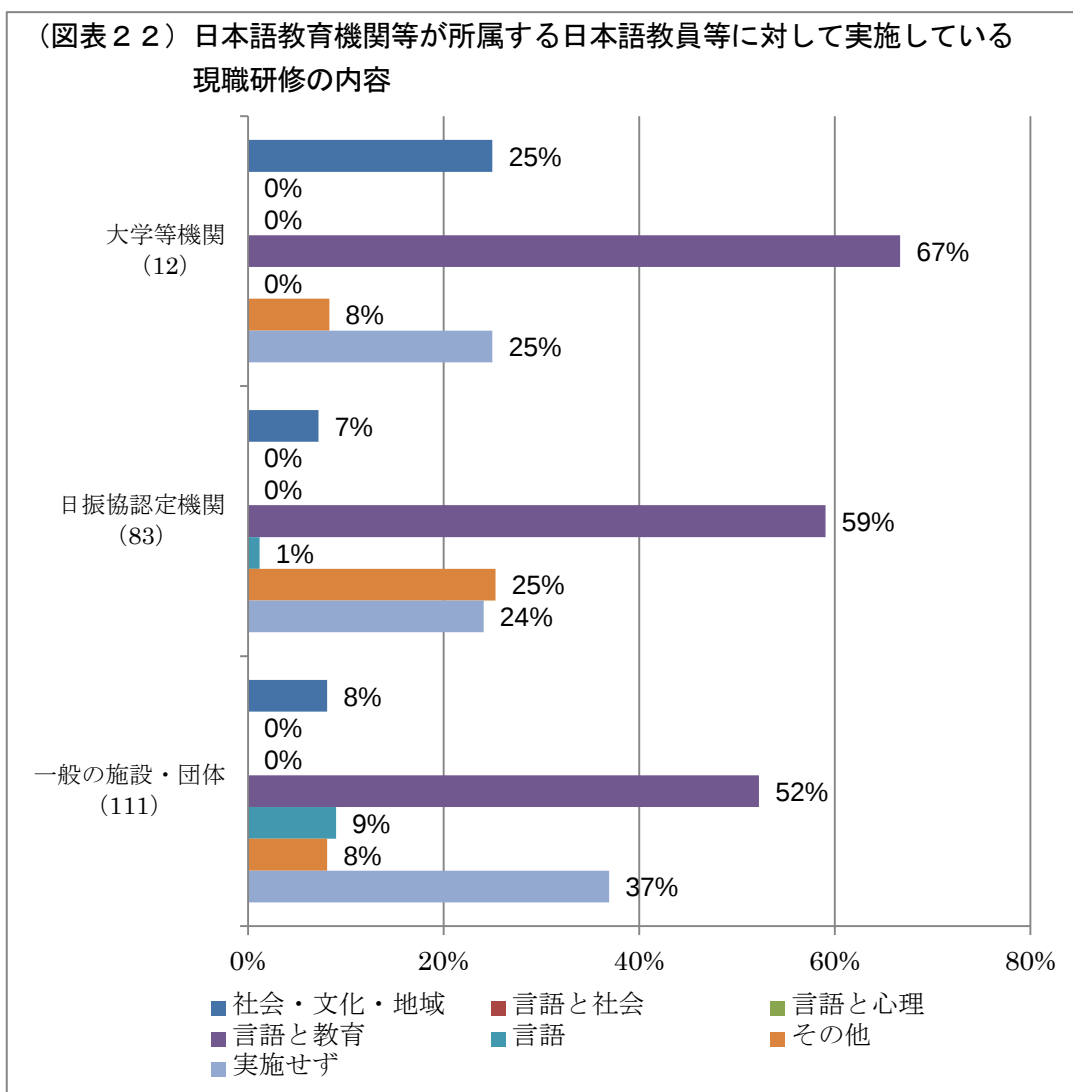
IV 日本語教育機関等が所属する日本語教員等に対して実施している 研修の内容について（調査４関係）

①日本語教育機関等が所属する日本語教員等に対して実施している初任者研修の内容



大学等機関では「実施しない」が５８％と最も高い。日振協認定機関，一般の施設・団体では「言語と教育」が最も高く，順に７５％，５７％となっている。

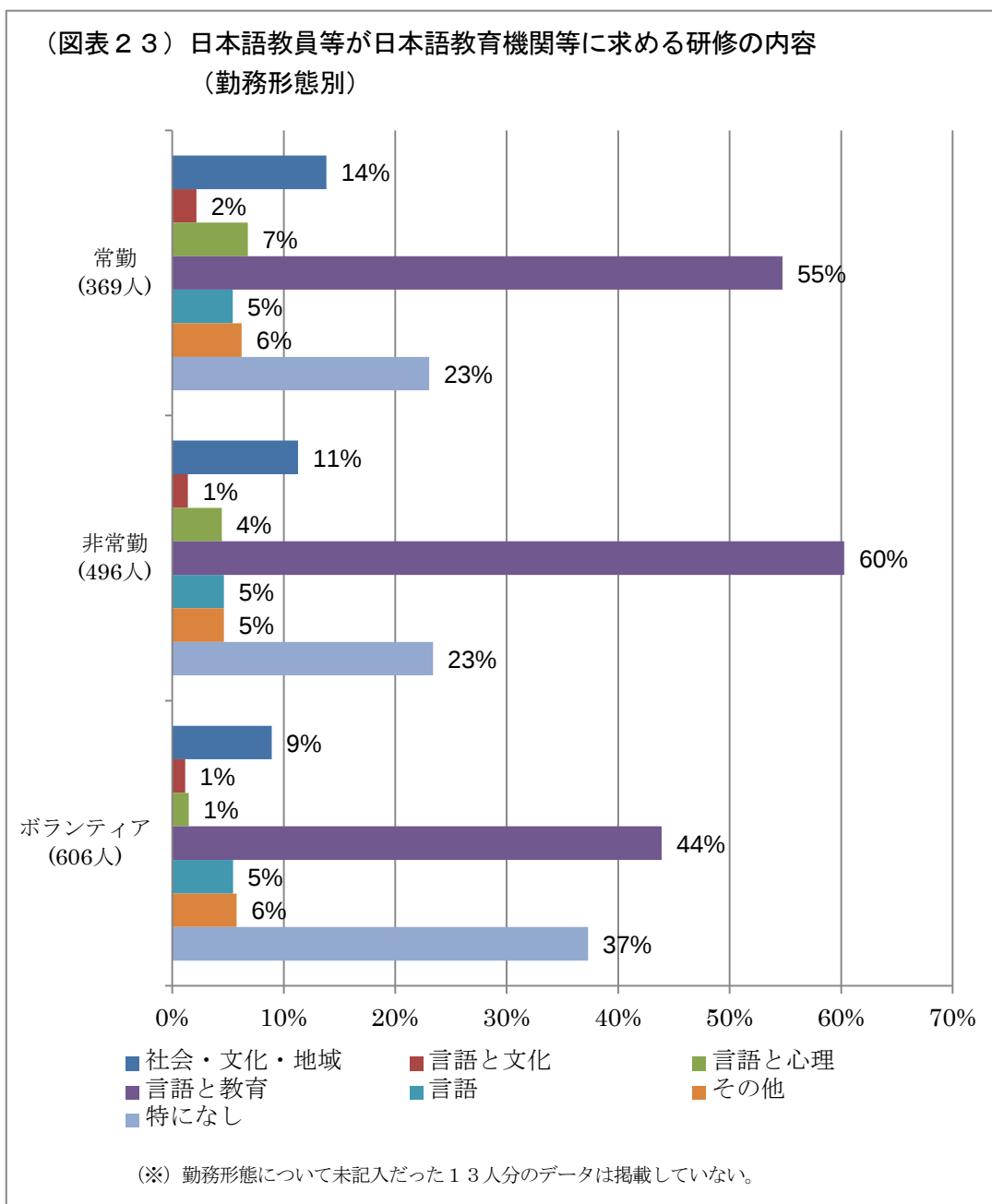
②日本語教育機関等が所属する日本語教員等に対して実施している現職研修の内容



大学等機関，日振協認定機関，一般の施設・団体いずれでも「言語と教育」が順に67%，59%，52%と最も高い。

V 日本語教員等が日本語教育機関等に求める研修の内容について（調査５関係）

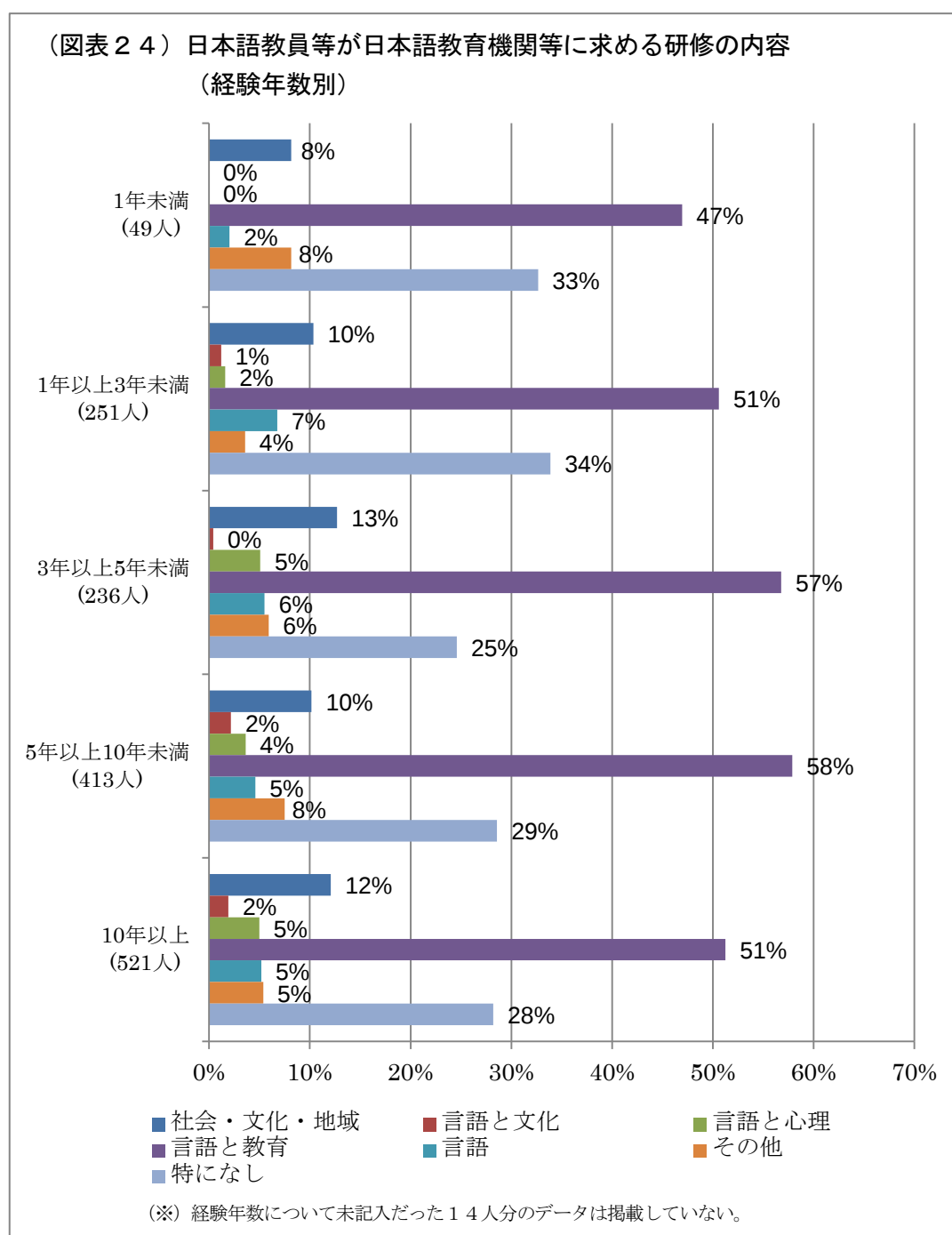
①日本語教員等が日本語教育機関等に求める研修の内容（勤務形態別）



常勤，非常勤，ボランティアいずれでも「言語と教育」が順に５５％，６０％，４４％と最も高い。

「特になし」はボランティアで３７％と最も高い。

②日本語教員等が日本語教育機関等に求める研修の内容（経験年数別）



1年未満，1年以上3年未満，3年以上5年未満，5年以上10年未満，10年以上いずれでも「言語と教育」が順に47%，51%，57%，58%，51%と最も高い。

「特になし」は1年未満で33%，1年以上3年未満で34%と経験年数が短い方が相対的に高くなっている。

第3章 日本語教員等の養成・研修に関わる課題と今後の検討等について

1. 今回の調査結果から見える日本語教員等の養成・研修に関わる課題について

第2章では、今回実施した調査1から調査5について質問項目別に調査結果とそのポイントを簡潔に整理した。

その上で、特に地域における「生活者としての外国人」を対象とする日本語教員等の養成・研修を意識した本協力者会議としては、大学等機関や日振協認定機関と比べ、地域における「生活者としての外国人」に対する日本語教育（以下「地域における日本語教育」という。）が大きな割合を占めると考えられる一般の施設・団体に係る課題について重点的に検討・分析を行った。

（一般の施設・団体を中心にして）

今回の調査結果では、一般の施設・団体の日本語教員等は「ボランティア」が8割を占めている（図表1）。一般の施設・団体による日本語教育は地域における日本語教育が大きな割合を占めると考えられ、ボランティアが大きな役割を果たしていることがデータ上改めて明らかとなった。

同時に、一般の施設・団体では所属する日本語教員等の日本語教育能力検定試験の合格について「分からない」が約5割を占めるとともに、合格者が約1割であったり（図表8）、所属する日本語教員等に対する研修を実施していないところが約4割を占めていたり（図表2 1, 図表2 2）と、指導者としての知識や能力が必ずしもはつきりせず、また、それを高めるための機会も必ずしも十分ではないと言える。

地域における日本語教育が多くボランティアの日本語教員等の尽力により支えられている中、冒頭に述べたとおり、日本語教育の成果が直接の担い手である指導者の力に懸かっていることを考えると、地域における日本語教育の推進体制の強化を図ることは大きな課題である。以下においては、このような認識のもと、今回実施した調査で得られたデータから検討・分析した、地域における日本語教育の担い手である日本語教員等の養成・研修に関わる課題について述べることとする。

①地域における日本語教育を担う日本語教員等が所属する日本語教育機関等について

今回の調査結果では、一般の施設・団体では日本語教員等の最終学歴について「分からない」が約5割を占めている（図表3）。また、指導法を学んだ機関等についても「分からない」が約4割を占めている（図表4）。さらに、日本語教育能力検定試験の合格についても「分からない」が約5割を占めている（図表8）。このほか、専門分野についても「分からない」が7割を占めている（図表9）。

これは既に述べたとおり、一般の施設・団体の日本語教員等はボランティアが多く、日本語教育機関等として日本語教員等に関する状況把握が比較的緩やかであることなどが影響しているのではないかと考えられる。

他方、上記のとおり、一般の施設・団体では所属する日本語教員等に対する研修を実施していないところが約4割を占める（図表21，図表22）とともに、日本語教員等に求める最終学歴について「特になし」が約7割を占めている（図表11）。

また、日本語教員等に求める日本語指導の経験年数や専門分野についても「特になし」が約6割を占めている（図表14，図表19）。

さらに、日本語教員等に求める日本語教育以外の社会経験についても「特になし」が約5割を占めている（図表15）。

このほか、日本語教育能力検定試験の可否についても「どちらでも構わない」が約8割を占めている（図表16）。

これも既に述べたとおり、一般の施設・団体の日本語教員等はボランティアが多く、日本語教育機関等としてはその経験や専門性等を把握しなかったり、それを問いくなかったりする状況にあるのではないかと考えられる。

こうした事情があるにしても、学習者のニーズに応じた日本語教育を実施するに当たっては、日本語教員等の経験や専門性等をできるだけ把握し、それを踏まえた上で指導力等の向上に配慮することが望まれる。

②地域における日本語教育を担う日本語教員等について

今回の調査結果では、ボランティアの日本語教員等が日本語教育機関等に求める研修内容は、「特になし」が約4割を占めている（図表23）。

ボランティアの日本語教員等が日本語教育に携わる動機や目的等は様々であり、ボランティアという性格上やむを得ないとも考えられるが、日本語教員等が自ら指導力を高めるために努力するだけでなく、その環境づくりとして養成・研修の充実が必要である。

今回の調査結果では、一般の施設・団体が日本語教員等に求める具体的な役割としては「日本語指導」に次いで「生活相談及び生活情報の提供」が多い（図表12）。また、日本語教員等に求める基本的な資質としては「言語に関する知識」や「教授力」よりも「コミュニケーション能力」が最も多い（図表13）。

地域における日本語教育の対象となる学習者の日本語能力等は必ずしも十分でなく、日本での生活や日本の社会・文化・地域に慣れることに大きな主眼が置かれることが多い。このため、日本語教員等には「日本語指導」に加え「生活相談及び生活情報の提供」が求められるとともに、「言語に関する知識」や「教授力」以上にまずは「コミュニケーション能力」などが求められたりする実態を反映しているのではないかと考えられる。

地域における日本語教育の実施に当たって、日本語教員等の力量の向上を図るには、こうした点を踏まえた養成・研修の充実が重要である。

なお、一般の施設・団体の日本語教員等はボランティアが多く、日本語教員等に求められるものは、専門性等にかかわらず実践重視の傾向が強いのではないかと考えられる(図表1-9)。日本語教育を実施する上では理論と実践のバランスも重要であり、日本語教員等の養成・研修に当たっては、学習者のニーズを想定しながら、理論と実践のバランスに十分配慮することが重要である。

2. 日本語教員等の養成・研修に係る今後の検討等について

今回の調査を通じ、

- ① 日本語教育機関等を大学等機関、日振協認定機関、一般の施設・団体という三つのグループに分け、それらを比較しつつ、特に一般の施設・団体の日本語教員等の養成・研修にかかわる現状と課題をデータに基づき改めて明らかにしたこと
 - ② 日本語教育機関等や日本語教員等といっても、大学等機関、日振協認定機関、一般の施設・団体ではその現状等に大きな違いがあることがデータから改めて明らかとなったこと(この三つのグループ間に限らず、そのグループの中でも様々な違いがあるであろうことが想像できる)
- などは大きな成果であると考えている。

他方、本協力者会議に与えられた任務は当初から基本的に「課題の整理」までであったこと、また、本協力者会議としては地域における日本語教育の推進が一つの大きな流れとなる中で、特にそれを担う日本語教員等の養成・研修について意識をもって臨んできたこと、さらに、二度にわたる調査の実施・集計・整理作業に時間が掛かったため、それぞれの調査結果をもとに、更に掘り下げた検討・分析にかける時間が必ずしも十分でなかったことなどもあり、一般の施設・団体による日本語教育及びその日本語教員等の養成・研修にかかわる課題について概括的に述べることとなった。

このため、大学等機関や日振協認定機関における日本語教員等の養成・研修に関する検討・分析等が必ずしも十分でなかったことは否めない。例えば、図表1-10で日本語教員等養成課程修了後の進路として、「日本語教員」が大学等機関で8%、日振協認定機関で29%となっている。また、図表1-2で日本語教育機関等が日本語教員等に求める具体的な役割について、全てのグループに共通して多い「日本語指導」に次いで、大学等機関と日振協認定機関では「カリキュラムの作成」や「進路指導」が期待されている。こうした結果をどう捉え、養成・研修とどのように関連付けて検討・分析すべきかといった点などである。

したがって、本協力者会議としては、今後、文化庁の文化審議会国語分科会の下に新たに検討の場を設け、本調査結果等を踏まえ、日本語教員等の養成・研修の在り方について議論を継続するべきであると考えている。

その際には、前ページの②で述べたような、日本語教育機関等や日本語教員等の「多様性」を十分踏まえた議論が必要である。

あわせて、今回実施した調査の中には、今後とも日本語教育施策の推進上有益なものも多いことなどから、文化庁においては、毎年実施している「日本語教育実態調査」について必要な見直し・工夫を行うべきであると考えている。

もちろん、特に地域における日本語教育については、今回改めて示した課題を踏まえ、推進体制の強化に向けて日本語教員等の養成・研修の充実などできる限りの対策を講じてもらいたいと考える。

文化庁においては、本調査結果を踏まえ、日本語教育の一層の充実につながるよう引き続き最大限の努力を行うよう期待するものである。

第4章 参考資料

①日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議について (平成21年6月18日 文化庁次長決定)

②日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議委員名簿

③日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議の開催状況

④日本語教員の養成等に関するこれまでの主な提言等について

- ・「日本語教員の養成等について」(抜粋)
(昭和60年5月13日 日本語教育施策の推進に関する調査研究会)
- ・「日本語教育推進施策について—日本語の国際化に向けて—」(抜粋)
(平成5年7月14日 日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議)
- ・「今後の日本語教育施策の推進について—日本語教育の新たな展開を目指して—」(抜粋)
(平成11年3月19日 今後の日本語教育施策の推進に関する調査研究協力者会議)
- ・「日本語教育のための教員養成について」(抜粋)
(平成12年3月30日 日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議)
- ・「国語分科会日本語教育小委員会における審議について—今後検討すべき日本語教育の課題—」(平成20年1月28日 文化審議会国語分科会)
- ・「国語分科会日本語教育小委員会における審議について〔日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討〕」
(平成21年1月27日 文化審議会国語分科会)
- ・文化審議会国語分科会日本語教育小委員会について

⑤「生活者としての外国人」のための日本語教育事業について

日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議について

平成21年6月18日

文化庁次長決定

(平成22年7月28日一部改正)

(平成23年3月31日一部改正)

1. 趣旨

日本語教員の養成については、外国人留学生その他国内外の日本語学習者の増加やその多様な学習需要等を踏まえ、各種の指針等が示されてきたところである。

しかし、実際に大学等において、どのようなカリキュラムで日本語教員が養成されているかについては、実態は十分に把握されていない。

そのため、大学等における日本語教員の養成を含む日本語指導者の養成・研修について現状に関する調査を行い、課題の整理等を行う。

2. 調査研究事項

- ① 日本語教員等の養成・研修カリキュラムの実態について
- ② 日本語教員等として求められる資質能力と養成・研修カリキュラムの課題について
- ③ その他

3. 実施方法

- ① 別紙の有識者（以下「委員」という。）の協力を得て調査研究を行う。
- ② 必要に応じて、別紙の有識者以外の者の協力を求めることができるものとする。
- ③ 必要に応じて具体的な調査、分析及び検討を行うため、協力者会議の下にワーキンググループを置くことができるものとする。

4. 実施期間

平成21年7月10日～平成24年3月31日

5. その他

本協力者会議に関する庶務は、文化庁文化教育部国語課において処理する。

日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議委員名簿

(平成24年3月1日現在)

[五十音順・敬称略]

阿部 健	公益財団法人日本国際教育支援協会専務理事
安藤 敏毅	独立行政法人国際交流基金日本語教育支援部長 ※1
井上 洋	社団法人日本経済団体連合会社会広報本部長
宇佐美 まゆみ	東京外国語大学大学院教授
坂本 淳	公益財団法人横浜市国際交流協会多文化共生課長 ※2
佐藤 次郎	財団法人日本語教育振興協会理事長
◎杉戸 清樹	独立行政法人国立国語研究所名誉所員
○砂川 裕一	群馬大学教授
田尻 英三	龍谷大学教授
西尾 圭子	公益社団法人国際日本語普及協会会長
西原 純子	公益財団法人京都日本語教育センター京都日本語学校代表理事, 校長
西原 鈴子	元東京女子大学教授
王 敏	法政大学教授

◎：座長 ○：座長代理

(注)

※1

高鳥 まな	独立行政法人国際交流基金日本語事業運営部長 (平成22年7月31日まで)
柄 博子	独立行政法人国際交流基金日本語教育支援部長 (平成22年8月1日から平成23年8月31日まで)

※2

甘楽 順治	財団法人横浜市国際交流協会多文化共生課長 (平成22年3月31日まで)
佐藤 則義	財団法人横浜市国際交流協会多文化共生課長代理 (平成22年4月1日から平成23年6月30日まで)

日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議の開催状況

第1回：(平成21年7月10日)

- 座長等の選出等について
- 今後の進め方等について

第2回：(平成21年9月1日)

- 大学、日本語学校、地域における日本語教員等の養成・研修の現状と課題について
- 実施把握のための調査方法について

第3回：(平成21年10月5日)

- 大学における日本語教員等の養成・研修の現状と課題について
- 実態把握のための調査方法について

第4回：(平成21年11月16日)

- 実態把握のための調査方法について

第5回：(平成21年12月14日)

- 実態把握のための調査方法について

第6回：(平成22年3月15日)

- 実態把握のための調査（個別調査）について
- 実態把握のための調査（実態調査）の結果の概要について

第7回：(平成22年6月29日)

- 実態把握のための調査方法について
- 先進的な教育内容について

第8回：(平成23年2月15日)

- 日本語教員等の養成・研修カリキュラム、シラバスについて

第9回：(平成23年7月15日)

- 日本語教員等の養成・研修カリキュラム、シラバスについて

第10回：(平成23年12月19日)

- 日本語教員等の養成・研修カリキュラム、シラバスの整理の結果について
- 報告書の骨子について

第11回：(平成24年1月30日)

- 報告書について

第12回：(平成24年3月5日)

- 報告書について

第13回：(平成24年3月26日)

- 報告書について

日本語教員の養成等に関するこれまでの主な提言等について

「日本語教員の養成等について」（抜粋）

（昭和60年5月13日 日本語教育施策の推進に関する調査研究会）

I 日本語教員養成の必要性

（前略）

このように今後必要となる国内における日本語教員数は、著しく増加すると予想されるうえ、海外における日本語学習者の増加に伴い相当数の海外の日本語教員の養成や研修も我が国で行われると考えられることから、今後計画的に日本語教員養成機関の整備・充実を図る必要がある。その第一歩として、国立大学において、日本語教員の養成を主目的とする学科等を設け、日本語教員養成の中核的役割を果たすほか日本語教員養成の副専攻課程を設けるなどの方途により、日本語教員の養成確保に努めることが肝要である。

一方、日本語教員養成機関として、昭和58年現在、大学・大学院が19機関、一般の日本語教員養成機関が21機関あるが、その教育内容・水準や養成の期間等はまちまちである、標準的な基準も設けられていない。

（中略）

このような状況にかんがみると、日本語教員の養成に当たり量的な整備・充実とともに質的な整備・充実を図ることが急務である。

II 日本語教員養成のための標準的な教育内容等

1.（前略）日本語教育の一層の充実のためには、日本語教育の専門家として必要な知識・能力を有する優れた日本語教員の養成が不可欠である、このためには、日本語教員養成における教育内容・水準の基準が明確にされることが必要である。

2. 日本語教育の専門家として必要とされる知識・能力は、次のとおりである。

（1）基礎的な知識・能力

大学（4年制）卒業又はそれと同等程度の知識・能力

（2）日本語教育に係る知識・能力

- ・日本語の構造に関する体系的、具体的な知識
- ・日本人の言語生活等に関する知識・能力
- ・言語学的知識・能力
- ・日本語の教授に関する知識・能力
- ・表現・理解力等の日本語能力
- ・外国語及び外国事情に関する知識・能力

3. 日本語教員の養成は、その要請される知識・能力の水準に応じて次のとおり行われるべきである。

（1）一般の日本語教員

ア. 大学の学部にて、日本語教員として最低限必要な知識・能力を習得させることを目的として、他の専門分野の教育（国語教員養成課程、英語教員養成課程等）と併せて日本語教員の養成を行う副専攻課程を設ける。

イ. 一般の日本語教員養成機関においては、大学卒を基礎資格として、大学の学部の副専攻課程と同等程度の教育内容・水準を確保する。

(2) 指導的教員又は教員の養成にあたる者

ア. 大学の学部、日本語教員として必要な相当程度の知識・能力を習得させることを目的として日本語教員の養成を行う主専攻課程を設ける。

イ. 大学院修士課程に、日本語教員の養成に携わる者を養成するコースを設ける。この場合、学部における日本語教員養成主専攻課程を修了した者を対象とするコースとそれ以外の者を対象とするコースを設けるものとする。

なお、日本語教育に関する高度な研究能力を備えた者を養成するための博士課程の設置を検討する必要がある。

4. 各日本語教員養成機関の目的に応じた日本語教員養成のための標準的な教育内容は、次のとおりである。

日本語教育に必要な知識・能力	一般の日本語教員養成機関	大学の学部 日本語教育副専攻	大学の学部 日本語教育主専攻	大学院修士課程 Aコース Bコース
1－(1) 日本語の構造に関する体系的、具体的な知識 (科目名例示) 日本語学(概論、音声、語彙・意味、文法・文体、文字・表記)	150時間	10単位	18単位	4単位 11単位
1－(2) 日本人の言語生活等に関する知識・能力 (科目名例示) 言語生活 日本語史	30時間	2単位	4単位	4単位 2単位
2 日本事情	15時間	1単位	4単位	
3 言語学的知識・能力 (科目名例示) 言語学概論、社会言語学、対照言語学 日本語学史	60時間	4単位	8単位	7単位 5単位
4 日本語の教授に関する知識・能力 (科目名例示) 日本語教授法、日本語教育教材・教具論 評価法、実習	165時間	9単位	11単位	9単位 10単位
合計	420時間	26単位	45単位	24単位 26単位

(備考)

1. 上記の知識・能力の他に表現・理解力等の日本語能力、外国語に関する知識・能力、世界の諸地域に関する知識の習得を図る必要がある。なお、日本事情には学習者の背景により古典及び文芸を含み得る。
2. 大学院修士課程のAコースは、大学の学部における日本語教員養成の主専攻課程を修了した者を、Bコースはそれ以外の者を対象としている。
3. 一般の日本語教員養成機関の授業時数は、大学の学部における副専攻課程の1単位を15時間とし、実習については45時間として算出したものである。

2 日本語教育のあゆみ

（前略）

ここ（※注：昭和 60 年 5 月、日本語教育施策の推進に関する調査研究会「日本語教員の養成等について」）で提言された日本語教員養成のための教育内容に基づいて、国立大学においては昭和 60 年度に筑波大学及び東京外国語大学に日本語教員養成のための学科等が設置されたのをはじめとして、以降、大学の教員養成学科等の整備が図られてきている。

（後略）

3 日本語教育の現状

（3）日本語教員の養成

国内の日本語教員の養成は、特に昭和 60 年 5 月に出された日本語教育施策の推進に関する調査研究会の報告「日本語教員の養成等について」により日本語教員養成のための具体的な教育内容が提示された以降順調に推移しており、文化庁国語課の調査によれば、平成 3 年 11 月現在、国公立の大学学部における日本語教員養成課程・コースは 74 機関（コース）、同じく大学院は 11 機関（コース）、短期大学は 12 機関（コース）に設けられている。これらの機関（コース）において、日本語教育に関わる理論的、実践的研究が関連領域の研究とともに進められてきており、平成 3 年度における受講者数は、12,714 人となっている。

さらに、大学以外の一般の日本語教員養成機関（平成 3 年 11 月 1 日現在、68 機関、受講者数 5,371 人）においても、様々な形態により教員養成のための講座・コース等が設けられており、教員養成の一翼を担っている。

外国における日本語教員の養成については、留学生が帰国して母国の日本語教員になっているのに加え、海外の大学等においても日本語教員の養成が取り組まれ始めているほか、国際交流基金が平成元年に設置した日本語国際センターにおいて海外の日本語教員を対象とした研修・再研修が行われている。

4 日本語教育の課題と今後の方向

（1）日本語学習者のニーズ等

⑦ 地域における日本語教育

我が国の国際化の進展に伴い、外国人配偶者や日系南米人、その他外国人が地域社会で生活するようになってきており、これらの者が円滑に地域における生活に溶け込むことができるように、積極的な日本語学習の機会の提供が求められている。一部の地方自治体、ボランティア団体などにより日本語教室が開設されるなど徐々に学習機会の提供が行われるようになってきているが、未だ十分とは言えない状況であり、今後一層の進展が望まれる。また、ボランティア等が日本語教授法等の基礎的な知識・技能を身につけることができる機会を提供することが望まれる。

(3) 日本語教員の養成の推進

① 日本語教員養成機関における養成の推進

日本語教員の養成については、養成課程・コース等を設ける大学及び日本語教育機関は着実に増加し、教員養成の量的拡大は進んできているが、教育実習を含めた教育内容について十分でないものも見受けられる。一方、一部大学などにおいては、日本語教育と隣接する分野の教員の充当などによる応急的措置がとられているような状態が続いているところもあるので、今後、日本語教員の養成に当たる指導的教員の育成に重点を置くことも必要である。

また、大学における留学生の増加や留学生の出身地域の拡大への対応という観点からも、現職日本語教員の教育能力向上のほか、他分野の教員などに日本語教育に関する理解を一層深めてもらうことが大切であると考えられる。

さらに、日本語学習者の目的の多様化に対応するためには、大学のみならずそれ以外の日本語教員養成機関の役割についても十分配慮し、これらの充実に努める必要がある。

ア 大学や一般の日本語教員養成機関における教育の実態について調査し、日本語教員養成機関の教育実習を含めた教育内容の在り方等について検討する。

イ 現職の日本語教員の能力向上を図るため、国立国語研究所など関係機関で行われている研修の充実を図る。

「今後の日本語教育施策の推進について―日本語教育の新たな展開を目指して―」（抜粋）
（平成11年3月19日 今後の日本語教育施策の推進に関する調査研究協力者会議）

Ⅱ 日本語教育の課題と今後の方向

2 日本語教員養成について

(1) 日本語教員養成の現状と課題

（前略）

このうち、国内における日本語教員の養成については、「日本語教育施策の推進に関する調査研究会」（文部省）の報告「日本語教員養成等について」（昭和60年5月）に基づいてこれまで実施されてきたと言える。この報告の中で、西暦2000年に必要な日本語教員の数を約2万5千人と概算しており、これに必要な日本語教員養成機関の整備・充実のため、国立大学に日本語教育主専攻及び副専攻の学科・課程を設けるほか、既存の養成機関の教育内容や水準の整備・充実を図ることを提言し、併せて「日本語教員養成のための標準的な教育内容」として、教育内容のガイドラインとされる枠組みを示している。

その結果として、現在の大学学部及び大学院修士課程における日本語教員養成課程は、この「標準的な教育内容」に基づき、学部においては、主専攻と副専攻の2区分、修士課程については学部における専攻に応じてAコースとBコースの2区分となっている。この「標準的な教育内容」は、教員養成課程を整備していく上での一種のガイドラインとして示されたものであるが、大部分の日本語教員養成課程においては、この区分に従った主専攻・副専攻相当の教育が行われている。しかしながら、日本語教員養成課程におけるこのような区分や「標準的な教育内容」が必ずしも現在の日本語教育において求められている課題に対応したものとは言えない状

況も見られる。

したがって、このような状況に鑑（かんが）み、日本語教員養成のカリキュラム内容を、昭和 60 年のガイドライン作成までの経緯やこれまでの積み重ねをも踏まえ、多様な学習ニーズや情報化への対応など、日本語教育の現代的課題を考慮しつつ、いかに充実を図っていくかを考えるべき時期に来ている。

（２）日本語教員養成方策の改善

ア 日本語教員の専門性について

日本語教員の養成方策を検討するに当たっては、日本語教員養成の基本的な在り方として、日本語を専門的に教授する日本語教員に求められる「専門性」とは何であるかを明確にしておく必要がある。

まず、日本語を専門的に教授するとは、個々の学習者の学習過程を理解し、学習者に応じてどのような教育内容・方法が適切であるかを判断し、それに応じた効果的な教育を行うことである。

こうした効果的な教育を行うためには、日本語教員が、「専門性」として、次の３つの能力を有している必要がある。

- （ア）言語に関する知識能力：外国語や学習者の母語（第一言語）に関する知識や理解があり、対照言語学的視点からの日本語の構造や言語の習得過程に関する知識を有すること。
- （イ）日本語の教授に関する知識能力：過去の研究成果や経験等を踏まえた上で、カリキュラムを作成したり、授業や教材等を分析する能力があり、それらの総合的知識と経験を教育現場で実際に活用・伝達できる能力を有すること。
- （ウ）その他日本語教育の背景をなす事項についての知識理解：日本と諸外国の教育制度や文化事情に関する理解や、学習者のニーズに関する的確な把握・分析能力を有すること。

そして、このような「専門性」を有する日本語教員に対しては、その能力を適切に評価し、専門家として活躍する場が提供されていくことが大切であると言える。

イ 日本語教員養成課程の在り方

現在、大部分の養成課程においては、現状において見たとおり、「日本語教員養成のための標準的な教育内容」（昭和 60 年）を教員養成課程を整備していく上での一種のガイドラインとして受け止め、この区分に従った主専攻・副専攻相当の教育が行われている。

しかし、日本語学習者の中に多様な学習ニーズが生ずる一方で、日本語教員養成課程修了者の知識・経験を生かせる場が広がり、また逆に、日本語教育を専攻しなかった者が日本語の指導に携わる例も見られる現在、例えば、主専攻や副専攻以外の学生に対しても様々な日本語教育のコースや授業科目を用意するなど、大学の創意工夫により、より多様なコース設定を行っていくことが望まれる。さらに、海外において日本語教員として活躍することを希望する外国人留学生を対象とした日本語教員養成課程のコースを設ける必要性も高まっていると考えられる。

また、この「標準的な教育内容」に盛られているカリキュラムについても、昭和 60 年当時とは異なる日本語教育における現代的な課題を踏まえ、例えば、社会言語学やコミュニケーション学、日本語教材制作の方法、新しい情報メディアの活用等に関する教育内容を取り入れるなど、その積極的な見直しを行っていくことが必要である。

さらに、大学における日本語教員養成課程のカリキュラムの改善として、特に、日本語教育の実習を積極的に導入することが望まれる。課程修了後に日本語教員として活躍する上で、実習を行うことが大きな教育効果をあげていると言われており、大学によっては海外の大学や日本語教育機関との連携の下、様々な工夫を凝らし実習を行っている例もある。現在、この実習を行うに当たっては、実習場所及び指導者を確保することが一つの大きな課題であるとされているが、大学と各日本語教育関係機関・関係者相互が実習に関する理解を深め、実習の円滑な実施に向けて連携・協力を図っていくことが望まれる。

なお、上記のことと関連して、公立小・中学校等において日本語指導を必要とする外国人児童生徒が増加している状況に鑑み、初等・中等教育教員養成課程を有する各大学の判断により、日本語教育に係る科目の開設などについて検討が行われることが望まれる。

最後に、日本語教員の養成は、大学や日本語教育施設等の養成課程を修了したことで完結するものではない。現場の日本語教員となった後にも、日本語教育の新たなニーズや新しい教育理論・方法に常に対応していくことが期待されている。したがって、現職教員の研修や、大学院での再教育を行うための体制を整えていくことも必要とされている。

(中略)

7 地域における日本語教育について

(1) 地域における日本語教育の現状と問題

(前略)

一部の地方自治体や国際交流協会、ボランティア団体等により日本語教室やリソースセンター（情報センター）が解説されるなど、徐々に学習機会の提供が行われるようになってきているが、いまだ十分とは言えない状況にある。また、日本語学習支援者（ボランティアの人々）が日本語教授法等の基礎的な知識・技能を身に付けられる機会の提供も不足している。

(後略)

(2) 地域における日本語教育の推進

(前略)

一方、全国各地域に分散するこのようなボランティアの日本語学習支援者の中には、活動を始めるに当たって、また活動していく中で専門的な知識を身に付けたいと希望する者も見られるが、現状においては、そのための学習機会が十分にあるとは言えない。このため、日本語教育機関や地方自治体において、ボランティアの日本語学習支援者の資質の向上に資するよう、日本語教授法等の基礎的な

知識や技能を身に付ける研修事業を積極的に行っていくことが望まれる。また、日本全国で視聴できる放送大学において開設されている日本語教育に関する関係科目の講義を積極的に活用していくことも期待される。さらに、国立国語研究所日本語教育センターにおいても、新たに日本語学習支援者を対象とした通信制等の研修プログラムを開設するよう、検討を行っていく必要がある。

8 新しい情報メディアを活用した日本語教育の推進

(2) 新しい情報メディアを活用した日本語教育の推進

エ 新しい情報メディアを活用できる日本語教員の養成

新しい情報メディアを日本語教育に活用していくに当たっては、日本語教員がそれらを十分に駆使することができる能力を身に付けることが必要であり、現在そのための人材養成が急務となっている。例えば、衛星通信を活用した日本語教育の場合、その教育プログラムの作成者や受信側（学習者の側）における学習会場助言者の確保・育成など、これまでの日本語教育には見られなかった需要が生じてきている。

従来、日本語教員養成に当たっては、このようなメディア対応に関する教育内容は十分に取り入れられてこなかったが、今後は、日本語教員養成におけるカリキュラムに導入することはもとより、現職日本語教員を対象とした研修事業を行っていくことも必要とされている。このため、まず、日本語教員に情報メディア活用能力を身に付けさせるために必要となる教育内容等について、早急に調査研究を開始することが必要である。

「日本語教育のための教員養成について」（抜粋）

（平成12年3月30日 日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議）

I 日本語教員養成の教育内容について

1 日本語教員養成における教育内容の現状と課題

(1) 日本語教員養成と教育内容の現状について

① 国内における日本語教員養成と教育内容

日本語を母語としない者を対象とする日本語教育のための教員を養成する課程・コース等は、国内では平成10年11月現在、国公立の大学学部では155、同じく大学院では25、短期大学では37、大学以外の一般の日本語教員養成機関では167が設けられている（文化庁国語課調査）。また、国内において日本語教員養成に携わる教員数は、平成10年においては2,852人、課程・コース等の受講者総数は29,289人となっている。

また、平成元年から平成10年までの推移を見ると、課程・コース数は121から384（3.2倍）に、教員数は1,489人から2,852人（1.9倍）に、受講者数は9,272人から29,289人（3.2倍）にそれぞれ増加している。

このように受講者数の増加がみられる一方で、養成課程・コース等を修了した日本語教員の活躍する場も現在多様化している。従来からの大学における留学生や日本語教育施設における就学生に対する予備教育としての日本語教育のみならず、外

国人研修生や地域において居住する成人外国人、外国人児童生徒など、多様な学習者に対しての日本語教育が行われるようになってきている。

一方、これまで日本語教員養成を進めるに当たっての基本的な方針とされていたものに、昭和60年5月に文部省の日本語教育施策の推進に関する調査研究会から出された報告「日本語教員の養成等について」がある。

この報告では、国内外の日本語学習者の増加への対応、特に我が国への留学生の着実な増加が予想され、留学生が日本語学習者総数の増加の重要な要因になると予想された昭和60年の当時において、将来の目安として国内において必要となる日本語教員数を試算し、それに対応した日本語教員養成の量的・質的な整備・充実を図ることを提言している。

報告では、日本語教員養成における教育内容・水準の基本が明確にされていない状況における改善方策として、教育内容の指針とされる枠組みとして、「日本語教員養成のための標準的な教育内容」（以下「標準的な教育内容」という。）を示している。この「標準的な教育内容」が示されて以来、大学等の大部分の日本語教員養成課程においては、この枠組みによる区分に対応した内容の教育が行われてきた。

② 海外における日本語教員養成

海外における日本語教員数は、平成10年で27,428人（仮集計値）となっており、5年前の平成5年調査の21,034人と比べ1.3倍に増加している（国際交流基金調査）。

海外における日本語教員の養成は、母国の大学等で日本語を学び、当該国の教員免許を取得して教壇に立つケースが多いが、日本国内の養成課程で学んだり、関連領域で学位を取得した留学生が帰国して母国の日本語教員になっている場合もある。また、国際交流基金日本語国際センターや国際協力事業団等においては、海外における日本語教員を対象とした研修が実施されている。

（2）日本語教員養成の教育内容の課題について

昭和60年に上記の報告が出され、日本語教員養成が着実に推進されてきた現在、日本語教員養成における最も大きな問題として、「標準的な教育内容」に示された主専攻・副専攻の区分やそこに掲げられている教育事項が、現在の日本語教育において求められている課題に対して、次に述べるように適切に対応したものとなっていないことがあげられる。

まず、第一点として、日本語教育の内容については、昭和60年以降の社会状況の変化や日本語教育学をはじめとした関係学問の成果を踏まえ、例えば社会言語学やコミュニケーション学、情報メディアの活用などに関する教育内容を取り入れたり、実践的な教育能力の育成を図るなど、日本語学習者の多様な学習需要に適切に対応した教育内容へと改善を図っていくことを検討する必要に迫られている。

次に、第二点として、「標準的な教育内容」により日本語教員養成課程が整備されてきたことは、各日本語教員養成機関がそれぞれの持つ日本語教員養成の理念や目的に沿った課程を整備しようとするとき、「標準的な教育内容」が硬直的な指針として受け止められ、各養成機関の創意工夫によった教育課程を編成する上での制約になっている嫌いがあると指摘されている。

前述したような日本語学習者の学習需要の多様化や日本語教員養成課程修了者の活躍の場の拡大が見られる現在、大学等の創意工夫による多様なコース設定を図り、例えば海外において日本語教員として活躍することを希望する者や日本語教育専攻の留学生を対象としたコースを設けることなどが求められるようになってきている。

大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―」（平成10年10月）においても、今後各大学は自主性・自律性を高め、個性や特色を発揮していくことが提言されている。

このような大学改革の動向も踏まえ、昭和60年に出された「標準的な教育内容」が、上記のような問題を抱えるようになったことに照らした場合、日本語教員養成においては、「標準的な教育内容」の意義や在り方を見直すことが必要になってきている。

2 日本語教員養成における教育内容について

(1) 日本語教員養成機関における教育課程編成の基本的な在り方

昭和60年の「標準的な教育内容」との関連で、現在の大学等の日本語教育課程編成の実態を見たとき、大部分の日本語教員養成課程では、昭和60年の「標準的な教育内容」をそのまま適用するのではなく、単位の読み替えをしながら活用している場合が多くなっている。

このことは、主専攻・副専攻の区分や標準単位数にこだわらない方が各大学等の教育目的の現状とも合致しており、大学等が多様な学習需要に応えた教育をしようとする場合に、このような制約を課すことの必要性が乏しくなっていることを示すものと考えられる。

むしろ、標準単位数を示すことや主専攻・副専攻という区分よりも、日本語教員として実際に教育活動に臨むに当たって、基礎的に身に付けておくべき内容、日本語教授法など必須の内容、学習者の属性に応じて選択的に習得すべき内容などを明確にしておくことが必要であると言えよう。

以上、述べてきたような状況を踏まえたとき、教育課程編成の基本的な在り方としては、次のような方針が適当であると考ええる。

- ① 日本語教育における現代的な課題や日本語学習者の学習需要の多様化に対応し、今後の日本語教員養成における教育内容として、画一的な「標準的な教育内容」ではなく、「基礎から応用に至る選択可能な教育内容」を示すことを基本とする。したがって、それぞれの日本語教育機関においては、そこに示された教育内容を基に、教育目的や学習者のレベル等の属性に応じていろいろな組み合わせをし教育課程が編成できるようにするものである。
- ② 各養成機関においてどのような教育課程を編成するかは、今回新たに示す教育内容を参考としてそれぞれの日本語教員養成機関の自主的な判断に委ねようとするものである。したがって、教育課程編成に際しての枠組みとなる標準単位数や、従来設けられていた主専攻・副専攻の区分は設けず、今後は、各大学等の教育目的がより一層実現しやすいようにするものである。

各日本語教員養成機関においては、この教育内容を参考とし、適切な教育課程の編成を図っていくことが望まれる。

なお、その際、特定の先端的な分野や特化した分野だけに力点を置くことなく、日

本語教員として基本的に必要とされる内容や各項目相互の関連性についても十分に考慮する必要がある。また、日本語教員としての実践的な教育能力を習得させるために、教育実習が極めて重要であることに特に留意しなければならない。

さらに、大学の日本語教員養成に係る教育課程の在り方としては、各大学の創意工夫によって、日本語教育と関連する他の領域についても履修する次のような専攻・コースの在り方も考えられる。

- ① 国内において日本語指導が必要な外国人児童生徒が、また、海外においては初等中等教育機関における日本語学習者が増加している状況を踏まえ、国語、外国語、社会などに関する初等中等教員免許取得に必要な科目と日本語教員養成に係る科目とを組み合わせ、共通に履修させる横断的な教育課程編成
- ② 外国人に対する日本語教育や初等中等教育における国語教育、外国語教育を包含したより包括的な言語教育専攻
- ③ 国際化が進展し、互いに異なる言語・文化を有する者との異文化間接触が増大する中で、これからの日本語教員にますます求められる異文化適応能力の基盤となる異文化心理学や対人コミュニケーションなどの主要科目と日本語教育の関連科目を包含するコミュニケーション教育専攻

(2) 日本語教員養成の新たな教育内容

① 日本語教員として望まれる資質・能力

今後の日本語教員養成における新たな教育内容を提示するに当たって、日本語教員に求められる資質・能力として、次のような点が重要であると考ええる。

ア 日本語教員としての基本的な資質・能力について

日本語教員として望まれる資質・能力として、まず基本となるのは、日本語教員自身が日本語を正確に理解し的確に運用できる能力を持っていることである。

その上で、これからの日本語教員の資質・能力として、次のような点が大切であると考ええる。

- (ア) 言語教育者として必要とされる学習者に対する実践的なコミュニケーション能力を有していること。
- (イ) 日本語ばかりでなく広く言語に対して深い関心と鋭い言語感覚を有していること。
- (ウ) 国際的な活動を行う教育者として、豊かな国際的感覚と人間性を備えていること。
- (エ) 日本語教育の専門家として、自らの職業の専門性とその意義についての自覚と情熱を有すること。

イ 日本語教員の専門的能力について

次に、日本語教育の専門家として、個々の学習者の学習過程を理解し、学習者に応じた適切な教育内容・方法を判断し、それに対応した効果的な教育を行うための、次のような能力を有していることが大切である。

(ア) 言語に関する知識・能力

外国語や学習者の母語（第一言語）に関する知識、対照言語学的視点からの日本語の構造に関する知識、そして言語使用や言語発達及び言語の習得

過程等に関する知識があり、それらの知識を活用する能力を有すること。

(イ) 日本語の教授に関する知識・能力

過去の研究成果や経験等を踏まえた上で、教育課程の編成、授業や教材等を分析する能力があり、それらの総合的知識と経験を教育現場で実際に活用・伝達できる能力を有すること。

(ウ) その他日本語教育の背景をなす事項についての知識・能力

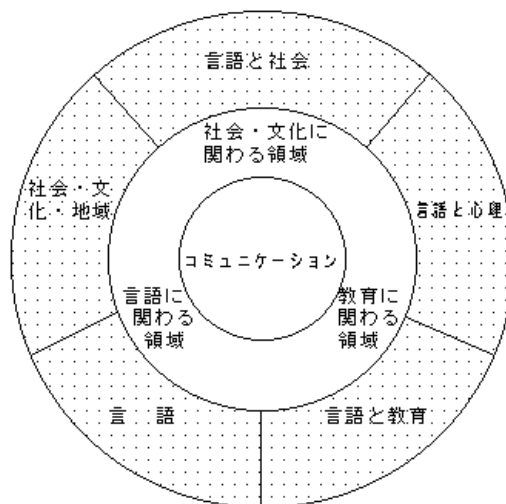
日本と諸外国の教育制度や歴史・文化事情に関する知識や、学習者のニーズに関する的確な把握・分析能力を有すること。

② 新たに示す教育内容

ア 新たに示す教育内容とコミュニケーションとの関係

日本語教育とは、広い意味で、コミュニケーションそのものであり、教授者と学習者とが固定的な関係でなく、相互に学び、教え合う実際的なコミュニケーション活動と考えられる。また、このような包括的概念としてのコミュニケーションは、今回新たに示す教育内容のすべてに共通しその根底をなすものであり、教育内容の基本となるものである。そこで、その核となるコミュニケーションと、新たに示す教育内容を構成する諸領域・区分との関係を表すと次のようになる。

新たに示す教育内容の領域は、「社会・文化に関わる領域」「教育に関わる領域」「言語に関わる領域」の3つの領域からなり、それぞれはあえて明確な線引きは行わず、段階的に緩やかな関係にとらえ、また優先順位を設けず、いずれも等価と位置付ける。さらに、その領域の区分として、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の5つの区分を設ける。



新たに示す教育内容の領域・区分とコミュニケーションとの関係図

イ 日本語教員養成において必要とされる教育内容

前述したような資質や専門的能力を有する日本語教員の養成を目指し、本協力者会議において提示する日本語教員養成において必要とされる教育内容は、次のとおりである。

(以下別添)

日本語教員養成において必要とされる教育内容

別添

領域	区 分	内 容	キーワード
社会・文化・地域に関わる領域	社会・文化・地域	世界と日本	歴史/文化/文明/社会/教育/哲学/国際関係/日本事情/日本文学.....
		異文化接触	国際協力/文化交流/留学生政策/移民・難民政策/研修生受入政策/外国人児童生徒/帰国児童生徒/地域協力/精神衛生.....
		日本語教育の歴史と現状	日本語教育史/言語政策/教員養成/学習者の多様化/教育哲学/学習者の推移/日本語試験/各国語試験/世界各地域の日本語教育事情/日本各地域の日本語教育事情.....
	言語と社会	言語と社会の関係	ことばと文化/社会言語学/社会文化能力/言語接触/言語管理/言語政策/言語社会学/教育社会学/教育制度.....
		言語使用と社会	言語変種/ジェンダー差・世代差/地域言語/待遇・ポライトネス/言語・非言語行動/コミュニケーション・ストラテジー/地域生活関連情報.....
教育に関わる領域	言語と心理	異文化コミュニケーションと社会	異文化受容・適応/言語・文化相對主義/自文化（自民族）中心主義/アイデンティティ/多文化主義/異文化間トランス言語イデオロギー/言語選択.....
		言語理解の過程	言語理解/談話理解/予測・推測能力/記憶/視点/言語学習.....
		言語習得・発達	幼児言語/習得過程（第一言語・第二言語）/中間言語/言語喪失/バイリンガリズム/学習過程/学習者タイプ/学習ストラテジー.....
	言語と教育	異文化理解と心理	異文化間心理学/社会的スキル/集団主義/教育心理/日本語の学習・教育の情意的側面.....
		言語教育法・実習	実践的知識/実践的能力/自己点検能力/カリキュラム/コースデザイン/教室活動/教授法/評価法/学習者情報/教育実習/教育環境/地域別・年齢別日本語教育法/教育情報/ニーズ分析/誤用分析/教材分析・開発.....
言語に関わる領域	言語と教育	異文化間教育・コミュニケーション/教育	異文化間教育/多文化教育/国際・比較教育/国際理解教育/コミュニケーション教育/スピーチ・コミュニケーション/異文化コミュニケーション訓練/開発コミュニケーション/異文化マネージメント/異文化心理/教育心理/言語間対照/学習者の権利.....
		言語教育と情報	教材開発/教材選択/教育工学/システム工学/統計処理/メディア・リテラシー/情報リテラシー/マルチメディア.....
		言語の構造一般	一般言語学/世界の諸言語/言語の種類/音声の種類/形態（語彙）の種類/統語の種類/意味論の種類/語用論の種類/音声と文法.....
	言語	日本語の構造	日本語の系統/日本語の構造/音韻体系/形態・語彙体系/文法体系/意味体系/語用論的規範/表記/日本語史.....
		言語研究	理論言語学/応用言語学/情報学/社会言語学/心理言語学/認知言語学/言語地理学/対照言語学/計量言語学/歴史言語学/コミュニケーション学.....
		コミュニケーション能力	受容・理解能力/表出能力/言語運用能力/談話構成能力/議論能力/社会文化能力/対人関係能力/異文化調整能力.....

- (備考)
- 1 領域：コミュニケーションを核として，「社会・文化に関わる領域」，「教育に関わる領域」，「言語に関わる領域」の3つの領域からなり，それぞれはあえて明確な線引きは行わず，段階的に緩やかな関係にとらえ，また優先順位を設けず，いずれも等価と位置付ける。
 - 2 区分：上記3領域の区分として，「社会・文化・地域」，「言語と社会」，「言語と心理」，「言語と教育」，「言語」の5区分を設ける。また，各々の下位の区分として，3～4区分を設定し，教育内容の位置付けや，日本語教員養成課程等で具体的に開設される科目等との対応付けを行うための目安とした。
 - 3 内容・キーワード：下位の区分として16区分を設け，各々に，日本語教員養成において必要とされる教育内容を記述した。また，各々の教育内容について具体的な教育細目をイメージしやすくするため，キーワードを設定した。なお，内容及びキーワードは，大学・日本語教育施設等での日本語教員養成課程において開設される科目等とのマッチングを行う際の目安として記述したものであり，教員養成における教育課程編成に際して，教育内容の諸項目を網羅的に行うことを前提としたものではない。
 - 4 その他：想定される教育課程編成の例（参考）

国語分科会日本語教育小委員会における審議について －今後検討すべき日本語教育の課題－

<はじめに>

近年、国境を越えた人の移動が容易となり、世界的な規模で人材の活用が盛んになっている。厚生労働省・外国人雇用状況報告によれば、我が国においても平成18年6月現在の外国人労働者数が、平成8年6月現在と比較して約2.5倍(39万人)となっている。また、我が国に在住する外国人は、その家族とともに定住する傾向にあり、外国人を地域社会の一員としてとらえ、「多文化共生社会」の実現に向けた取組を進める自治体も増えている。共生に向けた取組の中で喫緊の課題となっているのが、日本語によるコミュニケーションであり、平成18年3月に発表された総務省の「多文化共生推進プログラム」の提言においても、コミュニケーション支援の必要性が重要な課題の第一に取り上げられている。さらに、平成18年12月には政府の外国人労働者問題関係省庁連絡会議が「生活者としての外国人」に関する総合的対策を発表し、定住外国人に対する日本語教育の充実及び外国人児童に対する日本語教育の強化が検討すべき課題として取り上げられている。

平成12年に国語審議会は「国際社会に対応する日本語の在り方」を答申し、広く国際化時代の日本語についての在り方を示した。しかし、来日した外国人を一時滞在者として各地でそれぞれが対応するばかりでなく、我が国を構成する生活者の一員としてとらえた総合的な施策の展開が必要となるなど、ここ数年で日本社会の国際化は我々の日常生活にまで進み、状況は大きく変化した。このような変化を踏まえ、文化審議会国語分科会は、平成19年7月25日に日本語教育小委員会を設置し、現在の日本語教育をめぐる諸課題について検討することとし、まずはそれらの課題を明らかにすることを目指して、関係者へのヒアリングと審議を重ねた。

以下、国語分科会日本語教育小委員会における、これまでの審議内容を「多文化社会における日本語と日本語教育」「これまでの文化庁における日本語教育施策の概要」「今後検討すべき課題」に分けて記述する。

I 多文化社会における日本語と日本語教育

1 国内に在住する外国人の現状について

平成18年末現在における外国人登録者数は208万人で、10年前の1.5倍に増加している。この数は我が国の総人口1億2,777万人の1.63%に当たり、その割合は年々上昇している。我が国の総人口と外国人登録者数を10年間の伸び率で比較してみると、我が国の総人口の伸び率は1.5%であるのに対し、外国人登録者数の伸び率は、47.3%とはるかに高い(法務省調べ)。

国籍（出身地）別の内訳を見ると、韓国・朝鮮の60万人（28.7%）、中国の56万人（26.9%）、フィリピンの19万人（9.3%）をはじめとするアジア地域が73.9%、ブラジルの31万人（15.0%）、ペルーの6万人（2.8%）をはじめとする南米地域が18.6%を占めている。10年前との比較では、韓国・朝鮮が約1割減少する一方で、中国は約2.4倍に、フィリピンが2.3倍に、ブラジルが1.5倍にそれぞれ増加しており、これまで我が国に在住する外国人の中心であった韓国・朝鮮以外の外国人の増加が進み、その構成が変化している。

在留資格別では、「特別永住者^{*1}」（44万人）、「一般永住者^{*2}」（39万人）、「定住者^{*3}」（27万人）及び「日本人の配偶者等」（26万人）で全体の65.6%を占めている。なかでも「一般永住者」と「定住者」の数は10年前と比較して増加し、「一般永住者」は5.5倍に、「定住者」は1.6倍となっており、外国人の定住化の傾向がうかがえる。また、全体に占める割合は大きくないが、10年前と比較して、際だって増加しているのは、「研修^{*4}」で3.4倍（7万人）となっている。

2 外国人の社会参加と日本語

国境を越えた人の移動と定住化の傾向が進み、先進国を中心とする世界各国で文化的背景の多様な住民による共生社会構築のための取組が行われている。

近年、我が国では言語・文化的背景の多様な住民が増加し、社会の多様な層へ広がりつつある。このような状況においては、長い歴史の中で培われてきた日本社会・文化の伝統を大切にしつつ、各人が互いに異なる文化や考え方を学び、尊重し合う社会を実現するため、言語・文化の多様性を尊重する社会を作ることが必要である。

一方、我が国においては、日本文化の基盤を成す日本語が多文化共生のためのコミュニケーションの手段にもなっている。この現実を踏まえ、言語・文化の相互尊重を前提としつつも外国人の我が国における社会参加が促進されるよう、多様な背景を持つ住民間の相互理解や共同参画意識を向上させるための共通語としての日本語の普及及び学習の促進を行うことが求められている。

3 多文化社会に対応した日本語教育

言語・文化的背景の多様な人々が、共通語である日本語を通して築く社会では、社会参加に最低限必要な日本語能力を習得するための学習環境の整備と学習機会の提供が必要である。特に、我が国に暮らすすべての人が、健康かつ安全に生活するために必要な日本語教育の内容を検討するとともに、学習機会提供のための仕組みが整備されなければならない。

*1「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年11月1日施行）により、「平和条約関連国籍離脱者及びその子孫」は「特別永住者」と定められ、従前の「協定永住許可者」、「法126-2-6該当者」、「平和条約関連国籍離脱者の子」の全部及び入管法上の「永住者」の一部などが「特別永住者」となった。

*2法務大臣が永住を認める者。

*3法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者。

*4本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動。

Ⅱ これまでの文化庁における日本語教育施策の概要

国内の日本語教育の対象者は、昭和50年代半ばまでは、留学生、研修生、ビジネス関係者等が中心であった。昭和50年代半ば以降、インドシナ難民、中国帰国者、国際結婚の配偶者などの日本語支援に関連して、ボランティア活動が各地で始まり日本語教室が運営され始めた。平成2年以降は、出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正により急増する日系南米人及びその家族にまで支援の範囲は広がった。

文化庁は、地域における日本語教育のニーズの高まりを受け、我が国に在住する外国人に対する日本語学習支援の充実と、その在り方を調査研究する目的で平成6年度から12年度にかけて、八つのモデル地域を指定して、日本語教室の開催や日本語指導者養成のための講習会の開催等の事業を委嘱により実施した。事業終了後の各報告書の中で特に多く提言されたのは、（1）ネットワーク構築の必要性、（2）リソース（人材・情報）センターの設置、（3）コーディネーターの配置であった。また、（4）指導者の養成や（5）外国人年少者への対応なども、課題として挙げられた。

平成12年に国語審議会より答申された「国際社会に対応する日本語の在り方」においては、国内の学習支援について、学齢期の子供を含む各地域に居住する外国人を対象に、（1）きめこまやかな学習プログラムの提供、（2）関係団体及び関係者の連携協力、（3）中核的指導者の養成を目的とした研修を課題に挙げ、多様な学習需要に応じた日本語教育を一層推進していく必要があるとしている。

そこで、それまでに得られた知見を基に、平成13年度以降全国各地で地域の日本語教育の現場において中核的な役割を果たすコーディネーターの養成や、地域の日本語ボランティアの実践力向上を目指す事業、全国各地での親子参加型日本語教室を展開した。

その成果として、地域における日本語教育への自治体関係者の理解が促進され、一部の自治体では活動を独自の事業として引き続き実施するところが現れた。しかし、地域自らの事業企画能力の向上や、支援活動の自立化に向けた地域における行政とボランティアの連携協力は必ずしも進んでいない。その後、関係機関との連携協力を目標とした地域の自主的な企画に基づく事業の委嘱への転換を図ったが、日本語教育関係機関の相互の連携協力によるネットワークの構築には至っていない。また、日本語教育の拠点としてのリソースセンターの設置、及びコーディネーターの配置等も引き続き課題として残されている。

一方、外国人の滞在の長期化に伴って、一部地域では日本語を使わずに生活できるコミュニティが形成され始めている。そのため、使用機会が減少したことによって生じる日本語学習に対する動機付けの低下への対応や、外国人の社会参加を支える生活のための日本語教育のカリキュラムの作成など、新たな課題が指摘されている。

今後、地域社会の一員として生活するすべての人にとって不可欠な言語の習得について、日本語を母語としない住民についても配慮された施策検討の必要性が高まっている。なかでも、外国人を対象として、これまで主にボランティアの自主的な活動によって支えられてきた日本語教育を、専門家や関係機関との連携の下、計画的に実施する必要性が高まっている。

Ⅲ 今後検討すべき課題

現在、喫緊の課題となっているのは、地域社会の一員として外国人が社会参加するのに必要な日本語学習の支援である。今後、これまでの取組によっても、いまだに解決されていない課題や新しい課題への具体的な対応が必要である。特に、内容の改善、体制の整備、連携協力の推進の3点について、早急に検討する必要がある。

1 内容の改善

言語・文化的背景や日本語学習環境・動機が多様な住民が社会の様々な層に広がり、日本語教育のニーズは多様化している。このような状況に対応して、教育内容及び教育方法についての検討が必要となっている。

(1) 地域における日本語教育の専門性と内容の明確化

地域における日本語教育の専門性について、その特色を明らかにするとともに、生活者としての外国人を対象とした日本語教育の具体的な内容について検討する必要がある。その上で、学習者の個人差にいかに対応するかという全世界の言語教育に共通した課題や、学習者である外国人の生活状況の地域による異なりを踏まえ、学習者の多様なレベル・目的等に対応した言語教育の在り方、地域性に応じた日本語教育の具体化方策についても検討することが必要と考えられる。

なお、これらの課題を検討するに当たっては、実態把握のための基礎的な調査が不可欠である。その際、日本語教育の基盤情報について研究する機関や、各地域の大学等における研究成果を取り入れて検討することが必要である。

(2) 地域の日本語教育を担う専門職の養成

地域における日本語教育はいわゆる言語教育にとどまらず、言語学習を通じた生活支援の場としての機能が期待されている。地域における生活者のための日本語教育を機能させるためには、日本語教育の関連領域に関する知識と、事業の企画・立案力のほかに、関係者・機関をつなぎ、問題解決の道筋を作っていく能力を有するコーディネーターの養成が必要となっている。

2 体制の整備

地域の日本語教育は、主にボランティアの自主的な活動によって支えられてきた。しかし、地域住民としての外国人の積極的な社会参加が期待されるようになった今、国や都道府県、市町村の行政機関に加え、企業や大学・研究機関等の団体、さらには地域の日本語ボランティアやコーディネーター等の個人に至るまで、関係者が今後果たすべき役割を明確化するとともに、地域拠点を中心とした体制整備を検討する必要がある。

(1) 日本語教育の政策的位置付け

多文化共生社会実現のために、国は日本語教育の政策的位置付けを明確にし、国と地域がそれぞれの責任において取り組むべき日本語教育の課題と実施主体を明確にする必要がある。その上で、地域の日本語教育関係者が活動しやすいような基本的な枠組みを示すことが求められる。

（２）地域における体制整備

上記の枠組みが実効性を有したものになるよう、関係機関の体制の整備が必要と考えられる。特に、これからの日本語教育施策の展開において、市町村の現場と国との間を取り持つ、広域行政機関としての都道府県の役割を明確にするとともに、広域的な日本語教育ネットワークの中心となる日本語教育の拠点を形成し、人材と情報のリソースセンターの機能を持たせることが必要である。また、これまで地域における日本語教育はボランティア団体や国際交流協会、地方自治体を中心にして行われてきたが、企業や大学・研究機関も積極的に地域貢献することが求められている時代において、それぞれの役割を地域社会の中で再構築していくことが重要となっている。

３ 連携協力の推進

外国人住民を含む日本社会のニーズに対応できる、地域における日本語教育の体制を整備するため、関係者間の連携協力は欠かせない。例えば、国や地方自治体等の行政機関が、地域の企業等と連携しながら、日本語ボランティアや、日本語教育及びその他の専門家からの協力・支援を得たり、在住する外国人のネットワーク、組織、団体などとの連携によって、外国人の意見や要望を施策に反映したりすることが重要である。

さらに、日本での生活基盤を確立するためには、地域における日本語教育においては単なる語学習得にとどまらず、地域に暮らす外国人が、医療・福祉・安全・教育・就労・税金等の様々な分野に関する知識を併せて習得できるよう、日本語教育以外の関係者との連携を取った教育体制の整備が必要である。

なお、各地域が抱えている課題は多様であることから、連携協働の具体化方策を検討するに当たっては、まず様々な地域の実態を把握することが不可欠である。

以上の検討課題に対応した施策の在り方について、次期以降の文化審議会国語分科会において引き続き検討していくことが必要である。

国語分科会日本語教育小委員会における審議について

日本語教育の充実に向けた体制整備と 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討

<はじめに>

日本語教育小委員会では、前期（平成19年7月～平成20年2月）の審議において、地域社会の一員として生活するすべての人にとって不可欠な言語の習得について、中でも日本語を母語としない住民に対する施策検討の必要性が高まっていることを踏まえ、現在喫緊の課題となっているのは、地域社会の一員として外国人が社会参加するため必要な日本語学習の支援であるとした。そして、特に、日本語教育の「内容の改善」「体制の整備」「連携協力の推進」について、早急に検討する必要があるとした。

これまで、地域に在住する外国人に対する日本語教育は、主としてボランティアの自主的な活動によって支えられてきた。しかし、地域に在住する外国人にとって、通学できる範囲に日本語を学べる教室が必ずしも開設されていないという状況や、仮に開設されていたとしても、外国人の多様なニーズにこたえられていないという状況があるといった課題が指摘されている。

このような課題を解決するとともに、従来に増して期待されている外国人の社会参加を可能にするためには、地域のボランティアやコーディネーターなどの個人レベルでの努力にとどまらず、国、都道府県、市町村等の行政機関などによる組織的な取組が必要であり、関係者が果たすべき役割を明確化した上で、地域における日本語教育の体制整備を検討することが必要となっている。

以上のような問題認識の下、今期の日本語教育小委員会においては、日本語教育に関する「体制の整備」から検討を始め、引き続いて、「内容の改善」として、日本語教育の目標及び標準的な内容についての検討に着手した。なお、上記の三つの課題のうち、「連携協力の推進」については、主に「体制の整備」の在り方に関する議論の中で検討が行われた。

以下、今期の審議内容を「地域における日本語教育の体制整備について」と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等について」に分けて記述する。

I 地域における日本語教育の体制整備について

地域における日本語教育の体制整備を進めるためには、関係機関の役割分担を明確にするとともに、その上で、関係機関の連携協力等の推進を図ることが必要である。こういった観点から、まず、「各機関の役割分担」を以下のように整理し、引き続いて、「各機関の連携協力の在り方」「地域における日本語教育で必要とされる機関及び人材とその役割」について整理を行った。

1 各機関の役割分担

日本語教育関係機関の役割分担として、まず、国、都道府県、市町村がそれぞれ担うべき役割を以下のように整理した。

(1) 国の担うべき役割

地域における日本語教育の振興を図るため、国においては、以下のような役割を担う必要がある。なお、この場合、「国」とは、基本的に日本国内における「生活者としての外国人」に対する日本語教育を振興する立場にある文化庁のことを指している。

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標及び標準的な内容・方法、さらには、地域における日本語教育の体制整備の在り方を、指針として示すこと。
- この指針を踏まえつつ、「生活者としての外国人」に対する日本語教育に係る日本語能力の測定方法及び指導力の評価方法についても、一定の指針を示すこと。
- 指針として国が示す「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を地域で実践するためには、大学、研究機関、日本語教育機関及び地域のボランティア団体その他関係団体の協力を得て、その指針を地域の特性に応じて具体化することが必要であることから、都道府県及び市町村と連携してそれを担う人材を養成すること。
- 地域に日本語教室が開設されていないという状況や、日本語教室は開設されていてもその内容が地域の外国人のニーズにそぐわないなどの状況を改善し、学習者のニーズにこたえることができるよう、適切な財政支援を行うなど地域における日本語学習の環境整備のための支援を行うこと。
- 指針として国が示す「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法について、地域の日本語教育の指導者に適切に指導助言でき

る「指導者の指導者」を養成すること。

以上のほか、国は、「生活者としての外国人」の日本語学習の動機付けとなる奨励措置を検討し、提示することが期待される。これには、直接学習者に対するものと日本語教育の実施機関等に対するものが含まれると考えられる。

（２）都道府県の担うべき役割

都道府県においては、域内の市町村の状況を踏まえつつ、必要に応じ、国との連絡調整を行う立場から、以下のような役割を担う必要がある。

なお、政令指定都市については、（３）で述べる「市町村の担うべき役割」に加え、都道府県に準じて、これらの役割を果たすことが期待される。

- それぞれの実情に応じた域内の日本語教育の体制整備を行うこと。
- 指針として国が示す「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を参考に、それぞれの実情に応じた日本語教育の内容・方法を検討・調整すること。
- 域内の市町村において、日本語教育を事業化し推進できる人材を、市町村と連携して養成すること。

また、各都道府県は、域内の状況によって、近接する都道府県と協力して施策を展開するなど、相互の連携協力を図ることについても検討する必要がある。

以上のほか、地域における日本語教育の体制整備に当たって都道府県が担うべき具体的役割としては、例えば以下のようなものが考えられる。

- 学習者の背景・ニーズや教室数・講師数など、域内の日本語教育に関する実態把握を行うこと。
- 域内関係者の連絡会議を開催すること。
- 他事業との連携協力や活動内容の広報を行うこと。

（３）市町村の担うべき役割

市町村においては、日本語教育の現場を抱える立場から、以下のような役割を担う必要がある。

- 都道府県が検討・調整した日本語教育の内容・方法を、現場の実情に沿って具体的に編成・実施すること。

- 国が養成する「指導者の指導者」を活用するなどして、地域における日本語教育の指導者を養成すること。

以上のほか、地域における日本語教育の体制整備に当たって市町村が担うべき具体的役割としては、例えば以下のようなものが考えられる。

- 日本語教室の設置運営を行うこと（教室設置のための学習者のニーズの把握や施設（場所）の確保、教室における活動内容の広報、設置した教室における活動の成果の分析・評価などを含む。）。

- 学習者及び指導者からの相談に応ずること。

- 域内外の人材・情報リソース（資源）を活用すること。

2 各機関の連携協力の在り方

国、都道府県及び市町村が「1」で示した役割を果たすに当たっては、それぞれが独自に動くのではなく、相互に連携することによって、各機関の日本語教育に関する機能・体制が強化されるものである。このため、国と都道府県、国と市町村、都道府県と市町村間の連携はもちろんのこと、関係省庁間、都道府県間、市町村間の連携が重要になる。

具体的な連携協力の在り方として、まず、国、都道府県及び市町村においては、それぞれのレベルで地域における日本語教育を推進するため、国際交流協会等が行う日本語教育のほかに、大学、日本語学校等の日本語教育機関、NPO、ボランティア団体、企業、在住する外国人による団体及びその他関係団体とのネットワークを形成し、学習者のニーズに応じて多様な教育が提供できるような体制の整備を図る必要がある。

また、地域における日本語教育は、多文化共生社会の実現に向けての取組でもあり、日本語教育を推進するためには、専門家やボランティアのほかに、一般市民の参加が必要不可欠である。

学校における外国人児童生徒に対する日本語指導については、学校だけでなく地域全体で取組を進めることが重要であり、専門家やボランティアによる支援が得ら

れるよう、地域の日本語教育機関・団体と連携協力することが求められる。

国、都道府県及び市町村は、以上の団体及び個人とネットワークを形成し、協力関係を構築することができるよう、そのための調整機能を担う人材を養成する必要がある。

3 地域における日本語教育で必要とされる機関及び人材とその役割

言語・文化的背景や日本語学習環境・動機の多様な住民が社会の様々な分野に広がり、地域における日本語教育のニーズは非常に多様化している。このような中で、国が指針として示す日本語教育の標準的な内容・方法と日本語教育の体制整備の在り方は、飽くまでも指針であって、地域の特性や現場の状況に応じて適宜必要な修正を加えるべきものである。

このように、都道府県及び市町村は、地域の特性に応じた日本語教育の企画・運営を行うため、大学や研究機関の研究者、日本語教師、企業関係者、国際交流協会関係者、NPO関係者、ボランティア、在住外国人等の協力を得て、国の指針を現場に適用可能な具体的なものにすることが必要であり、そのためのコーディネート機能を果たす機関及び人材が必要となる。日本語教育のコーディネート機能を果たす機関及び人材が担う役割は、ボランティアに大きく依存した日本語教育の現状を改善し、日本語教育の質的向上を支援することにある。

また、都道府県及び市町村においては、日本語教育のコーディネート機能を自治体等の本来の業務として位置付け、それを担う人材をできる限り常勤職員として配置することが重要である。例えば、都道府県及び市町村が設置した国際交流協会には、過去の経緯も含め地域の実情に詳しい人材が登用されているところもある。知事部局や市町村長部局等に日本語教育を担当する組織を設け専任の職員を配置することや、行政施策としての地域における日本語教育の活動拠点として、国際交流協会等が継続的に日本語教育のコーディネート機能を果たすことが期待される。

Ⅱ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等について

政府は、外国人労働者を中心とする外国人受入れに関する諸問題を検討するため、外国人労働者問題関係省庁連絡会議を設置している。同会議は、我が国に在住する外国人の定住化傾向と外国人の生活環境の整備の必要性の高まりを踏まえ、平成18年12月に、「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」を取りまとめた。この「総合的対応策」を受けて、文化庁においては、平成19年度から「生活者として

の外国人」のための日本語教育事業」を実施している。

この「総合的対応策」等で「生活者としての外国人」という用語が使われたことを契機として、この用語は、急速に日本語教育関係者の間に広まった。しかし、そもそも「生活者としての外国人」とは何であるかについては、この間、明確に定義されていない。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等についての検討に際して、本小委員会は、「生活者としての外国人」を次のようにとらえている。すなわち、「生活者」とは、だれもが持っている「生活」という側面に着目して、我が国において日常的な生活を営むすべての人を指すものである。また、「生活者としての外国人」とは、そういった側面を有する外国人を指し、滞在形態等にかかわらず、日系南米人や日本人の配偶者のような長期滞在の人々のほか、留学生・就学生、ビジネス関係者のような比較的短期滞在の人々も含まれる。

以下、本小委員会では、国が指針を示すべきであるとして掲げた「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標及び標準的な内容・方法」のうち、「方法」を除く部分について審議を行った。「方法」については、「Ⅰ」において「体制整備」の在り方を考えることで一定の検討が加えられたところであるが、指導法等に関する本格的な検討は今後の課題である。

なお、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標や内容等を検討するに当たっては、そもそも、「「生活者としての外国人」に対する日本語教育」とは何かを明らかにしておくことが必要である。これについては、前述の「生活者としての外国人」が、その「生活」のために必要な日本語能力を身に付けるために行われる教育のことを指しているものである。

1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標

「生活者としての外国人」に対する日本語教育によって達成すべき具体的な「目標」を検討するに当たって、その到達点としての抽象的な上位概念である「目的」を併せて検討した。その際、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標は、生活から独立した言語体系の理解にあるのではなく、生活場面と密着したコミュニケーション活動を可能とする能力を獲得することにあるということを基本的な考え方とした。

このことを前提として、次に掲げるのが、日本語教育の目的・目標である。すなわち、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語が主たるコミュニケーション手段となっている我が国において、外国人が日本語で意思疎通を図り生活できる

ようになることを日本語教育の目的とし、以下の四つを日本語教育の目標とする。

- 日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること。
- 日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること。
- 日本語を使って、相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること。
- 日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること。

2 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容

(1) 日本語教育の標準的な内容に関する検討の経緯

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容の検討に当たっては、まず、実際に日本語教育機関においてこれまで行われている「生活者としての外国人」に対する日本語教育の実践事例に関する情報を、質問紙と聞き取り調査により収集した（調査対象機関は、「参考」のとおり。）。ここで収集した情報を整理・分析し、それを基に「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容について検討を行った。

さらに、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容について調査研究を行っている独立行政法人国立国語研究所からその研究成果^{*1}の提供を受け、日本語を学習することにより「できるようになる」ことが期待される「生活上の行為」の事例を収集した。

そして、その事例リストを階層化し、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容の大枠について検討を行った^{*2}。この検討の結果は、以下の（2）及び「別紙」に示すとおりである。

(2) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容についての考え

*1 『日本語教育における学習項目一覧と段階的目標基準の開発：中間報告書』、国立国語研究所日本語教育基盤情報センター編、2009(刊行予定)

*2 この検討の過程で、独立行政法人国立国語研究所日本語教育基盤情報センター評価基準グループグループ長 宇佐美洋、同センター学習項目グループグループ長 金田智子、及び財団法人日本国際教育支援協会事業部日本語教育普及課作題主幹 川端一博の3氏から、協力を得た。

方

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容は、外国人が日本語で意思疎通を図りながら行う様々な「生活上の行為」に及ぶことが不可欠である。その「生活上の行為」は、日常生活の様々な領域にわたって多様な姿や広がりを持つものである。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育においては、こうした広範多岐にわたる「生活上の行為」を、「Ⅱ」の「1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標」で述べた四つの「日本語教育の目標」を踏まえて、「日本語教育の標準的な内容」とすることが必要である。

そこで、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容の大枠として、「大分類・中分類・小分類」と、具体的な「事例」からなる一覧表を「別紙」の表のとおり作成した。

「大分類・中分類・小分類」とは、「生活者としての外国人」が日本語能力を求められると思われる「生活上の行為」を階層化し、まとめたものであり、「生活者としての外国人」に対する日本語教育において取り扱うべき内容の大枠である。以下はその「大分類」である。

- 「健康・安全に暮らす」
- 「住居を確保・維持する」
- 「消費活動を行う」
- 「目的地に移動する」
- 「子育て・教育を行う」
- 「働く」
- 「人とかかわる」
- 「社会の一員となる」
- 「自身を豊かにする」
- 「情報を収集・発信する」

「別紙」の表では、以上の10の「大分類」に、23の「中分類」と、57の「小分類」がそれぞれ対応している。なお、「事例」欄に挙げた「生活上の行為」は、「小分類」で示した「生活上の行為」の領域の具体的な参考事例である。

「別紙」の表は、各地域において実施されている「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容を見直す際や、「生活者としての外国人」に対する日本

語教育のカリキュラムやシラバス^{*3}を構築する際に、日本語を用いる具体的な場面設定を行う上での検討の基盤となり得るものである。

Ⅲ 今後の課題

今期のこれまでの審議を踏まえ、次期以降の日本語教育小委員会又はその他の検討の場において、以下の検討課題について引き続き検討を行っていくことが必要である。

1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容の更なる検討とそれを踏まえた標準的なカリキュラムの開発

「Ⅱ」に示した「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等は、検討途中のものであり、「別紙」の表は、現時点での大枠を示したものにすぎない。特に、「別紙」の表中の「事例」は、飽くまで参考例であって、今後引き続いて整理・精査を行う必要がある。

今後は、「別紙」に掲げた「生活上の行為」を精査し、地域の特性や現場の状況を踏まえてレベル分けの可否も含めて検討を行う必要がある。その上で、例えば文字や文法等、言語としての日本語の内容をどのように位置付けるか検討することが必要である。

また、国が示す日本語教育の標準的な内容を踏まえ、各地域における多様な日本語教育の実践を支援するために、標準的なカリキュラムの開発に向けて検討を行う必要がある。

2 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の参考例としての教材作成

「1」の標準的なカリキュラムの内容を具体的に示し、それぞれの現場が適宜修正を加えることにより、幅広く使うことのできる教材のプロトタイプ（原型）の作成・提供に向けた検討を行う必要がある。

教材のプロトタイプ（原型）作成に当たっては、学習者や現場の指導者はもちろん、日本語学校等の日本語教育機関に所属する日本語教師や、大学や研究機関で日本語教育についての研究を進める専門家、さらには、地域の有識者や、その他関係者と連携協力しながら作成を進める必要がある。

*3 ここでいう「シラバス」とは、教育計画における指導項目のことをいう。

3 日本語能力及び日本語指導力に関する評価

上記「1」及び「2」を踏まえ、「生活者としての外国人」に必要な日本語能力を客観的に測定するための評価基準^{*4} 及び評価方法についての検討を行う必要がある。

また、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の振興を図るため、日本語指導者がその指導力の向上に努めることができるよう「生活者としての外国人」に対する日本語指導者の指導力の評価規準^{*4} 等についても、今後、検討を行っていく必要がある。

^{*4} ここでの「評価基準」とは、評価する際の具体的な判断のよりどころを指し、「評価規準」はより包括的な判断のよりどころを指す。

参考

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容に関する 聞き取り調査対象機関一覧

学校法人江^え副^{ぞえ}学園 新宿日本語学校

財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部 R H Q 支援センター

財団法人海外技術者研修協会 A O T S 日本語教育センター

財団法人新宿文化・国際交流財団

財団法人中国残留孤児援護基金 中国帰国者定着促進センター

(五十音順)



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会について

平成19年7月 定住外国人の増加を受け、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置。

平成21年1月【報告書】「日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討」

①体制整備⇒国・都道府県・市町村の役割分担、②各機関の連携協力の在り方、③コーディネート機関・人材の必要性、④日本語教育の内容の大枠の提示 ※④に基づき、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法について検討。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法の検討

・各地で工夫を加えるための基を開発。画一的な「内容とノウハウ」の提示ではなく、「外国人が地域で生活できるようになり、社会参加できる」ようになるために必要な日本語教育の考え方、各地での工夫・応用の仕方を以下の具体物を通して提示。

H22.5.19

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について

・「知る」ではなく「できるようになる」ことが期待される生活上の行為を提示。
・各地域が地域の実情に合わせて、独自のプログラムを作るための素材集。

H23.1.25

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について 活用のためのガイドブック

・地域の実情把握からプログラム開発・実践まで、カリキュラム案を活用し、地域の日本語教育の展開する上で必要な手順を提示。

H24.1.31

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の教材例集

・生活の基盤形成・社会参加につなげる日本語教育の教材を例示。
・各地域で工夫を加え、外国人の地域社会への参加につなげるためのアイデアを指導ノートに記載。

H24.1.31

「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価

・日本語教育の実践と関連付けた評価の在り方について提案。日本語能力の把握を行う方法と学習履歴・能力を記録するファイルを提案したもの。

H24年度中

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の指導力評価についての検討

(今後検討)
・人材育成や日本語教育プログラム改善のための指導力評価の在り方について検討予定。

各地域において、上記成果物を参考にしながらも、各地域の実情に応じた日本語教育を展開し、日本語教育を通じて、外国人が地域社会とつながり、外国人の社会参加(エンパワメント)・多文化共生社会につながることを期待。

地域の実情・外国人のニーズに基づき、社会参加のための場づくりとしての日本語教育



「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業

平成24年度予定額195百万円
(平成23年度予算額195百万円)

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策(II国の施策)を講じていく必要

地域

地域日本語教育実践プログラム

○「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組(39箇所)

「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を参考に、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組を行う。

〈日本語教室の設置運営〉
〈人材の育成〉
〈教材の開発〉

○地域資源の活用・連携による総合的取組(8箇所)

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を行う。

(想定される取組例)

- ・子育てや防災の取組との連携
- ・自治体の部局、関係機関・団体、企業等からなる協議会の設置 等

調査研究

地域日本語教育の総合的な推進体制の構築に関する実践的調査研究

成果の普及

事例の収集・カリキュラム案等の改善

文化庁

審議会報告・成果物の提供
文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の提供を行う。

標準的なカリキュラム案
活用のためのガイドブック
教材例集

地域日本語教育
コーディネーター研修
(東西2箇所)

一定の経験を有し、日本語指導者に対する指導的な立場を果たすことが期待される者等に対する研修を実施する。

日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進



文化審議会国語分科会日本語教育小委員会について

平成19年7月 定住外国人の増加を受け、文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置。

平成21年1月【報告書】「日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討」

①体制整備⇒国・都道府県・市町村の役割分担、②各機関の連携協力の在り方、③コーディネート機関・人材の必要性、④日本語教育の内容の大枠の提示 ※④に基づき、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法について検討。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法の検討

・各地で工夫を加えるための基を開発。画一的な「内容とノウハウ」の提示ではなく、「外国人が地域で生活できるようになり、社会参加できる」ようになるために必要な日本語教育の考え方、各地での工夫・応用の仕方を以下の具体物を通して提示。

H22.5.19

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について

・「知る」ではなく「できるようになる」ことが期待される生活上の行為を提示。
・各地域が地域の実情に合わせて、独自のプログラムを作るための素材集。

H23.1.25

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について 活用のためのガイドブック

・地域の実情把握からプログラム開発・実践まで、カリキュラム案を活用し、地域の日本語教育の展開する上で必要な手順を提示。

H24.1.31

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の教材例集

・生活の基盤形成・社会参加につなげる日本語教育の教材を例示。
・各地域で工夫を加え、外国人の地域社会への参加につなげるためのアイデアを指導ノートに記載。

H24.1.31

「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価

・日本語教育の実践と関連付けた評価の在り方について提案。日本語能力の把握を行う方法と学習履歴・能力を記録するファイルを提案したもの。

H24年度中

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の指導力評価についての検討

(今後検討)
・人材育成や日本語教育プログラム改善のための指導力評価の在り方について検討予定。

各地域において、上記成果物を参考にしながらも、各地域の実情に応じた日本語教育を展開し、日本語教育を通じて、外国人が地域社会とつながり、外国人の社会参加(エンパワメント)・多文化共生社会につながることを期待。

地域の実情・外国人のニーズに基づき、社会参加のための場づくりとしての日本語教育



「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業

平成24年度予定額195百万円
(平成23年度予算額195百万円)

背景・課題

外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするための施策（II国の施策）を講じていく必要

地域

地域日本語教育実践プログラム

○「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組（39箇所）

「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を参考に、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組を行う。

〈日本語教室の設置運営〉
〈人材の育成〉
〈教材の開発〉

○地域資源の活用・連携による総合的取組（8箇所）

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組や、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を行う。

（想定される取組例）

- ・子育てや防災の取組との連携
- ・自治体の部局、関係機関・団体、企業等からなる協議会の設置 等

調査研究

地域日本語教育の総合的な推進体制の構築に関する実践的調査研究

成果の普及

事例の収集・カリキュラム案等の改善

文化庁

審議会報告・成果物の提供
文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の提供を行う。

標準的なカリキュラム案
活用のためのガイドブック
教材例集

地域日本語教育
コーディネーター研修
（東西2箇所）

一定の経験を有し、日本語指導者に対する指導的な立場を果たすことが期待される者等に対する研修を実施する。

日本での生活に必要な日本語を習得

外国人の円滑な社会生活の促進

日系人等を中心に日本語能力が十分でないこと等から、地域社会で安心・安全に生活できていない

- ・外国人住民が地域社会で孤立することなく生活していくために、日本語能力を身に付けることが必要
- ・そのため、外国人労働者問題関係省庁連絡会議、日系定住外国人施策推進会議等の各種会議において、**「日本語教育の大幅な拡充」**を指摘

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の実施

「生活者としての外国人」のための日本語教室の設置運営【130百万円】

- ・我が国に滞在する「生活者としての外国人」のための日本語教室を設置
- ・全国76箇所を実施



日本語指導者養成【31百万円】

- ・地域の日本語教室で講師として活用できるよう退職教員及び日本語能力を有する外国人等を対象とした研修を実施
- ・全国28箇所を実施



ボランティアを対象とした実践的研修【31百万円】

- ・一定の経験を有する日本語指導者等を対象とした実践的研修
- ・全国28箇所を実施



日本語教育の上級指導者研修 (地域日本語教育コーディネーター研修)等 【3百万円】

- ・日本語教育機関の中核的教員等を対象に、地域の日本語教育指導者に対して適切に指導助言できる能力を養成するための研修を実施

外国人の円滑な社会生活の促進

日本語学習機会の増大・多様な教育プログラムの提供・指導能力の向上・指導体制の充実

